

防災の手引

平成25年3月一部改訂

香川県教育委員会

防災の手引 目次

南海地震に備えて

I	日常における安全対策	1
1	学校防災について	1
2	学校における防災管理	2
3	学校における防災教育の充実	1 1
4	学校における防災訓練の実施	1 7
II	災害発生時の危機管理	2 2
1	地震が発生した場合の対応	2 2
2	津波が発生または発生するおそれがある場合の対応	3 6
3	児童生徒等の安全確保対策の詳細	4 4
4	児童生徒等の保護者への引渡し	4 7
5	風水害への基本的対応	4 9
6	特別支援学校、定時制高校における対応のポイント	5 0
7	学校施設・設備の被害状況等の点検及び応急対策	5 2
8	学校再開に向けた対応	5 4
III	災害時における避難所としての学校の果たす役割	5 6
1	避難所としての学校施設	5 6
2	避難所運営の内容	5 6
3	避難所運営に係る教職員の身分上の取扱いについて	5 8
IV	心のケア	5 9
1	体制づくりの教職員の役割	5 9
2	危険発生時における健康観察のポイント	6 1
3	関係機関との連携	6 1
V	資料	6 2
1	地震発生メカニズムと災害状況	6 2
2	台風発生メカニズムと災害状況	7 1
3	学校で作成する防災計画例	8 0
4	学校における災害時の安全点検実施内容例	8 7
5	防災教育に役立つ視聴覚教材やホームページ等	8 9
6	香川県防災対策基本条例（抄）	9 4
7	学校における防災グッズ・避難所における非常用備蓄品（例）	9 5

南海地震に備えて

過去、繰り返し発生し、県内各地に大きな被害をもたらした南海地震。今世紀前半にもその発生が予測されている。

<南海地震とはどのような地震か>

○近い将来、確実に発生する海溝型の地震！

南海地震は、高知県足摺岬沖から和歌山県潮岬沖の南海トラフという海溝周辺を震源域とする海溝型の地震である。海溝型地震は、地球の表面をおおうプレート（板状の岩石）が押し合っ、そのひずみが限界に達し、プレートが跳ね上がったときに大きな揺れや津波が発生するものである。

南海トラフでは、日本列島がある大陸側のユーラシアプレートに太平洋側のフィリピン海プレートが1年間に数センチの速度で沈み込んでおり、おおむね100年から150年の間隔で繰り返し大地震が発生している。前回の昭和21年（1946年）12月21日に昭和南海地震が発生した。

次の南海地震について、政府の地震調査委員会では、今後30年以内に60%程度の確率、50年以内に90%程度の確率で発生すると予測している（基準日：平成24年（2012年）1月1日）。

<南海地震が発生したらどうなるか？>

○強い揺れが数分間！

平野部の広い範囲で震度6弱の揺れとなり、地盤の軟弱な地域では、震度6強になると予測されている。強い揺れにより、建物の倒壊、家具の転倒、地盤の液状化などが想定される。建物の耐震診断・補強、家具の固定化などの備えが必要である。

○瀬戸内海にも津波襲来！

県内で早いところでは地震発生から約70分後に津波第1波が到達すると予測されている。県内沿岸部各地で津波による浸水が予測されており、どこにどのルートで避難するかあらかじめ確認しておく必要がある。

○ライフラインの機能停止！

地震と同時に停電し、水道、ガス、電話が使えなくなり、その復旧に時間がかかることが想定される。また、交通途絶などにより、必要な物資がすぐに手に入らないことが考えられる。そのため、家庭でも懐中電灯、ラジオなどの非常持ち出し品、3日分程度の水、食料などの備蓄品を準備しておく必要がある。

○東海地震、東南海地震と同時発生の可能性！

東海地震は、静岡県駿河湾から静岡県浜名湖沖を震源域とする地震であり、東南海地震は、静岡県浜名湖沖から和歌山県潮岬沖を震源域とする地震である。これらの地震は、南海地震と同じく南海トラフに沿った海域が震源域であり、過去において、東海地震、東南海地震、南海地震の3つの地震は、同時発生したこともあれば、また、時間差をもって発生したこともある。次の地震がどのパターンになるかは明らかではない。

同時発生した場合、被害が超広域化するので、周辺各地からの救援を期待できない。南海地震単独発生でも、より被害が甚大な徳島県、高知県に他県からの救援が集中することが考えられる。その意味でも自らの身は自らで守るという「自助」、地域の安全は助け合って守る「共助」が重要となっている。

I 日常における安全対策

I 日常における安全対策

1 学校防災について

(1) 防災対策の基本理念

災害による被害を最小限度にとどめるためには、住民が自らの身は自らで守る「自助」、地域の安全を地域住民が互いに助け合って守る「共助」、行政による「公助」の連携が重要であり、どれが欠けても、有効な対策にならない。住民・地域・行政が、意識を一つにして、日頃から災害に対する備えを行う必要がある。このような考えの下、香川県では防災対策基本条例を平成 18 年 7 月に制定して、災害に強い県づくりに取り組んでいる。

(2) 学校防災の基本的な考え方

学校における防災対策は、学校安全の一環として行われるものであり、「学校防災計画（防災管理、防災に関する組織的活動）」と「防災教育」の分野に分けることができる。

これらを適切に行い、児童生徒等の安全確保と防災対応能力の向上を図る必要がある。

(3) 学校防災計画

各学校における総合的な防災対策を強化し、児童生徒等の生命を守り、身体の安全を確保し、校舎等施設・設備の保全を図るため作成する計画である。

この計画は、児童生徒等の安全確保を第一に考え、予想しうるすべての事態に対し、適切な役割分担により適切な措置ができる体制を確立する必要がある。日常の学校安全管理、避難訓練の実施、計画的・継続的な防災教育の展開などについて、児童生徒等や地域の実態、学校規模に応じた内容とする必要がある。また、地域・関係機関と連携して作成、必要な事項については、児童生徒等や家庭にも周知する必要がある。

(4) 防災教育の意義

防災教育の目的は、災害時に的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動ができるようになるという「自助」の確立と災害時に進んで他の人々や地域の安全のために行動できる「共助」の担い手を育成することである。そのためには、子どものころからの防災教育が重要であり、こうした意味で防災対策基本条例では第 23 条に学校設置者・管理者は児童生徒等に対する防災教育の実施に努めるものと定められている。

防災教育に当たっては、児童生徒等の発達段階に応じ、計画的、継続的に行うことが重要である。また、学校だけでなく、家庭や地域における役割を踏まえた内容とする必要がある。例えば、小学生は家族や地域とともに災害に向き合う態度や防災に関する基礎知識を学習する、中学生は深めるべき防災知識や担うべき地域防災を学習する、高校生は地域社会の中での自らの役割や防災・減災に関する具体的な課題の解決方法を学習するといった視点が必要である。

また、防災知識等の学習とあわせ、地域と連携した実践的な防災訓練を行うことで、一層、効果をあげることができる。

魅力的な防災教育を行うため、ゲーム感覚で行えるもの等の様々なメニューを考える必要がある。

2 学校における防災管理

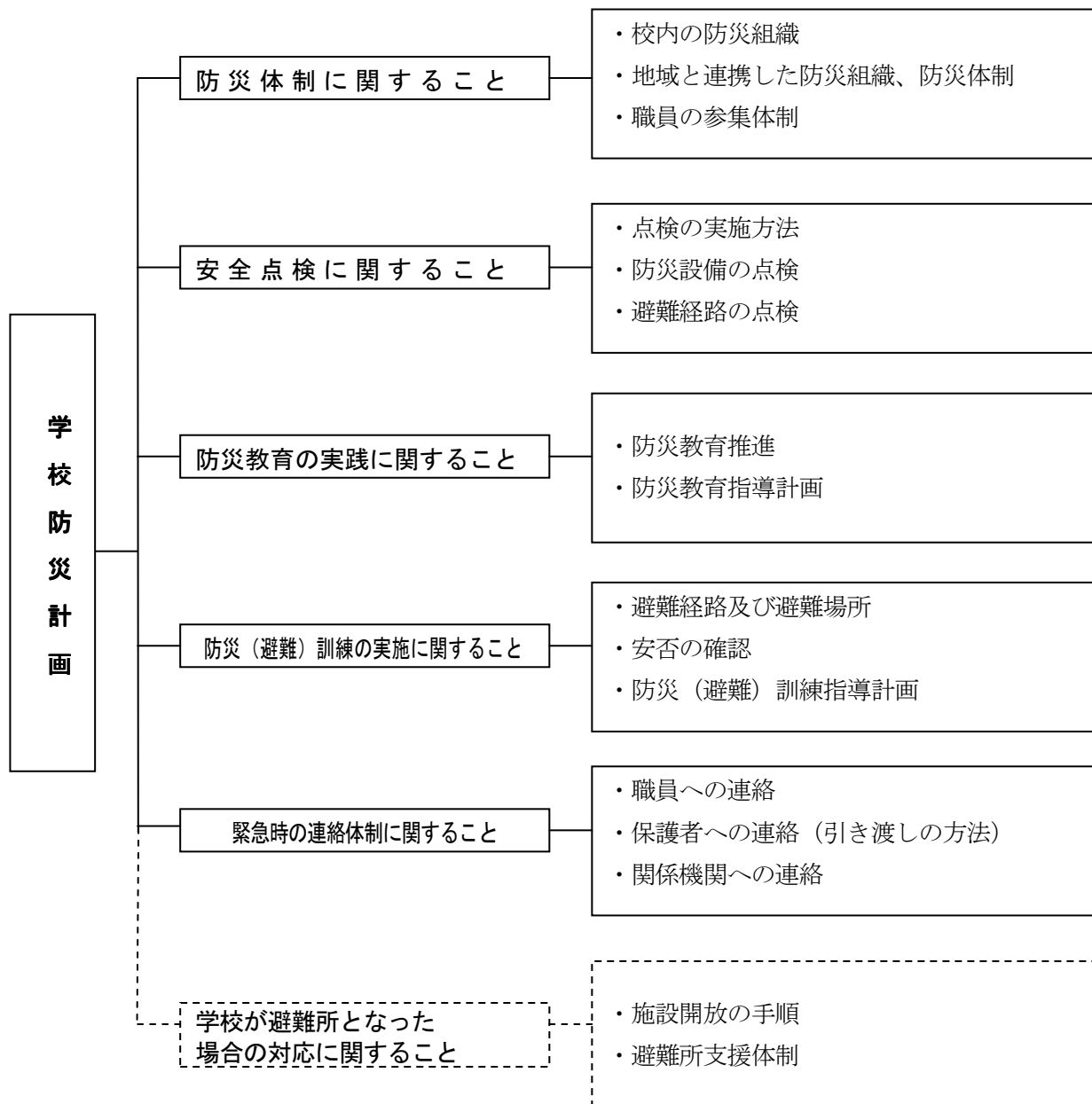
(1) 学校防災計画の作成

児童生徒等に生命の大切さを教えていくことは、教育の原点である。とりわけ災害が発生した場合には、状況を的確に判断し、落ち着いて適切な行動ができる能力や態度を児童生徒等一人ひとりに育成していくことが大切である。

また、児童生徒等の安全を確保し、被害を最小限にとどめるためには、校長はじめ教職員が迅速かつ適切な行動をとることが不可欠である。

教職員は、学校における安全教育や安全管理に努めるとともに、地域の防災体制等を熟知し、平素から防災リテラシー(*)の向上に努めることが大切である。

① 学校防災計画の内容



* 防災リテラシーとは

自然災害の発生メカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどをよく理解し、災害時における危機を認識して、日常的な備えを行うとともに、的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動を迅速に取れる能力。

② 学校防災計画立案上の留意点

防災体制に関すること	<ul style="list-style-type: none">・学校の規模や自然的・社会的立地条件等を考慮する。・平常時と災害時の役割を明確にする。・地震・火災・風水害等の災害の種類や規模、発生時の状況に応じた職員の参集体制を考える。・地域と連携した防災体制については、児童の引き渡し訓練や自主防災組織との合同訓練等を通して、日常的な連携を強化する。
安全点検に関すること	<ul style="list-style-type: none">・点検場所、点検内容、責任者等を含むチェック表を作成し、定期的に点検する体制を作っておく。・防火シャッター、消火器、消火栓、救助袋等は防災（避難）訓練の実施に合わせ操作、点検する体制を整えておく。・校内の避難経路の確認、通学路の安全点検についても保護者、地域社会と連携した形で実施する。
防災教育の実践に関すること	<ul style="list-style-type: none">・子どもたちが災害から生命を守るのに必要な能力や資質の向上を図るとともに、共に生きる心や厳しさに耐える心を育むなど、心豊かなたくましい人間の育成をめざした取組となるように配慮する。・学校の実態に応じた推進計画や指導計画を作成する。
防災（避難）訓練の実施に関すること	<ul style="list-style-type: none">・安否確認・避難誘導班や救護班等の災害の役割を明確にし、それぞれの班が互いに連携して活動できる体制を整備する。・地震、津波、風水害、火災等の災害の種類に応じた避難経路、避難場所を事前に決めておく。
緊急時の連絡体制に関すること	<ul style="list-style-type: none">・電話以外にインターネットや防災無線、有線放送等複数の連絡方法を考えておく。・緊急時の保護者への連絡方法、避難場所等を「児童生徒等引き渡し・緊急時連絡カード」等で確認できるようにしておく。

(2) 学校防災組織の確立

① 学校防災体制の整備充実

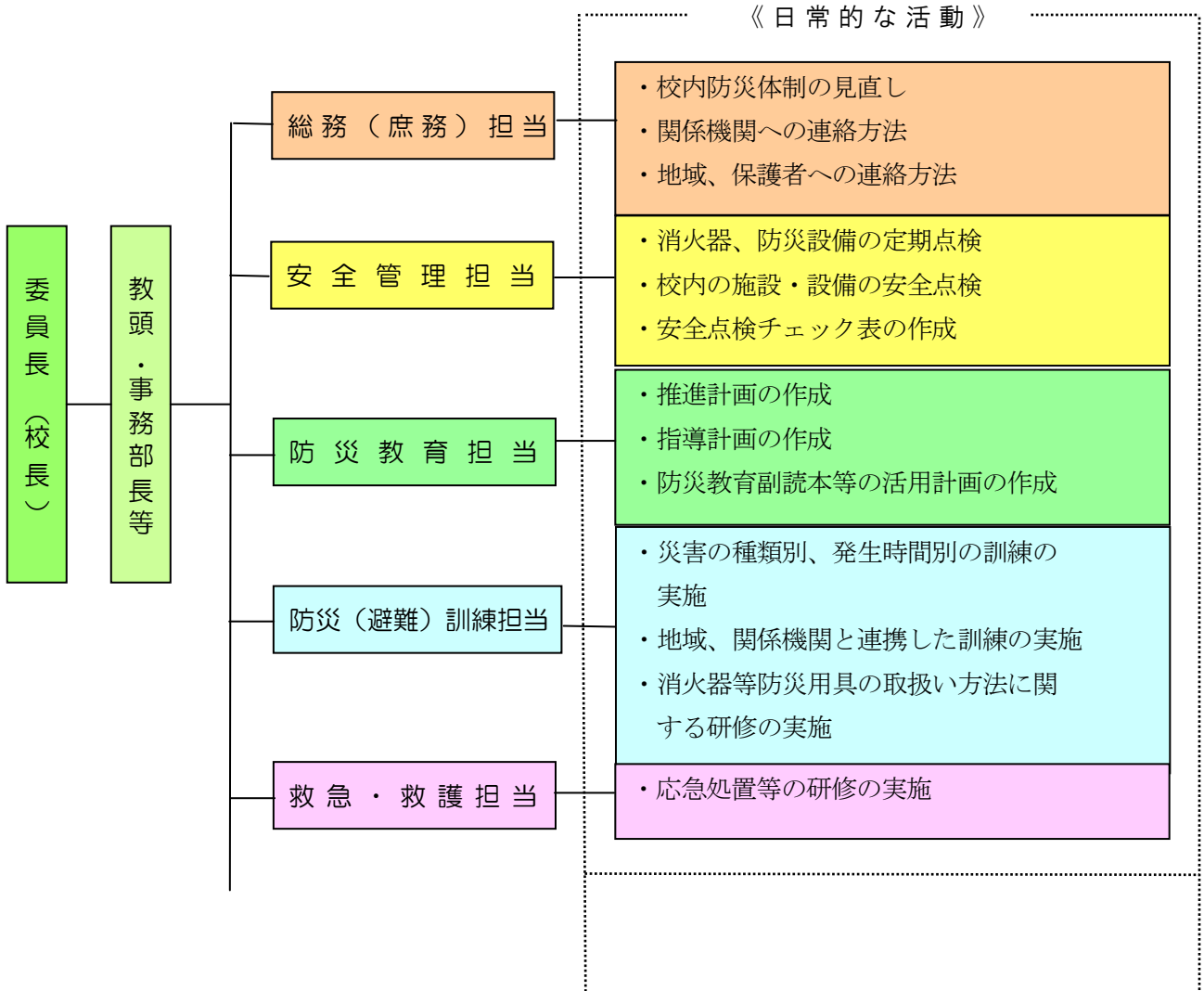
学校防災計画において、教職員の危機管理意識を高め、適切な防災教育の指導、施設・設備の管理を行うための防災委員会など、体制の整備等について定めておく必要がある。

- 災害の種類や程度、発生時刻、場面等に対応した教職員の役割を明確にするとともに、家庭や消防署、警察署など関係機関等との連絡体制を整備する。
- 市町や教育委員会と学校は連携を密にして、日常からその管理体制を整えることが大切であり、学校は、「市町地域防災計画」をよく理解し、その組織下で機能することが必要である。
- 大規模な災害が発生した場合においては、避難所指定を受けている学校だけでなく、その他の学校も一次的避難場所になるとの認識に立ち、平素より教職員自ら危機管理能力の向上に努めるとともに、各市町の避難所運営マニュアルを踏まえ、避難所開設に関する必要事項について検討し、定めておく。
- 災害時に児童生徒等の安全を確保し、予想される危険や避難方法について適切な指示・指導ができるよう教職員の共通理解を図る。
- 施設・設備については、日常の安全管理に万全を期すとともに、緊急時において避難経路が確保できるよう、備品等の設置方法や設置場所等について安全対策を徹底する。

② 防災委員会の組織例

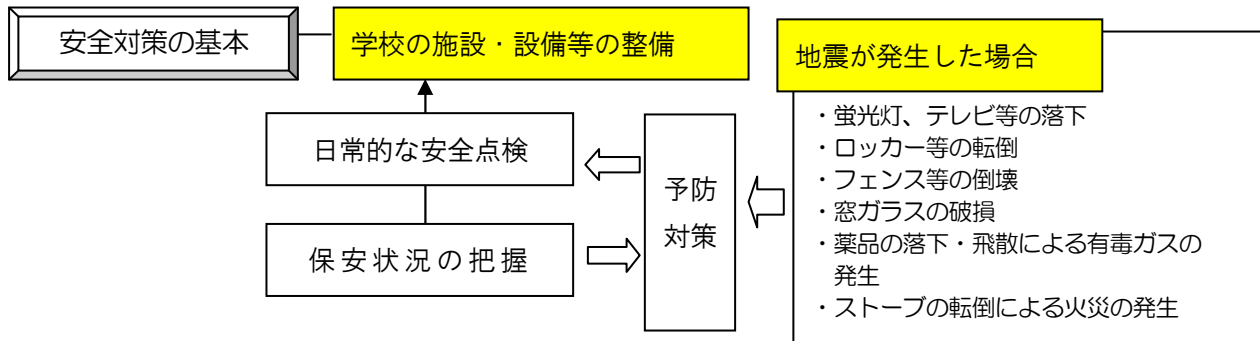
校長、教頭、各担当の代表者等で委員会を構成し、学校防災計画を作成するほか、日頃から学校における防災体制の整備や防災教育の充実に努めるとともに、地域の自主防災組織との連携を図る。

【防災委員会の組織例】



③ 施設・設備の安全管理

地震、津波、風水害、火災等の災害に備え、校内の施設・設備や通学路等の安全点検を定期的に行い、備品等の転倒・落下防止の措置をとったり、安全マップづくりなどを通じて児童生徒等に危険箇所等の周知を図るなど、可能な限り具体的な予防対策を講じておく必要がある。



○ 施設・設備の管理

- ・テレビ、棚、書架、薬品庫等の転倒・落下防止
- ・脱出用シェルター、消火栓、消火器等の定期点検
- ・防災設備、防災機器等の配置図の掲示

○ 定期及び随時の安全点検

- ・安全点検の実施計画の作成（点検チェック表等の作成）
- ・校区内の地形や地盤などの条件を検討し、災害発生時における被害等を予測し、その対策（避難経路、避難場所等）を立てておく。

○ 避難経路の安全点検

- ・避難経路となる廊下や階段、出入口等には、避難の妨げとなるロッカーや荷物などを置かないようにする。
- ・やむを得ず置く場合は、ロッカー等は倒れないように固定する。
- ・校舎の一部損壊を想定した複数の避難経路の設定
- ・校内放送設備が使用不能になった場合の緊急連絡、避難誘導の方法の確認

○ 通学路等の安全点検

- ・登下校時に災害が発生した場合に備えて、通学路の定期的な安全確認の実施
- ・通学路の危険箇所の確認（ブロック塀の多いところ、落下の恐れのある看板、転倒の恐れのある自動販売機、水害時に浸水、冠水の恐れのある道路等）
- ・通学路の近くにある広域避難場所の確認

☆ 日常点検におけるチェックポイント

備品・設備	該当箇所	点検ポイント
ガラス、蛍光灯	教室、廊下、 階段、トイレ、 昇降口	<ul style="list-style-type: none"> 割れて飛散していないか。 飛散防止フィルム等ははがれていないか。
ロッカー、本棚 等	教室、特別教室 図書室、昇降口	<ul style="list-style-type: none"> 固定金具は、ゆるんでいないか。 転倒・移動の危険はないか。 上部に落下しやすい物を置いていないか。
ガラス容器 食器類	理科室 家庭科室 調理室、実習室	<ul style="list-style-type: none"> 転倒、落下、破損の危険はないか。 容器等を重ねて置いていないか。 棚など収納場所の扉は簡単に開かないか。
薬品類 医薬品類	理科準備室 保健室	<ul style="list-style-type: none"> 棚など収納場所の扉は簡単に開かないか。 薬品どうしの混合により発火する危険性がある場合は、保管場所、保管方法を考えてあるか。 劇薬等の危険性の高い薬品類は、砂箱等に収納してあるか。
テレビ、ビデオ コンピュータ	教室、視聴覚室 コンピュータ室	<ul style="list-style-type: none"> 転倒、落下、破損の危険はないか。 移動しないように固定してあるか。 固定金具や固定器具はゆるんでいないか。
工作機械・ 工作用具	技術室、実習室	<ul style="list-style-type: none"> 用具が落下することはないか。 収納棚などが転倒することはないか。
石油ストーブ ガスストーブ	教室、職員室 庁務員室	<ul style="list-style-type: none"> まわりに引火物はないか。 安全装置は作動するか。 タンクに燃料等は残っていないか。
ガス	理科室、調理室 給食場、職員室	<ul style="list-style-type: none"> 元栓は閉めてあるか。 ガス管は老朽化していないか。 ボンベが転倒する危険はないか。 ガス漏れ警報装置等は正常に作動しているか。
灯油等油類	調理室、給食場 灯油倉庫	<ul style="list-style-type: none"> 転倒、落下し流出することはないか。 まわりに引火物はないか。 消火器等が近くに置いてあるか。
フェンス サッカーゴール 鉄棒、遊具等	運動場、中庭	<ul style="list-style-type: none"> 転倒、移動することはないか。 破損箇所はないか。

☆ 点検チェック表（※点検チェック表には、管理責任者を明記する。）

①施設・設備

点検場所	点検箇所	異常の有無	異常の状態	対応について	点検日	確認
教室 管理責任者 ()	ガラス、窓	有・無				
	ロッカー、棚	有・無				
	電灯	有・無				
	ドア、鍵	有・無				
	テレビ、ビデオ	有・無				
音楽室 管理責任者 ()	ガラス、窓	有・無				
	ロッカー、棚	有・無				
	電灯	有・無				
	ドア、鍵 テレビ、ビデオ スピーカー	有・無				
理科室 管理責任者 ()	ガラス、窓	有・無				
	ロッカー、棚	有・無				
	電灯	有・無				
通学路 管理責任者 ()	ブロック塀	有・無				
	看板	有・無				

②防災機器、非常用品等

	物品名	管理場所	管理責任者	数量	異常の有無・状態	点検日	確認
救急用品	救急箱	保健室・職員室					
	担架	保健室・職員室					
	AED	保健室					
情報機器	テレビ	校長室・職員室・事務室					
	ラジオ	校長室・職員室・事務室					
	ハンドマイク	職員室・体育館					
	トランシーバー	事務室					
防災資機材等	消火器	各棟各階					
	バケツ	各棟各階					
	ロープ	倉庫					
	スコップ	倉庫					
	脚立	事務室・倉庫					
	ヘルメット						
	テント						

(3) 避難場所の選定

地震により、建物の倒壊、地割れ、崖崩れ等の一次災害のみでなく、二次災害として火災、河川の決壊等による浸水、津波等も予想される。したがって、日頃安全な場所も危険になることが考えられるので、避難場所は2～3箇所を選定しておく必要がある。

① 第一次避難場所

○ 学校の立地条件による選定

学校の校庭は、地域で地震や火災等の災害が発生した場合の第一次避難所となることが多いが、立地条件によっては、必ずしも安全な場所とはいえないこともあるので、次のような立地条件にある学校等は、特に第一次避難場所を校庭ではなく、他に求めておくような配慮が必要である。

- ◆ 住宅密集地にある学校等
木造住宅が密集している市街地は、火災発生の危険がある。
- ◆ 海岸地域にある学校等
水害、津波の恐れがある。
- ◆ 山沿いや崖の上、崖の下にある学校等
地割れ、山崩れ、崖崩れや地滑りの恐れがある。
- ◆ 埋め立てや盛り土の上にある学校等
地割れ、亀裂、液状化、土砂の流出の恐れがある。
- ◆ 工業地帯にある学校等
二次災害としての爆発や大火の恐れがある。

○ 避難場所の選定条件

- ◆ 児童生徒等の安全を確保できる広さのある場所
- ◆ 建物等が倒れても危険のない場所
- ◆ 周辺に火災が発生しても危険のない場所
- ◆ 近くに危険物の貯蔵所、施設などのない場所

② 第二次避難場所

第二次避難場所は、市町地域防災計画に基づいて選定し、児童生徒等の安全確保を図れるような場所でなければならない。

(4) 児童生徒等の学校生活における安全管理

学校生活における安全管理は、すべての教育活動を対象として、災害発生に対応し、被害を防止するために行うものである。学校生活の安全管理を効果的に進めるためには、過去の災害事例や児童生徒等の行動特性を考え、それぞれの学校に即した観点を設定し、日頃の指導を積み重ねることが大切である。

休憩時間

・自由な行動時間であり、災害が発生した場合の安全行動の取り方、教職員の管理下に入る方法を定めておく。

各教科等の授業中

・授業中に災害が発生した場合の対応マニュアルに基づいて訓練する。
・教職員の指示、安全行動の取り方、避難方法、管理下に入る方法を指導する。

児童会・生徒会活動時

・異なった学年の児童生徒等のグループ化、教職員の指示、安全行動の取り方の指導や管理下に入る訓練をする。

日常の管理活動時

- ◆ 年間を通して、集団訓練を多く取り入れた基礎訓練を積み重ねる。
- ◆ 教室、運動場、校外での集合体制、管理下に入る方法、リーダーの養成に努める。
- ◆ 日頃の服装、履物など、学校が統一した方法を指定し指導する。
- ◆ 避難の途中とか、校内・校外での災害発生時の集団離脱は厳に注意し、許可のない単独行動は非常に危険であることを理解させる。
- ◆ 保護者のもとへ引き渡す場合の約束を児童生徒等にも理解させ、その訓練を実施しておく。

3 学校における防災教育の充実

(1) 学校における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として行われるものであり、児童生徒等が災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動ができるようにすること、災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにすること、さらに、自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項が理解できるようにすることを通して、児童生徒等に防災対応能力の基礎を培うものである。

(2) 学校における防災教育の推進計画

防災教育は、児童生徒等の発達段階、学校の実態や地域の特性に応じて指導内容を検討し、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などと関連を図りながら、教育活動全体を通じて計画的に進めていくことが重要である。したがって、各学校では、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点、指導内容や配当時間など検討した内容をもとに、防災教育推進計画を立案し、児童生徒等の一人ひとりが災害に適切に対応する能力を確実に身に付けられるよう、指導の充実を図らなければならない。ここでは、中学校の例を示す。(図-1)

(3) 学校における防災教育の機会

小学校、中学校、高等学校並びに特別支援学校(小学部・中学部及び高等部)学習指導要領の総則において、「学校における体育に関する指導は学校教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、体力の向上及び健康の保持増進に関する指導については、体育科(保健体育科)の時間はもとより、特別活動(及び自立活動)などにおいても十分行うよう努めることとし、それらの指導を通して、日常生活における適切な体育的な活動の実践が促されるとともに、生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎を培うよう配慮しなければならない」としている。

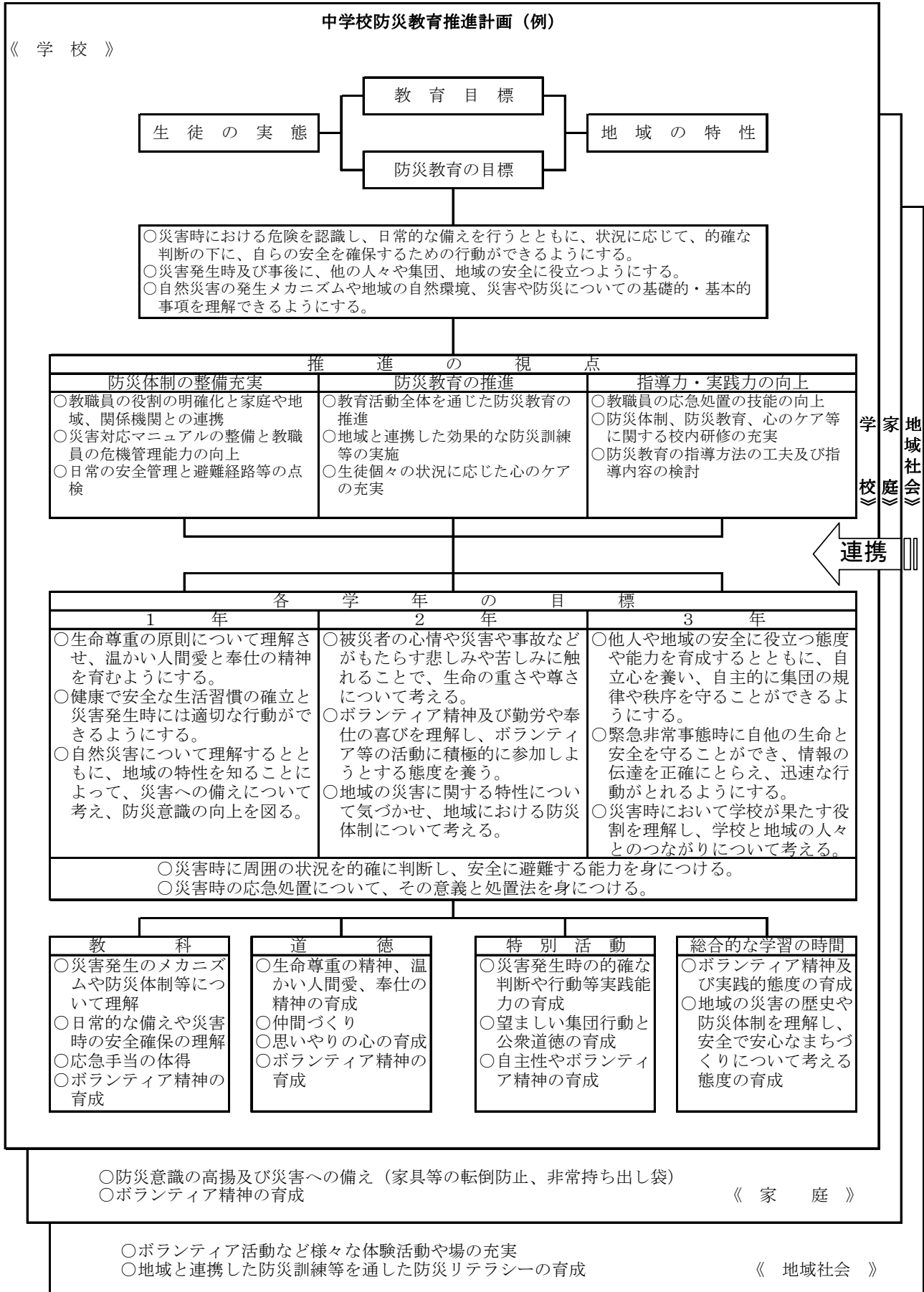
また、幼稚園並びに特別支援学校(幼稚部)教育要領の教育目標において、「健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣・態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。」としている。

学校における防災教育は、教育活動全体を通じて行うこととなるが、特に関連の深いものが [] で囲んだ教科等である。(P.13 図-2)

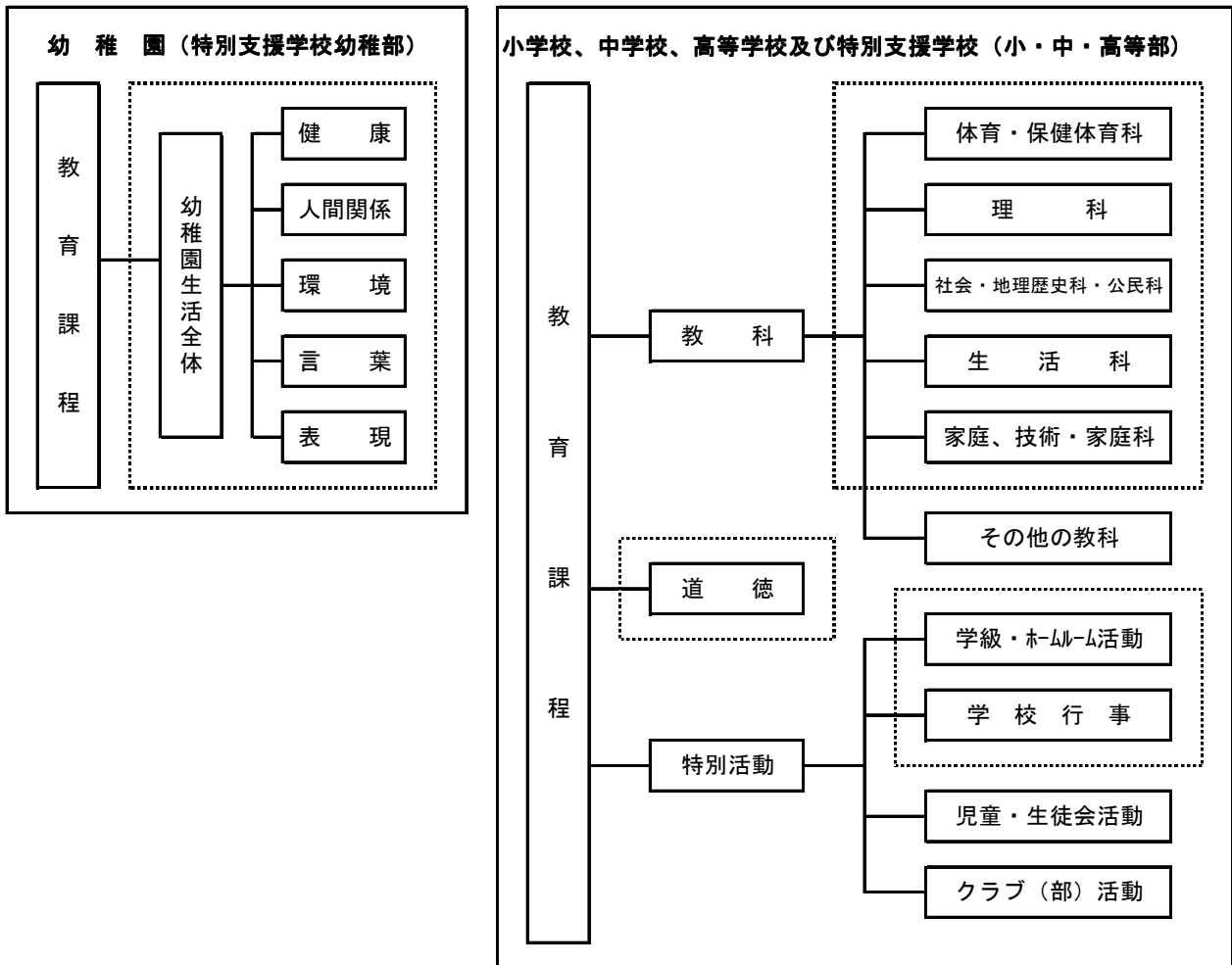
(4) 学校における防災教育の指導内容の観点

- ① 児童生徒等の発達段階やその行動上の特性を考慮した内容
- ② 学校の立地条件、学校規模、施設・設備及び地域環境等に応じた内容
- ③ 地震や風水(雪)害、火災等の災害の種別に対応した内容
- ④ 地域社会の一員として、地域防災訓練への参加についての内容
- ⑤ 避難所等において、ボランティアとしての活動についての内容

図—1



学校における防災教育の機会



(5) 学校種別ごとの指導カリキュラム (例)

学校種別		学校種別ごとの指導カリキュラム			
学校種別	幼稚園	特別活動		学 校 行 事	関 連 の 深 い 教 科 及 び 内 容
		学級活動 (HR活動)	児童 (生徒) 会活動		
幼稚園	<p>幼児の生活経験に即して総合的な指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身につける。 ○健康の領域 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気をつけて行動する。 ・教師指導の下で危険から身を守る。 ・災害が発生したときには、教師の合図に従って行動する。 ・決まらされた場所へ決められたとおりに避難する。 ・避難訓練の目的を理解して、迅速に行動する。 	<p>健康や安全に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康や安全を尊重し、日常生活を安全に保つために必要な事柄を理解させ、進んで決まらを守り、安全に行動できるようにする。 ・地震や風水害、高潮、火災における防災の問題 	<p>自発的、自治的活動を通して、防災に関する知識を習得し、災害から身を守り、安全に行動できる能力や態度を養う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会活動 ・集会活動 	<p>健康安全・体育的行事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全な生活に対する理解を深め、さらに体育的な集団活動を通じて、心身とも健康な生活を育成する。 ・避難訓練 ・防災に関する安全意識を高める活動 	<p><社会・理科・体育(保健)を中心として></p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然災害や、火災発生時における安全確保の方法や災害対策の在り方について理解する。 ○学校生活の事故などによるけがの防止には、周囲の危険に気づき、的確な判断の下に安全に行動できるようにする。
小学校	<p>健康や安全に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康や安全に関する生活態度の育成や生活習慣の形成を図る。 ・地震や風水害、高潮、火災発生時における対応 ・的確な状況判断 ・適切な行動の仕方と習慣化 	<p>自発的、自治的活動をとおして、安全に対する主体的な態度や安全確保のための実践意欲の向上をめざす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会活動 ・集会活動 	<p>健康安全・体育的行事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○冷静沈着、迅速、的確に判断して対処する能力を養い、自他の安全を確保することができる能力を身につける。 ・避難訓練 	<p><社会・理科・保健体育(保健分野)を中心として></p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災に関する知識や技能を習得する。 ○自然の災害や災害に深い関係をもっている事象を取り上げて自然の特質を理解する。 ○災害防止のための対策について理解する。 ○災害が発生した場合、安全な行動ができることととも、傷害に対して適切な応急手当が行えるようにする。 	
中学校	<p>在り方生き方に関する問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自他の生命の安全と健康の増進 	<p>自発的、自治的活動を展開する中で安全指導の充実を図る。</p>	<p>保健・安全的行事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練 ○動労にかかわる体験的学習 ・地域防災訓練への参加 	<p><理科・保健体育：家庭を中心として></p> <ul style="list-style-type: none"> ○地球の構成に関する科学的な知識を身につけるとともに、地球内部のエネルギーと地球の変化について理解する。 ○地震災害に関する基礎的な知識を習得し、災害防止の技術の基礎を身につける。 ○事故、災害の基礎的な事柄について理解を深め、自ら進んで安全を確保することのできる態度や能力を養う。 ○災害防止の方法について理解することととも、災害時における応急手当の技法を身につける。 	
高等学校	<p>安全に関する指導(幼)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報の安定を図り、状況に応じて機敏に自分の体を動かす。危険な場所や物事が分かり、安全についての理解を深める。災害時に適切な行動がとれるようにする。 ○安全に関する指導(小・中・高) 児童生徒の履修の状態を考慮して、特に災害時に安全に行動ができるようにする。 ・安全に対する意識、能力、態度の育成 ・生命の尊厳の体得 ・通学路の安全確認 ・車内指導 	<p>自発的、自治的活動を展開する中で安全指導の充実を図る。</p>	<p>保健・安全的行事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練 ○動労にかかわる体験的学習 ・地域防災訓練への参加 	<p><生活・社会・理科・保健体育・職業・家庭を中心として></p> <ul style="list-style-type: none"> * 基本的には、小学校・中学校・高等学校に順ずるが、心身の障害の状態及び特性を十分考慮する。 ○避難の時は、進んで教師の指示に従う。 ○テレビの天気予報に関心を持つ。 ○自然災害について関心を持ち、日常生活で必要な注意をする。 ○地震や火山活動などの自然災害に関する基本的な知識を持つ。 ○安全に関する用語や標識の意味を理解する。 ○海・川・山などの自然のありさまやその働きを知る。 ○簡単な応急手当の仕方を知る。 	

(6) 教職員の研修

学校の防災体制の整備充実や防災教育の推進は、児童生徒等の安全の確保にかかわるきわめて重要な課題であり、県教育委員会等が実施する研修に参加するとともに、校内研修の充実を図り、教職員の意識、資質の向上に努めなければならない。

① 県教育委員会主催の研修

《基本研修》

初任者研修・教職5年経験者研修・教職10年経験者研修等の教職員の経年研修において、地震を含む防災対策等の基礎知識などの内容を取り上げて研修を行う。

- ・地震発生のメカニズム
- ・南海地震の被害予想と対策について
- ・学校における対策（平常時、災害発生時）
- ・災害復旧に向けての対応（学校が避難所となった場合の避難所運営）

② 校内研修

《内容例》

- ・学級活動等の授業研究
- ・実技講習（心肺蘇生法、応急手当など）
- ・校外研修会に出席したものによる報告会
- ・専門家による講演会等

③ その他

- ・地域総合防災訓練への参加
- ・防災センターの体験及び見学
- ・災害ボランティアに関する体験学習会への参加
- ・消防署等が開催している防災に関する公開講座への参加

(7) 応急手当の実技研修

災害の発生により、多数の負傷者を生じることが予測される。このような非常事態に備えて、各学校においては、救護体制の確立や強化を図るために、教職員が応急手当に関する知識や基礎的な技能を習得しておくことが重要である。

《応急手当の手順》

① 周囲の状況の観察

ア 周囲に協力者はいないか。

- ・大きな声で助けを求める。
- ・手当、通報、運搬などに協力してもらう。

イ 安全な場所か。

- ・危険な場所の場合 ⇒ 安全な場所へ移動

ウ 通報

- ・状況、場所（番地や目印）を正確に伝える。
- ・携帯電話で通報した場合は、通報後、しばらくは電源を入れたままに。

② 傷病者の観察

- ア 大出血があるか。
- イ 意識があるか。
- ウ 呼吸をしているか。
- エ 循環のサインがあるか。

③ 手当

- ア 出血があれば、止血を行う。
 - *ふき出すような出血の場合は、他の手当より先に止血する。
- イ 意識がなければ、気道を確保する。
- ウ 呼吸をしていなければ、人工呼吸を行う。
- エ 心臓が動いてなければ、心臓マッサージを行う。
 - *AED（自動体外式除細動器）があれば、効果的に活用する。

④ 手当・安静・観察

- ア けがのある場合は、その手当をする。
- イ 楽な姿勢にする。
 - *意識がない場合は、のどがつまらないような姿勢にする。
- ウ 毛布などで保温する。
- エ 傷病者を元気づける。

《各学校における応急手当の学習の進め方》

学 校	学習の進め方
小 学 校	教職員の応急手当に関する指導力の向上を図るため、各学校では、講習会に参加したり、保健主事の教員、養護教諭を中心に地域の関係機関の協力を得た校内研修を実施し、実践的技能の習得に努める。 児童による「救護班」を編成し、必要に応じて教師の補助ができるようにし、学校や家庭の救護活動に役立てる。
中 学 校 高等学校	教職員の応急手当に関する指導力の向上を図るため、各学校では、講習会に参加したり、保健主事の教員、養護教諭を中心に地域の関係機関の協力を得た校内研修を実施し、実践的技能の習得に努める。 中学生に対して、保健体育、学級活動（ホームルーム活動）等を通して、応急手当の基礎的な技能を習得させる。 高校生に対して、学校の実態、地域の特性を考慮し、「救護班」を編成し、計画的・継続的に実習を重ねて技能の向上を図り、必要に応じて学校や家庭、地域の救護活動に役立てる。

4 学校における防災訓練の実施

防災（避難）訓練は、教育課程の中に位置付け、児童生徒等が体験的に理解できるよう計画的に実施しなければならない。

実施に当たっては、様々な災害を想定し、いかなる災害に遭遇した場合でも安全に避難できる態度や能力を身に付けられるよう、可能な限り体験的な訓練を取り入れていくことが大切である。特に地震は予測がほとんどできないため、防災（避難）訓練の際には様々な場面における危険の回避や避難の方法について理解させ、状況に応じて安全に行動できる能力を平素から培っておく。また、緊急地震速報を活用した訓練等も取り入れる必要がある。

（1）防災（避難）訓練の主な内容例

- ①安全確保の方法
- ②情報の収集、確認、伝達、報告
- ③防災組織の編成と活動
- ④児童生徒等の避難誘導
- ⑤火気の安全管理と初期消火
- ⑥負傷者の救出と応急処置
- ⑦保護者への連絡・児童生徒等の引渡し

（2）防災（避難）訓練の状況設定例

- ①地震が起き火災が発生した場合
- ②緊急地震速報を受信した場合
- ③火災が発生した場合
- ④風水害等の災害が発生した場合（高潮を含む）
- ⑤緊急放送ができない場合
- ⑥電話が不通で、情報の収集や伝達ができない場合
- ⑦運動場が液状化、地割れ、陥没等で使用できない場合

（3）防災（避難）訓練想定の場合例

- ①登下校時
- ②始業前、放課後
- ③授業中
（普通教室・特別教室・体育館・運動場等）
- ④休憩時
- ⑤特別活動時
- ⑥校外の教育活動時

(4) 防災（避難）訓練の実施に当たっての留意事項

地域の実情に応じる

時期・回数・内容等は、学校種別や地域の実情に応じ、他の安全指導との関連などを考慮して設定する。海岸の埋立地・池の埋立地・盛土・海岸地域・崖の上・崖の下等にある学校は、津波、液状化、浸水、崖崩れ等の二次災害の発生も考慮する。学校が工場地帯に隣接したり木造住宅が密集している市街地にある場合は、爆発や大火の二次災害の発生も考慮する。

事前指導を充実する

事前にその意義を児童生徒等に十分理解させ、「自らの生命は自ら守り安全に行動できる」ことを基本にして指導する。特に、教職員は明確な指示をするとともに、頭部や体を保護させるなど、危険を回避する訓練を重点的に行う。

多様化を図る

屋内消火栓、脱出用シューター、消火器、担架等の防災用具を積極的に活用したり、緊急地震速報の活用を想定したりして、緊迫感、臨場感を持たせるなど、様々な災害を想定した訓練を工夫する。また、地震により校舎等の継ぎ目及び渡り廊下等に損壊が多く認められることから、様々な被害状況を想定し、幾通りかの避難経路を設定しておく。

役割分担を明確にする

教職員一人ひとりが指揮系統や役割分担（情報収集、関係機関への通報・連絡、搬出、救助）など、協力体制について理解を深め、的確な行動ができるようにする。

家庭や関係機関等と連携を密にする

市町地域防災計画に基づき、所轄消防署や防災機関との連携を十分に行うとともに、PTA、自主防災組織との合同訓練も実施するよう努める。また、児童生徒等と保護者との連絡方法や状況に応じた引き渡し方法、帰宅方法を事前に保護者と十分協議して決め、地域の協力を得られるようにしておく。

評価を行い次回に生かす

実施後は、必ずその評価を行い、反省点や改善点をまとめておき、次回の訓練に反映させる。

【防災訓練実施上の工夫】

- 安否確認（点呼・人数確認）の訓練
想定：休み時間に災害が発生、行方不明となる児童生徒等を配置
- 避難経路の選択
想定：廊下に落下物や転倒物に見立てたダンボールの設置
- けがをした児童生徒等の運搬訓練（教職員対象）
- 訓練実施日のみの予告による訓練
＊学校で作成している「災害対応マニュアル」をもとに対応
- 訓練の評価

（５）地域と連携した防災訓練

保護者や地域住民が参加して行う訓練では、児童生徒等と保護者、地域住民が一緒に訓練に取り組むことに意義がある。災害に強い地域づくりの基盤は、同じ地域に住むもの同士のつながりであり、訓練の中でお互いに協力し合う体験がそうした機運を醸成することにつながる。

【地域と連携した訓練の内容例】

- ①避難所開設訓練
 - ・避難者誘導（施設の安全点検を行った上で）
 - ・避難者受付及び名簿の作成
 - ・避難所が開設された場合の開放区域及び開放の優先順位等の説明
 - ・避難所生活のルールの説明
- ②初期消火訓練（消火器実習、バケツリレー等）
- ③救急法実習（応急手当、心肺蘇生法等）
- ④運搬法実習（簡易担架等）
- ⑤炊き出し訓練
- ⑥災害図上訓練（DIG）
- ⑦保護者への児童生徒等の引き渡し
- ⑧煙体験、起震車体験（消防署の協力）
- ⑨防災資機材取扱い訓練

【訓練実施上の工夫】

- 運動会の保護者や地域住民参加種目
 - ・バケツリレー、簡易担架によるけが人搬送訓練
- 保護者への児童生徒等引き渡し訓練
 - ・校区内の地図を配布し、帰るときに、通学路の危険箇所、避難場所を地図に記入

(6) 関係機関との協力

防災訓練を行う場合、市町や消防署など防災関係機関の協力を得て行うことによって、より効果的なものとする事ができる。それぞれの機関にも年間の予定があるので、時間に余裕を持って、実施期日等について相談する。

また、防災訓練に限らず、関係機関の職員による講話などを活用することもできる。市町や県のほか、気象台や国土地理院でも、学校に出向いて災害発生メカニズムなどについて説明することができる。

【市町担当課連絡先一覧】 (H25. 1現在)

市 町 名	担 当 課	電話番号
高 松 市	危機管理課	087-839-2184
丸 亀 市	危機管理課	0877-25-4006
坂 出 市	危機管理室	0877-44-5023
善 通 寺 市	防災管理室	0877-63-6338
観 音 寺 市	危機管理課	0875-23-3940
さぬき市	総 務 課	087-894-1111
東かがわ市	総 務 課	0879-26-1214
三 豊 市	総 務 課	0875-73-3000
土 庄 町	総 務 課	0879-62-7000
小豆島町	総 務 課	0879-75-1700
三 木 町	総 務 課	087-891-3301
直 島 町	総 務 課	087-892-2222
宇多津町	危機管理課	0877-49-8027
綾 川 町	総 務 課	087-876-1906
琴 平 町	総 務 課	0877-75-6700
多度津町	総 務 課	0877-33-1110
まんのう町	総 務 課	0877-73-0100

【各消防署連絡先】

機 関 名	電話番号
高 松 市 消 防 局	087-861-2502
丸 亀 市 消 防 本 部	0877-25-0119
坂 出 市 消 防 本 部	0877-46-0119
善 通 寺 市 消 防 本 部	0877-62-0010
多 度 津 町 消 防 本 部	0877-33-2551
三 観 広 域 行 政 組 合 消 防 本 部	0875-24-0119
大 川 広 域 消 防 本 部	0879-24-2119
小 豆 地 区 消 防 本 部	0879-62-2220
仲多度南部消防組合消防本部	0877-73-4211

【その他関係機関連絡先】

機 関 名	電話番号
香川県危機管理課	087-832-3111
高松地方気象台総務課	087-867-6112
国土地理院四国地方測量部	087-861-9013
香川県防災センター	087-881-0567

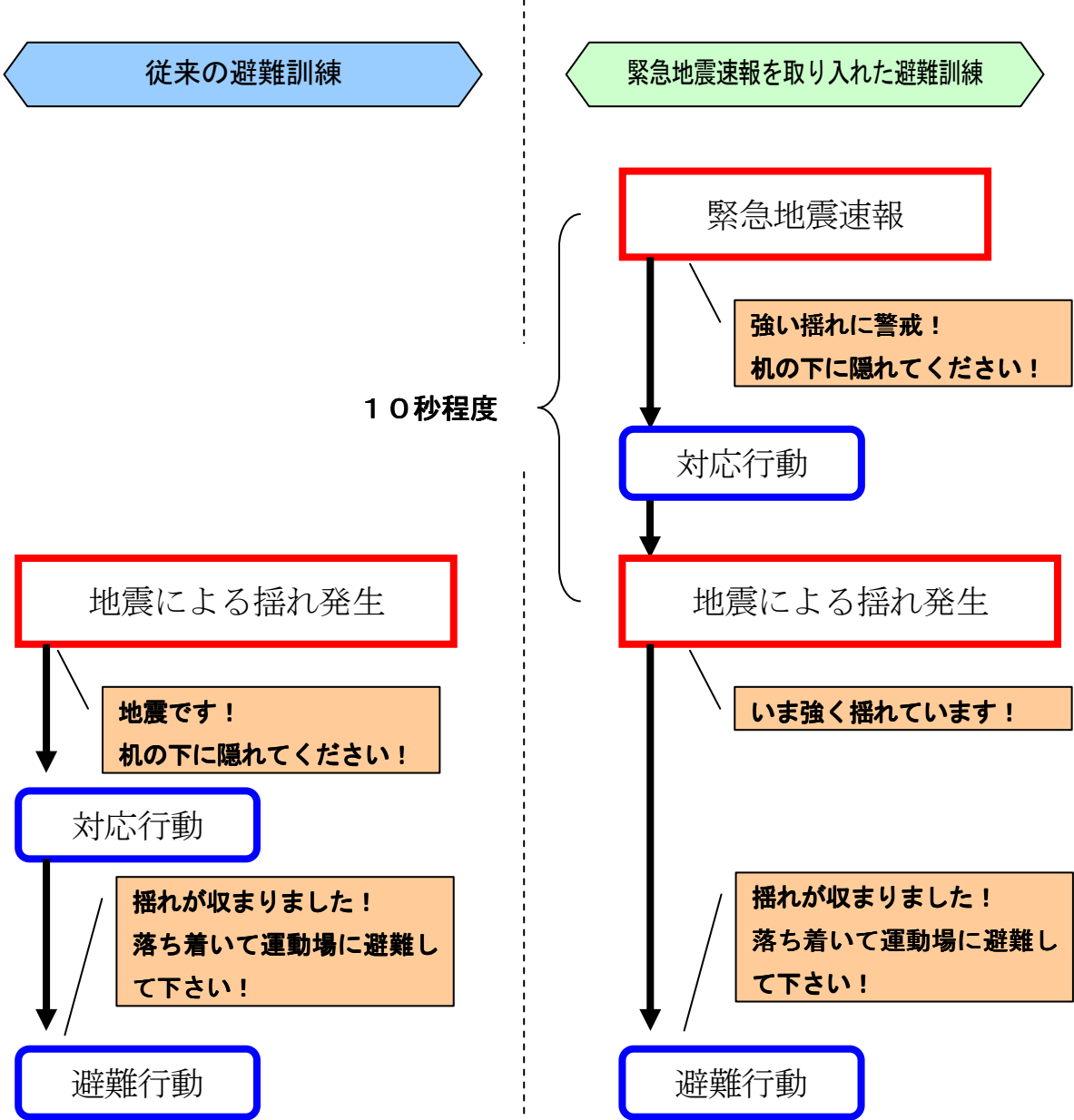
緊急地震速報を取り入れた地震避難訓練

緊急地震速報を取り入れた避難訓練では、地震による大きな揺れが始まる前に、対応行動をとることができる利点がある。

対応行動としては、

- 《学校にいる時》 教師の言うことをよく聞いて、机の下などにかくれて身を守る。
- 《建物の外》 倒れたり（ブロック塀など）、落ちてきたりするものから離れる。
- 《電車・バス》 急ブレーキに備えて、手すりなどにしっかりつかまる。
- 《人の多い所》 あわてて出口に走り出さず、係員に従い、落ち着いて行動する。

《 緊急地震速報を取り入れた地震避難訓練（例） 》



Ⅱ 災害発生時の危機管理

II 災害発生時の危機管理

1 地震が発生した場合の対応

地震が発生した場合の対応

学校は、大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、学校の設置者や保護者等と協議・連携して、大規模な地震が発生した場合の災害対策に係る計画（P. 83 V資料-3を参考）を策定するとともに、基本対応についてのマニュアルを作成する。

【計画作成上の留意点】

- ★児童生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の対応すべき項目ごとに作成する。
- ★対策本部の班ごとの教職員の役割分担を決めておくこと。
- ★学校施設の避難所指定の有無等を考慮する。
- ★帰宅及び保護者への引き渡し等の具体的な措置については、児童生徒等の発達段階、通学方法・時間・距離・経路、家庭環境等を十分考慮する。

(1) 教職員の動員体制と学校災害対策本部の業務内容

①教職員の動員体制《配備基準：香川県地域防災計画震災対策編P72による》

○第一次配備

配備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で震度4の地震が発生したとき ・香川県に津波注意報が発表されたとき 		
総括（校長等）		教職員	
在校時・登下校時	在宅時	在校時・登下校時	在宅時
直ちに配備につく。	直ちに所属校に赴いて配備につく。	あらかじめ定められた者は、直ちに配備につく。他の者は業務の補助を行う。	あらかじめ定められた者は、直ちに所属校に赴いて配備につく。他の者は、できる限り所属校に赴き、業務の補助を行う。

○第二次配備

配備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で震度5弱又は5強の地震が発生したとき ・香川県に津波警報が発表されたとき ・東南海地震の単独発生を受けて災害対策本部が設置されたとき 		
総括（校長等）		教職員	
在校時・登下校時	在宅時	在校時・登下校時	在宅時
直ちに配備につく。	直ちに所属校に赴いて配備につく。	あらかじめ定められた者は、直ちに配備につく。他の者は業務の補助を行う。	あらかじめ定められた者は、直ちに所属校に赴いて配備につく。他の者は、できる限り所属校に赴き、業務の補助を行う。

○第三次配備

配備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で震度6弱以上の地震が発生したとき ・香川県に大津波警報が発表されたとき 		
総括（校長等）		教職員	
在校時・登下校時	在宅時	在校時・登下校時	在宅時
直ちに配備につく。	直ちに所属校に赴いて配備につく。	全教職員は、直ちに配備につく。	全教職員は、直ちに所属校に赴いて配備につく。

*教職員が所属校に参集できない場合に備え、学校設置者等と協議し、配備体制の確立を図るなど、実効性のある計画となるよう配慮する。（所属校が津波による浸水が予想される場合は、津波警報等津波に関する情報に十分注意すること。）
また、校長が不在の場合などに誰が指示を行うか明確にし、危機管理マニュアル等に明記すること。

②学校災害対策本部の業務内容

市町の災害対策本部設置時に、学校災害対策本部（以下「本部」という）を設置するものとし、その組織形態及び業務については、概ね次のとおりとする。

総括（本部）：校長等

- ・校内放送等による連絡や指示
- ・応急対策の決定
- ・各班との連絡調整
- ・学校の設置者、市町、PTA等との連絡調整、報告
- ・報道機関等との連絡、対応
- ・情報収集
- ・非常持出し品の搬出
- ・記録日誌の記入

安否確認・避難誘導班

- ・揺れがおさまった直後に負傷の程度を的確に把握し本部に報告
- ・安全な避難経路を使っての避難誘導
- ・行方不明の児童生徒等、教職員を本部に報告
- ・安全な避難経路を使っての避難誘導

安全点検・消火班

- ・被害状況の把握
- ・初期消火、安全点検
- ・施設等の構造的な被害程度の調査及び本部への報告
- ・避難、救助活動の支援

救急医療班

- ・ 応急手当の実施
- ・ 応急手当備品の確認
- ・ 負傷や応急手当の記録
- ・ 負傷者等の医療機関への送致・連絡

救 護 班

- ・ 負傷者の救出、救命
- ・ 負傷者や危険箇所等の通報
- ・ 負傷者や危険箇所等の確認及び通報

保護者連絡班

- ・ 引き渡し場所の指定
- ・ 児童生徒等の引き渡し作業（保護者や後見人が到着後すぐに）
- ・ 身元確認

応急復旧班

- ・ 被害状況の把握
- ・ 応急復旧に必要な機材の調達、管理
- ・ 危険箇所の処理及び立入禁止措置
- ・ 避難場所の安全確認

避難所支援班

- ・ 市町及び関係する自主防災組織等と連携して、避難所の運営支援

(2) 地震が発生した場合の基本対応

学校は、地域や学校の実態に応じた基本対応を具体的に検討するとともに、生徒・保護者・地域自主防災組織と共通理解を図っておく必要がある。

地震が発生した場合の基本対応（例）

① 在校時

安
全
確
保

教職員

- ・落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。
- ★★**的確な指示：「頭部の保護」「机の下にもぐる」「机の脚を持つ」★★**
- ・使用している火気の消火、出口の確保をする。
- 《揺れがおさまったら》
- ・火を消す。ガスの元栓を締める。電気器具のコンセントを抜く。
- ・ため池の決壊の恐れのある場合は、学校の実情に応じて、校舎の高層階（3階以上）や敷地外の高台など避難場所をあらかじめ決めておく。
- ・山津波や地すべりが考えられる場合は、敷地外の安全な場所に避難する。

児童生徒等

- 【教室】
- ・机の下にもぐり、落下物等から身を守る。
- ・あわてて外へ飛び出さない。窓や壁際から離れる。
- 【廊下・階段】
- ・できるだけ中央で伏せ、蛍光灯やガラス等の落下物から身を守る。
- 【体育館】
- ・中央部に集まり、頭部を保護し、姿勢を低くする。
- 【運動場】
- ・落下物や倒壊の危険性のある物から離れ、運動場中央に避難する。
- 《揺れがおさまったら》
- ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

避
難
誘
導

総括（校長等）

- ・**あらかじめ状況を想定した避難場所に基づいて、全校へ避難指示をする。**
(通電時：校内放送、停電時：ハンドマイク)

教職員

- ・児童生徒等の状況を速やかに掌握する。
- ・出席簿等を携行し、避難誘導を開始（上履き等をはかせる）する。
- ・避難途中、普通教室以外の場所にいる生徒の所在に十分留意する。
- ・落下物に注意し、頭部を保護させるよう指示する。
- ・生徒の不安を緩和する。
- ・援助を要する児童生徒等への対応には十分配慮する。

避 難 誘 導	<p>★★的確な指示：「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」★★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の有無の確認及び応急手当を行う。 ・校内にいる人員を把握する。 ・状況により第二次避難の準備をする。 <p>児童生徒等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頭部を保護し、荷物を持たずに上履きのまま行動する。 ・避難の途中で教室に戻ったり、集団・隊列から離れたりしない。 ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
------------------	--

安 否 確 認	<p>教職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人数と安否を確認し、本部に報告する。 ・*あらかじめ決めておいた隊形に整列させる。 ・負傷者の確認と応急手当を行う。 ・病院等の医療機関との連携を図る。 ・児童生徒等の不安を緩和する。
------------------	---

○児童生徒等が安全に避難した後の学校の対応

学校災害対策 本部設置	<p>総括（校長等）・教職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役割分担に従って行動を開始する。 ・避難所支援班を設置し、避難住民への対応を開始する。
被害状況 把握	<p>教職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の被害状況を調査し、本部に報告する。 ・安全確認、危険箇所の立入禁止措置等を行う。 （張り紙、ロープなど） ・第一次避難場所が危険な場合は、あらかじめ決めていた第二次避難場所に児童生徒等を誘導する。
情報の 収集・伝達	<p>総括（校長等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況等の調査結果を学校の設置者に報告する。 ・校区内の被災状況の確認に努める。（市町、自主防災組織と連携）
状況に応じた 児童生徒等の 保護者への 引き渡し	<p>教職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者へ連絡をとる。（電話やメールが使用できないことも考えられるため、文書等で事前に取り決めておくことも検討しておく） <p>【例】</p> <p>「震度5以上の地震が発生し、電話・メールでの連絡ができない状況になった場合、児童生徒等は学校(園)に保護しているの、保護者の方は道路等の安全を確認したのち迎えをお願いします。」 など</p>

<p>状況に応じた 児童生徒等の 保護者への 引き渡し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き渡しカードにより、児童生徒等を保護者に引き渡す。 ・保護者と連絡が取れない児童生徒等は、学校で待機させる。 <p>児童生徒等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰宅後は、学校の指示、地域の取り決めに従って行動する。
<p>火元の 確認</p>	<p>教職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出火を確認したら直ちに初期消火にあたる。 ・薬品類は発火等の危険が生じる場合があるため、特に注意する。
<p>応急救護 ・ 救出救助</p>	<p>教職員・児童生徒等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭を中心に救護班を編成し救護に当たる。 ・市町、医療機関等と連携して、重傷者の搬送等を行う。 ・安否確認・避難誘導班、救急医療班、救護班が連絡を取り合いながら行方不明者の安否確認を行う。 ・市町、消防機関等と連携し、建物の倒壊等により生き埋めになった児童生徒等の救出救助を行う。
<p>地域自主 防災活動 への協力</p>	<p>教職員・児童生徒等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員や中、高校生等は、可能な範囲で地域住民等の防災活動に協力する。 ・市町、地域自主防災組織等と連携して、避難所運営支援に当たる。

② 登下校時

<p>安全確保</p>	<p>教職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すでに登校（園）している児童生徒等に、落下物、転倒物、ガラスの飛散から身を守るよう指示する。 ・避難誘導については、在校時と同じ対応をとる。 <p>《揺れがおさまったら》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火を消す。ガスの元栓を締める。電気器具のコンセントを抜く。
	<p>児童生徒等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近くの公園、空き地等安全な場所へ避難する。 ★ブロック塀、自動販売機等から離れ、頭部を保護し安全な場所に身を伏せる。 ★崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等から速やかに遠ざかる。 ★ため池の決壊の恐れのある場合は、高台や頑丈な建物の3階以上の階に避難する。学校・自宅・指定避難所等の中でできるだけ高い所へ避難する。 ★山津波や地すべりが考えられる場合は、安全な場所に避難する。 ・学校へ避難した場合は、校庭等の安全な場所へ避難する。 ・自宅に帰ったり指定避難所に避難した場合は、できるだけ早く学校へ連絡する。

○児童生徒等が安全に避難した後の学校の対応

学校災害対策 本部設置	教職員 <ul style="list-style-type: none">・あらかじめ決められていた役割分担に従って行動を開始する。・避難所支援班を設置し、避難住民への対応を開始する。
安否確認	教職員 <ul style="list-style-type: none">・児童生徒の所在を確認する。・校内、通学路、避難場所を確認する。
被害状況 把握	教職員 <ul style="list-style-type: none">・施設の被害状況を調査し、本部へ報告する。・安全確認、危険箇所の立入禁止措置を行う。
情報の 収集・伝達	総括（校長等） <ul style="list-style-type: none">・被害状況等の調査結果を学校の設置者に報告する。・校区内の状況の確認に努める。（市町、自主防災組織と連携）
状況に応じた 児童生徒等の 保護者への 引き渡し	教職員 <ul style="list-style-type: none">・保護者へ連絡をとる。（電話やメールが使用できないことも考えられるため、文書などで事前に取り決めておくことも検討しておく） <div data-bbox="480 1256 1434 1469" style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"><p>【例】 「震度5以上の地震が発生し、電話・メールでの連絡ができない状況になった場合、児童生徒等は学校(園)に保護しているので、保護者の方は道路等の安全を確認したのち迎えをお願いします。」 など</p></div> <ul style="list-style-type: none">・引き渡しカードにより、児童生徒等を保護者へ引き渡す。・保護者と連絡が取れない児童生徒等は、学校で待機させる。 児童生徒等 <ul style="list-style-type: none">・帰宅後は、学校の指示、地域の取り決めに従って行動する。

③ 学校外の諸活動時

安全確保

総括（校長等）・教職員

- ・地形や周囲の状況を判断して、安全確保の指示をする。
- ・交通機関を利用している場合は、乗務員等の指示に従う。
- ・落下物、転倒物、ガラスの飛散から身を守るよう指示する。
- ・ため池の決壊の恐れのある場合は、高台や頑丈な建物の3階以上の階に避難するよう指示する。
- ・山津波や地すべりが考えられる場合は、安全な場所に避難するよう指示する。

児童生徒等

- ・安全な場所に身を伏せる。
- ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

避難誘導

総括（校長等）・教職員

- ・揺れがおさまれば、最寄りの避難場所等の安全な場所に避難誘導する。
- ・交通機関を利用している場合は、乗務員等の指示に従う。
- ・児童生徒等の安全確認及び負傷者の応急手当を行う。
- ・テレビ、ラジオ、電話等で地元の被害状況を把握する。
- ・関係機関に救援を要請する。

児童生徒等

- ・教職員とはぐれたときは、動き回らずに安全を確保する。
- ・不正確な情報に惑わされず、落ち着いて行動する。

○児童生徒等が安全に避難した後の学校等の対応

情報の収集・伝達 対応の決定

総括（校長等）・教職員（被災現場での対応）

- ・状況を学校に報告する。
- ・県外にいる場合は、学校または教育委員会と連絡をとり、指示を受ける。

総括（校長等）・教職員（学校での対応）

- ・教育委員会への状況の報告とともに保護者へ連絡する。
- ・教育委員会の指示を受け、地元公共機関へ救援を要請する。

④ 在宅時（児童生徒等）

学校災害対策 本部設置	総括（校長等）・教職員 <ul style="list-style-type: none">・ P. 22～23の《配備基準》に従って所属校に参集し学校災害対策本部を設置する。・ 参集した教職員は、あらかじめ決められた役割分担に従って、行動を開始する。
被害状況 把握	教職員 <ul style="list-style-type: none">・ 教職員の安否を確認する。・ 学校内にいる児童生徒等の安否確認をする。・ 学校の被害状況を確認する。・ 児童生徒等の安否確認をする。 児童生徒等 <ul style="list-style-type: none">・ できるだけ早く、状況について学校に連絡する。
情報の 収集・伝達 被害状況報告	教職員 <ul style="list-style-type: none">・ 地震規模、余震状況、二次災害等の情報を収集する。・ 安全確認、危険箇所の立入禁止措置を行う。・ 校区内の被災状況、危険箇所等の情報を収集する。・ 教育委員会に被害状況を報告する。

⑤ 児童生徒等の保護者への引き渡し（保護者連絡班）

被害状況 把握	総括（校長等）・教職員 <ul style="list-style-type: none">・ 施設の被害状況を調査する。・ 安全確認、危険箇所の立入禁止措置を行う。
校区の 状況把握	総括（校長等）・教職員 <ul style="list-style-type: none">・ 通学路とその周辺の被害状況を把握する。・ 校区内の家屋の損壊状況や交通機関の運行状況を把握する。

★★下校の判断：「帰宅か保護か」「集団下校か引き渡しか」
情報収集を十分に行うとともに、児童生徒等の自宅の地理的状況も考え判断する★★

状況に応じた 児童生徒等の 保護者への 引き渡し	教職員 <ul style="list-style-type: none">・ 保護者へ連絡をとる。（電話やメールが使用できないことも考えられるため、文書等で事前に取り決めておくことも検討しておく） <div data-bbox="470 1668 1423 1854" style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"><p>【例】 「震度5以上の地震が発生し、電話・メールでの連絡ができない状況になった場合、児童生徒等は学校(園)に保護しているので、保護者の方は道路等の安全を確認したのち迎えをお願いします。」 など</p></div> <ul style="list-style-type: none">・ 保護者不在の児童生徒等については、学校で待機させる。・ 引き渡しカードにより、保護者等を確認する。・ 連絡が取れない児童生徒等については、保護を継続する。
-----------------------------------	---

学校災害本部の設置（例）

【総括（本部）】校長等

- ・校内放送等による連絡、指示
- ・応急対策を決定
- ・非常持ち出し品を搬出
- ・市町の災害対策本部との連絡
- ・報道機関との連絡、対応
- ・記録日誌の記入
- ・PTAとの連絡調整
- ・情報収集

- ・緊急プラン
- ・ラジオ
- ・懐中電灯
- ・トランシーバー
- ・学校の敷地図
- ・ハンドマイク
- ・緊急活動の日誌
- ・携帯電話

救急医療班

- ・応急手当の実施
- ・医療の援助の判断
- ・負傷や応急手当の記録
- ・応急手当備品の確認

- ・応急手当の備品
- ・健康カード
- ・水
- ・担架
- ・毛布

救護班

- ・担当区域で負傷者の搬出、救命
- ・学校施設内のチェック
- ・負傷者や危険箇所等の確認及び通報

- ・ヘルメット
- ・丈夫な靴
- ・防塵マスク
- ・かなてこ
- ・毛布
- ・革手袋
- ・のこぎり
- ・トランシーバー
- ・斧
- ・担架

安否確認・避難誘導班

- ・揺れがおさまった直後に、負傷の程度を的確に把握
- ・安全な避難経路で避難誘導
- ・行方不明の児童生徒等、教職員を本部に報告

- ・クラスの出席簿
- ・行方不明者の記入用紙（児童生徒等）

保護者連絡班

- ・引き渡し場所の指定
- ・身元確認
- ・保護者や後見人が到着した児童生徒等から引き渡し

- ・児童生徒等引き渡しカード
- ・出席簿
- ・集合場所のクラス配置図

応急復旧班

- ・被害状況の把握
- ・応急復旧に必要な機材等の調達、管理
- ・危険箇所の処理
- ・危険箇所の立入禁止措置
- ・避難場所の安全確認

- ・ヘルメット
- ・校内図
- ・標識
- ・被害調査票
- ・ロープ

安全点検・消火班

- ・被害状況の把握
- ・初期消火
- ・安全点検
- ・施設等の構造的な被害程度を調査、本部への報告
- ・避難、救助活動の支援

- ・消火器
- ・道具セット
- ・損害調査リスト
- ・ヘルメット
- ・手袋

避難所支援班

- ・市町及び自主防災組織と連携した避難所の運営支援

- ・マスターキー
- ・バリケード
- ・テープ
- ・保護者への指示（文書）
- ・ラジオ
- ・ロープ
- ・校内配置図

学校災害本部の対応（例）

第一段階（地震発生時）

- 総括（校長等）は、校内放送（通電時）又はハンドマイクで対応を指示する。
*避難場所、避難経路等についての指示
- 安全点検・消火班は、それぞれの所掌事項に基づいて対応する。

第二段階（避難終了時）

- 教職員は、児童生徒等の人数確認と安否確認をする。
- 総括（校長等）は、学校周囲の状況把握を行い、必要に応じて第二次避難の指示を行う。
- 応急医療班、救護班を中心に、負傷者の確認と応急手当を行い、必要に応じて医療機関へ搬送する。
- 安否確認・避難誘導班、安全点検・消火班、応急医療班、救護班はそれぞれの所掌事項に基づいて対応する。

第三段階（地震がおさまった時）

- 総括（校長等）は、テレビ・ラジオ・電話などで地元の地震情報や津波情報などを収集する。
- 安全点検・消火班、応急復旧班が中心となって、施設の被害状況を調査する。
- 応急復旧班は、安全確認・危険箇所の立入禁止措置を実施する。
- 総括（校長等）は、教育委員会に被害状況の報告し、指示を受ける。
- 学校から保護者に被害状況・引き渡し等について連絡する。
- 児童生徒等を引き渡しカードにより保護者等へ引き渡す。
- 救護班、保護者連絡班、応急復旧班、避難所支援班は、それぞれの所掌事項に基づいて対応する。

【留意すべき事項】

- 学校災害対策本部の教職員の分担は、児童生徒の避難誘導に従事することになるので、それを考慮した分担の配置としておくこと
- 避難場所、避難経路、避難の隊列、避難場所での集合隊形は、状況に応じた対応を行うため数種類を設定しておくこと
- 避難時等の放送による指示などは、想定文をあらかじめ作成しておくこと
- 震災時に教育委員会等に連絡すべき事項及び関係機関の連絡先を決めておくこと

学校における防災グッズ・避難所における非常用備蓄品（例）

学校における防災グッズや避難所における非常用備蓄品には、次のようなものが考えられる。これらの整備については、市町と十分協議をしておくことが必要である。

【防災グッズ】

- 防災ずきん又はヘルメット（安全帽）
- マスク
- 救急医療品
- 携帯型ラジオ（FM文字多重放送受信機能付）・携帯テレビ

【非常用備蓄品】

香川県の「緊急物資の備蓄マニュアル」には、避難所における備蓄品について、次のように記載されている。

《食料》

- *主食（3日分）…クラッカー、乾パン、パンの缶詰、おかゆ等のレトルト食品
即席めん、アルファ化米、米穀、水もどし餅
- *副食…梅干、しょうゆ漬、たくわん、つくだ煮・煮豆、缶詰
- *調味料…みそ、しょう油、食塩
- *粉ミルク

《飲料水・給水資機材》

- *飲料水…3リットル×人数×3日分（3リットル＝一人が一日に必要な水の量）
- *給水資機材…給水タンク、角型ポリ容器、ホース

《生活必需品》

- *飲食関連用品…使い捨て食器、缶切り、栓抜き、ほ乳瓶
- *防寒関連用品…使い捨てカイロ、毛布、寝具
- *衛生関連用品…タオル、ティッシュ、石けん、生理用品、ゴミ袋、消毒薬、紙おむつ（大人用、子供用）、洗剤、歯ブラシ、トレットペーパー
- *照明関連用品…懐中電灯、マッチ、ろうそく
- *エネルギー関連…電池

《避難所用資機材》

- *避難所設置資機材…仮設テント、ロープ、防水シート、間仕切りダンボール
断熱マット・たたみ
- *飲食関連用品…鍋、やかん、包丁、まな板
- *衛生関連用品…簡易トイレ、トイレ用テント
- *照明関連用品…投光器、発電機

災害発生時の初期段階における学校の避難所支援の対応（例）

災害発生時における学校の避難所支援の役割等については、市町の防災担当課等と十分に協議をしておくことが必要である。ここには、避難所支援の対応の一例を掲載する。

1 避難所支援班の設置

- 避難所支援班の設置
- 避難所となる施設内（体育館、格技場、空き教室、グラウンド等）に、避難者による避難所運営本部の設置に協力

2 施設開放区域の明示

- 学校管理に必要な部屋の確保、施設開放区域の決定及び明示（校長室、事務室、職員室等の非開放区域を決定する。）
- 災害時要援護者への配慮（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）

3 避難者の誘導

- ホイッスル、腕章、ハンドマイク等を使用し誘導

4 初期のライフライン関連事項の対応

- し尿処理
- トイレの使用可能状況を調査（水が出ないが排水管が使用可能な場合）
- トイレ用水の確保（汚物を流すための水確保：プールや河川などの水を利用する）（使用不可能な場合）
- 仮設トイレの設置を、市町災害対策本部に要請
- ゴミの処理
- 屋外にゴミ集積場を設置（清掃車の出入りしやすい場所）
- ゴミの分別徹底
- 救援物資の受け入れと配給の手伝い
- 救援物資の受け入れ（物資の種類と在庫数の把握）
- 配給の手伝いは、災害時要援護者を優先、平等に実施

5 避難所運営組織づくり等への支援

- 運営本部長、副本部長の選出助言
- 生活の基本ルールを決めるように助言
- 飲酒・喫煙の禁止
- 火気使用の制限
- ペットの居室部分への持込禁止、飼育者による管理の徹底
- 情報交換会議を毎日、定時に実施するよう運営組織と連携・対応
- 情報掲示板を準備し、連絡事項・広報事項を明示

6 避難者名簿づくりへの支援

- 避難所運営本部と協力した避難者名簿の作成（氏名、性別、年齢、住所、家族構成）

避難所支援班は校内災害対策本部の内部組織として、本部長（校長）の指揮下に位置付けられ、避難者主体の避難所運営組織が機能するまで支援することを目的とします。

校内災害対策本部
例

- 安否確認・避難誘導班
- 安全点検・消火班
- 救急医療班
- 救護班
- 救護班
- 応急復旧班
- **避難所支援班**

避難者来校時は、まずグラウンド等に誘導し、開放区域に誘導します。（開放区域以外には入室させないように留意）

発災後、電気・ガス・水道は供給停止になり、復旧に時間がかかることが予想され、施設設備等の利用が制約を受ける場合があります。
生活用水を有効に利用するため、使用したトイレットペーパーはゴミ袋に捨てるなどの工夫した対応が必要です。

避難者の把握と外部からの問い合わせに対応するため、早急に名簿を作成する必要があります。

安全確保のため児童生徒等、教職員を学校に待機（宿泊）させる場合の対応（例）

地震による被害や津波警報等が発せられ、公共交通機関が止まったり、道路が長時間に渡り通行止めになった場合、帰宅困難となる児童・生徒や教職員が生じることが考えられる。その場合、児童・生徒や教職員の安全を考慮し、学校に長時間の待機又は宿泊させる必要がある。このため、各学校はあらかじめ以下の準備をしておくことが望ましい。

- ◆長時間の待機又は宿泊させるための施設等の選定
- ◆児童・生徒、教職員の人数及び性別を考慮した部屋の確保等
- ◆生徒の身体的、精神的なケアができる教職員の体制
- ◆長時間の待機又は宿泊が生じる可能性のある児童・生徒等の保護者に対して事前に文書等で理解を得ておくなど連携を図っておくとよい。

※食料・飲料水・毛布等の準備については、市町等と十分協議しておくことが必要である。

2 津波が発生または発生するおそれがある場合の対応

津波による被害が予測される地域に所在する学校（園）の対応（例）

津波による浸水の危険が予測される地域に所在する学校においては、津波に関する警報等の情報が発せられた場合の避難行動について、各学校が既に作成している防災計画書等に記載（追記）するとともに対策を実施する必要があることから以下に、計画作成上の留意事項等を示す。

なお、「地震が発生した場合の対応」、「学校災害本部の設置例」等については「地震編」に掲載しているので、それを参照いただきたい。

（1）津波警報・注意報の分類と、とるべき行動

	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現		
大津波警報	10m超 (10m<高さ)	巨大	<p>沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。</p> <p style="background-color: #ffcccc; padding: 5px; text-align: center;">ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう！</p>  <p>津波防災啓発ビデオ「津波からにげる」(気象庁)の1シーン</p>	<p>木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。</p>  <p>(10mを超える津波により木造家屋が流失)</p>
	10m (5m<高さ≤10m)			
	5m (3m<高さ≤5m)			
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い	 <p>津波防災啓発ビデオ「津波からにげる」(気象庁)の1シーン</p>	<p>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。</p>  <p>豊頃町提供 (2003年)</p>
津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	<p>海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。</p> 	<p>海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。</p> 

出典：気象庁リーフレット「津波警報が変わりました」

津波に対する心得

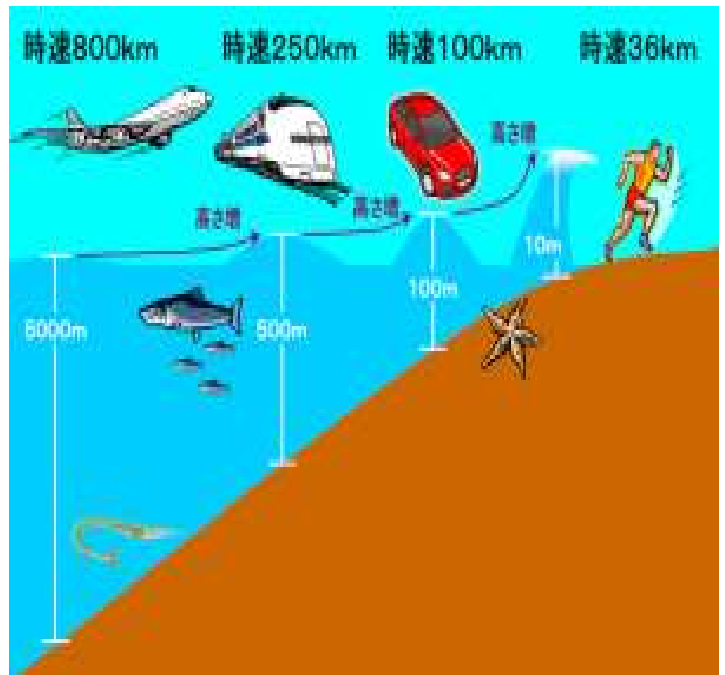
- ・正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- ・津波注意報でも、海辺での活動は行わない。
- ・必ずしも第1波が最大とは限らない。
- ・津波に関する警報や注意報が解除されるまでは警戒が必要である。

(2) 津波の伝わる速さ

津波は、海が深いほど速く伝わる性質があり、沖合ではジェット機に匹敵する速さで伝わります。逆に、水深が浅くなるほど速度が遅くなるため、津波が陸地に近づくにつれ後から来る波が前の津波に追いつき、波高が高くなります。

水深が浅いところで遅くなるといっても、オリンピックの短距離走選手なみの速さで陸上に押し寄せるので、普通の人々が走って逃げ切れるものではありません。

津波から命を守るためには、津波が海岸にやってくるのを見てから避難を始めたのでは間に合わないのです。海岸付近で地震の揺れを感じたら、または、津波警報が発表されたら、実際に津波が見えなくても、速やかに避難しましょう。



出典：気象庁ホームページ掲載資料

(3) 津波波高と被害程度

家屋被害については、建築方法等によって異なりますが、木造家屋では浸水1m程度から部分破壊を起こし始め、2mで全面破壊に至りますが、浸水が50cm程度であっても船舶や木材などの漂流物の直撃によって被害が出る場合があります。下表の津波波高(m)は、船舶・養殖筏など海上にあるものに対しては概ね海岸線における津波の高さ、家屋や防潮林など陸上にあるものに関しては、地面から測った浸水深となっています。

津波の高さ(m)	1	2	4	8	16	32
木造家屋	部分的破壊	全面破壊				
石造家屋	持ちこたえる			全面破壊		
鉄筋コンクリート	持ちこたえる			全面破壊		
漁船		被害発生		被害率 50%	被害率 100%	
防潮林(幅20m)	被害軽減 津波軽減	漂流物阻止		部分的被害 漂流物阻止	全面的被害 無効果	
養殖筏	被害発生					
音			前面が砕けた波による連続音 (海鳴り、暴風雨の音)			
			浜で巻いて砕けた波による大音響 (雷鳴の音。遠方では認識されない)			
			崖に衝突する大音響 (遠雷、発破の音。かなり遠くまで聞こえる)			

出典：気象庁ホームページ掲載資料

(4) 地震が発生し津波による被害が予測される学校の基本対応（例）

① 在校時

安 全 確 保	<p>教職員</p> <ul style="list-style-type: none"> 落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。 ★★的確な指示：「頭部の保護」「机の下にもぐる」「机の脚を持つ」★★ 使用している火気の消火、出口の確保をする。 《揺れがおさまったら》 火を消す。ガスの元栓を締める。電気器具のコンセントを抜く。
	<p>児童生徒等</p> <p>【教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> 机の下にもぐり、落下物等から身を守る。 あわてて外へ飛び出さない。窓や壁際から離れる。 <p>【廊下・階段】</p> <ul style="list-style-type: none"> できるだけ中央で伏せ、蛍光灯やガラス等の落下物から身を守る。 <p>【体育館】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央部に集まり、頭部を保護し、姿勢を低くする。 <p>【運動場】</p> <ul style="list-style-type: none"> 落下物や倒壊の危険性のある物から離れ、運動場中央に避難する。 <p>《揺れがおさまったら》</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
避 難 誘 導	<p>総括（校長等）</p> <ul style="list-style-type: none"> あらかじめ状況を想定した避難場所に基づいて、全校へ避難指示をする。（通電時：校内放送、停電時：ハンドマイク）
	<p>【例】</p> <p>地震が発生しました。 児童（生徒）の皆さんは先生の指示に従い、〇〇（第一次避難場所としてあらかじめ決めている場所）に避難しなさい。（繰り返し） ※ 学校の所在地の状況によって適宜応用して下さい。</p> <p>・ 津波に関する情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> テレビやラジオ、インターネット等により津波に関する情報を収集する。 津波への避難場所、避難経路を決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ●避難時間が確保できる場合はなるべく高台へ避難 ●避難時間がない場合は、学校内の一番高い場所へ避難 <p>・ 津波に対する注意報、警報に対して避難指示をする。</p> <p>【例】</p> <p>地震は収まりましたが、津波の恐れがあります。 児童（生徒）の皆さんは先生の指示に従い、◎◎（津波発生時に避難する場合あらかじめ決めている場所）に避難しなさい。（繰り返し） ※ 学校の所在地の状況によって適宜応用して下さい。</p>

避難誘導

教職員

- ・指示に従い、児童生徒等を速やかに誘導、避難させる。
 - ・児童生徒等の状況を速やかに掌握する。
 - ・出席簿等を携行し、避難誘導を開始（上履き等をはかせる）する。
 - ・避難途中、普通教室以外の場所にいる生徒の所在に十分留意する。
 - ・落下物に注意し、頭部を保護させるよう指示する。
 - ・生徒の不安を緩和する。
 - ・援助を要する児童生徒等への対応には十分配慮する。
- ★★**的確な指示：「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」**★★
- ・負傷者の有無の確認及び応急手当を行う。
 - ・校内にいる人員を把握する。
 - ・二次災害等の危険が予想される時は、直ちに第二次避難の準備をする。

児童生徒等

- ・防災頭巾等で頭部を保護し、荷物を持たずに上履きのまま行動する。
- ・避難の途中で教室に戻ったり、集団・隊列から離れたりしない。
- ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

安否確認

総括（校長等）

- ・児童生徒等・教職員の安否確認

教職員

- ・人数と安否を確認し、本部に報告する。
* **あらかじめ決めておいた隊形に整列させる。**
- ・負傷者の確認と応急手当を行う。
- ・病院等の医療機関との連携を図る。
- ・児童生徒等の不安を緩和する。

○児童生徒等が安全に避難した後の学校等の対応

学校災害対策本部設置

総括（校長等）・教職員

- ・学習継続の可否・下校方法・下校時刻等についての判断
- ・津波情報の収集（テレビ、防災無線等）の継続
- ・役割分担に従って行動を開始する。
- ・避難所支援班を設置し、避難住民への対応を開始する。

被害状況把握

教職員

- ・施設の被害状況を調査し、本部に報告する。
- ・安全確認、危険箇所の立入禁止措置等を行う。
（張り紙、ロープなど）
- ・第一次避難場所が危険な場合は、あらかじめ決めていた第二次避難場所に児童生徒等を誘導する。

情報の収集・伝達

総括（校長等）

- ・被害状況等の調査結果を学校の設置者に報告する。
- ・校区内の被災状況の確認に努める。（市町、自主防災組織と連携）

状況に応じた
児童生徒等の
保護者への
引き渡し

教職員

- ・保護者へ連絡をとる。（電話やメールが使用できないことも考えられるため、文書等で事前に取り決めておくことも検討しておく）

【例】

「震度5以上の地震が発生し、電話・メールでの連絡ができない状況になった場合、児童生徒等は学校(園)に保護しているため、保護者の方は津波の危険がなくなり道路等の安全を確認したのち迎えをお願いします。」

など

- ・学校(園)及び校区内の津波による浸水が予想されている場合は、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除になるまで避難場所での待機を継続する。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報が解除になれば、引き渡しカードにより、児童生徒等を保護者に引き渡す。
- ・保護者と連絡が取れない児童生徒等は、学校で待機させる。

児童生徒等

- ・帰宅後は、学校の指示、地域の取り決めに従って行動する。

火元の
確認

教職員

- ・出火を確認したら直ちに初期消火にあたる。
- ・薬品類は発火等の危険が生じる場合があるため、特に注意する。

応急救護
・
救出救助

教職員・児童生徒等

- ・養護教諭を中心に救護班を編成し救護に当たる。
- ・市町、医療機関等と連携して、重傷者の搬送等を行う。
- ・安否確認・避難誘導班、救急医療班、救護班が連絡を取り合いながら行方不明者の安否確認を行う。
- ・市町、消防機関等と連携し、建物の倒壊等により生き埋めになった児童生徒等の救出救助を行う。

地域自主
防災活動
への協力

教職員・児童生徒等

- ・教職員や中、高校生等は、可能な範囲で地域住民等の防災活動に協力する。
- ・市町、地域自主防災組織等と連携して、避難所運営支援に当たる。

② 在校時以外

地震発生

強い地震を感じた場合、または、弱い地震であっても長い時間ゆっくりと揺れを感じた場合は、津波が発生する恐れがあります。

	登下校時	校外学習時	在宅時
児童生徒等	<p>○地震が収まった後は、自宅・学校・指定避難所の中でできるだけ高い所へ避難する。</p> <p>○地震が収まった後、消防団等の避難指示等があったら、急いで近くの高台や高い建物等へ避難する。</p> <p>○学校以外の施設に避難した場合は、可能な範囲で自分の所在を学校に連絡する。</p>	<p>○教職員の指示をよく聞いて、急いで避難する。</p> <p>○教職員とはぐれたり、指示が届かない場合は、防災行政無線や消防団等の避難指示等をよく聞いて、避難が必要な場合は、近くの高台や高い建物等のできるだけ高い所へ急いで避難する。</p> <p>○避難後の行動について教職員の指示に従う。</p>	<p>○地震が収まったら、すぐにテレビやラジオ等により津波に関する情報を確認する。</p> <p>○避難が必要な場合は、市町が指定する避難所へ急いで避難する。</p> <p>○緊急を要する場合は、近くの高台や高い建物等のできるだけ高い所へ急いで避難する。</p>
学校・教職員	<p>○児童生徒等の所在の確認と、状況によっては保護を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内 ・通学路 ・避難場所 <p>○保護者への引渡しが必要な場合は、引渡しカードにより引渡す。連絡がつかない場合は、そのまま待機させる。</p> <p>○学校の対応等について所管教育委員会への状況報告をする。</p>	<p>○引率教職員は、現場の状況や津波情報等から避難が必要かを判断し、避難が必要な場合は児童生徒等を避難させ、状況を学校に報告する。</p> <p>○学校は、引率教員と連絡を取り、状況を把握し、必要な指示をする。</p> <p>○引率教員は、避難完了後、人員点呼等を行い学校へ報告する。</p> <p>○学校は、交通機関や地域の安全状況、避難解除後の対応等について、引率教職員へ連絡する。</p>	<p>○津波の発生や津波による災害が発生した場合は、配備基準に基づき、可能な限り学校等に参集し、情報収集や教育委員会に被害情報報告等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等及び家族の安否確認 ・学校の被害状況の把握 ・教職員の安否確認

(5) 学校活動時間外に津波に関する情報が発せられた場合の対応（例）

① 避難所に指定されている学校の対応

避難所に指定されている学校は、学校が所在している各市町の防災担当課等と避難所運営の支援や学校の開錠方法等について事前に協議しておく必要がある。特に、県内に大きな揺れを伴って発生する津波の場合には、学校の教職員が安全に参集できないことが想定されるため、各市町の防災担当課等との事前の協議を十分に行っておく必要がある。なお、遠隔地地震によって発表される津波に関する情報により地域住民が避難する場合があることも踏まえておく。

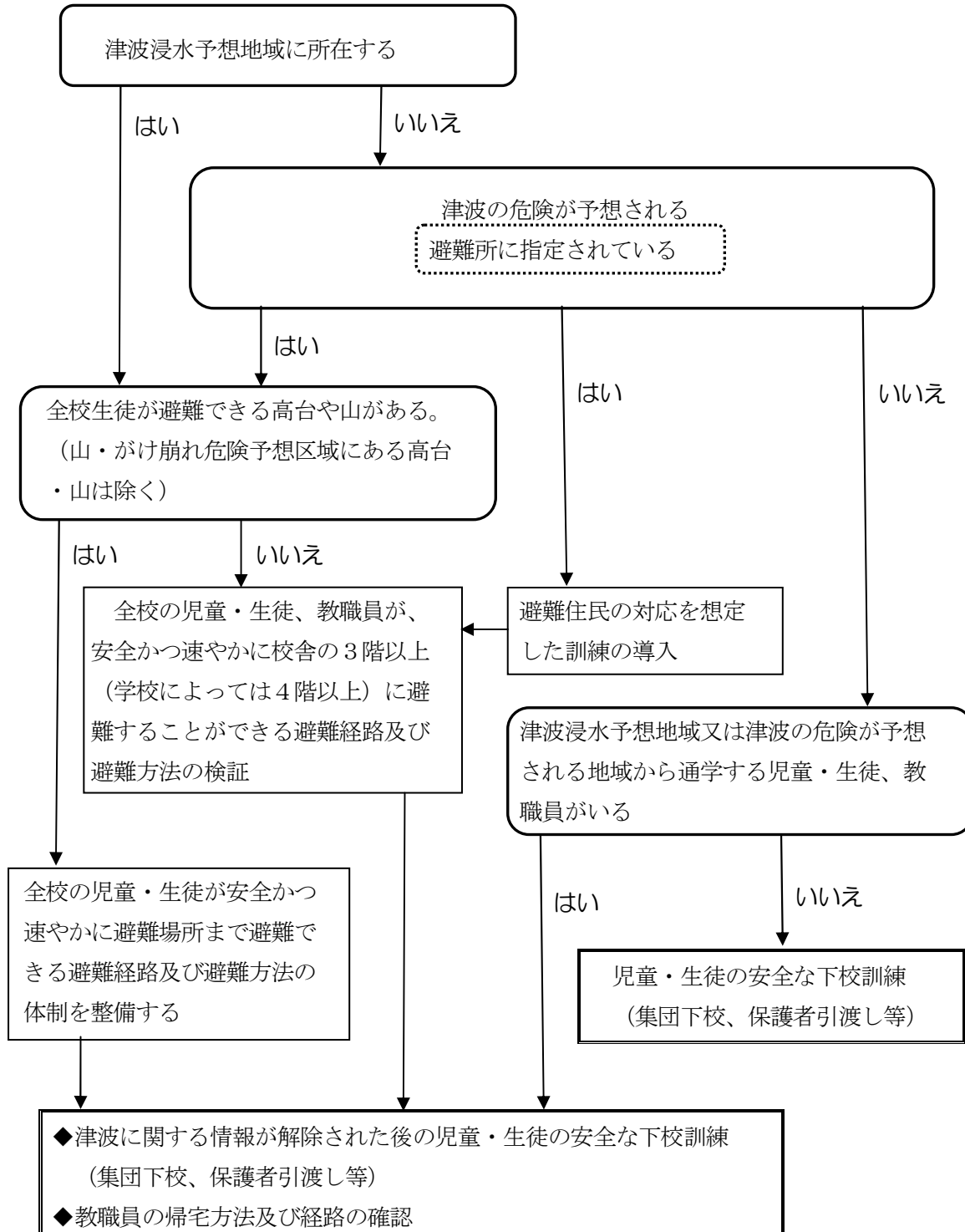
② 教職員の対応行動

○配備基準により対応【「1 地震が発生した場合の対応」の内容を参照】

教職員	児童生徒等及び教職員に被害が発生する可能性がある場合の対応
総括（校長等）	<p>①生徒の安否確認実施についての判断と指示、津波情報の収集（テレビ、防災無線等）</p> <p>②教職員の安否確認の実施と招集についての判断と実施</p> <p>③校舎・校外の被害確認と復旧・応急措置の検討</p> <p>④校区内（特に通学路）の状況把握の指示</p> <p>⑤学習活動の可否・登校時刻等についての判断</p> <p>※津波警報や津波注意報が発せられた段階で、登校させない。 ※津波警報や津波注意報が解除され、周囲の状況等の安全が確保された段階で登校させる。 など、あらかじめ設置者等と協議し決めておくことが望ましい。</p> <p>⑥近隣の学校との情報交換と対応の調整</p> <p>⑦関係機関への連絡・調整（必要に応じて教育委員会・消防等）</p> <p>⑧各学校の緊急連絡網（メール配信等）にて指示</p> <p>【伝言文例】 「こちらは〇〇学校です。津波注意報（警報）が発表されていますので現在、登校を見合わせています。」など</p> <p>⑨学校が避難所となることを想定した対応計画の確認と実施</p> <p>⑩マスコミ等への対応</p>
教職員	<p>① 校の教員用連絡網にて今後の動きについて確認</p> <p>②担任は校長等の指示により、必要に応じて生徒の安否確認と今後の動きについて、クラスの連絡網等にて指示</p>

津波に対する避難訓練の実施（例）

津波浸水予想地域に所在する各学校（園）は、地震等により津波に関する情報が発せられた場合または大きな揺れがあった場合の津波を想定した避難訓練を実施する必要がある。津波避難訓練の実施に当たっては、学校が所在する地域の実態を考慮することから、下記の流れ図を参考として各学校が取り組むべき対応（避難訓練）を再検討しておく。



◎各学校は 及び を考慮した訓練を取り入れること

3 児童生徒等の安全確保対策の詳細

(1) 在校時

	授業中の対応（対応の基本）	休み時間、放課後等の対応
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐらせ、机の足をしっかり持たせる。 ・教職員は冷静に的確な指示を与える。 ・安心させるような声をかけ続ける。 ・火を消す。ガスの元栓を締める。電気器具のコンセントを抜く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員がその場になくても、児童生徒等自らが安全な行動がとれるよう、平素から指導しておく。（避難・集合場所等） ・周囲にいる児童生徒等に指示や声かけをして不安や恐怖心を和らげるようにする。
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・避難口を確保する。 ・転倒、落下の恐れのあるものから児童生徒等を遠ざける。上履き等をはかせる。 ・負傷者の応急手当をする。 ・避難経路、避難場所の安全を確認する。 ・本部の指示により避難を開始する。（状況によっては、指示を待たずに避難開始） ・近くにいる教職員で協力して、児童生徒等を列の前後から守りながら誘導する。 ・頭部を保護しながら避難させる。 ・特別支援学校においては、小グループで手をつながせたり誘導ロープ等を持たせたりして避難させる。 ・けがをしている場合は、救急隊に連絡し、その到着まで付き添う。 ・車椅子使用等の児童生徒等は、安全な場所に待機させた後、順次避難させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員は近くにいる児童生徒等や担当学年、学級の児童生徒等の安全確保と掌握に努める。 ・避難について全校生に指示する。 ・教職員は分散して、各教室、体育館、トイレ等をチェックする。
安否確認	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所では、名簿等により人員を確認し本部に報告する。 ・不明者の発見に全力を尽くす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人員確保ができる体制を速やかに整える。

[場所別の初期行動]

場 所	具 体 的 な 行 動
教 室	・近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐり、机の足をしっかり持つ。
特別教室	・実験中であれば、危険物から離れる。 *実験器具棚、調理用具棚、工具棚、実験器具、工具、アイロン、ディスプレイ等
体 育 館	・体育器具や窓ガラス等から離れ、中央部に集まる。頭部を保護し姿勢を低くする。 (建物の構造等により、柱や壁に寄り添う方がよい場合もある。)
プ ー ル	・プールのふちに移動し、プールのふちをつかむ。
廊下や階段	・窓ガラス、蛍光灯の落下をさけ中央部で姿勢を低くする。近くの教室の机の下にもぐる。
ト イ レ	・ドアを開き、頭部を保護して動かずにいる。
運 動 場 中 庭	・校舎等からのガラスの飛散や外壁の崩壊、フェンスや体育器具等倒壊の危険性のある物から離れる。体を低くする。

(2) 登下校時

学 校 の 対 応	
安 全 確 保	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の通学路について安全点検を行い、危険箇所等を保護者及び児童生徒等に周知し、万一の場合の避難場所を決めさせておく。 ・児童生徒等が自ら判断し、避難行動をとることが原則となるため、災害に対処する力を高めるよう日ごろから防災リテラシーの育成を図る。 ・交通機関を利用する児童生徒等には交通機関が不通になった場合に徒歩で帰宅できるよう各家庭で通学路を確認させておくとともに、災害が発生した時は、現場の指示に従うよう指導し、同時に児童生徒等の判断力の育成を図る。 ・交通機関が途絶えたことなどにより、児童生徒等が安全に帰宅することができない場合は、保護者への引き渡しまでの間、児童生徒等を学校で保護する。
避 難 誘 導	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れがおさまった後（津波の恐れのある場合は、警報・注意報が解除された後）、家へもどるか学校へ避難するかについては、原則として近い方を選ぶ。 ・途中で避難している児童生徒等や移動中の児童生徒等の安全確保は、保護者と学校が連携してあたる。また、そのための対応策について日ごろから協議しておく。 ・学校に避難してきた児童生徒等への対応策を明確にしておく。
安 否 確 認	<ul style="list-style-type: none"> ・無事に帰宅できたかどうか等、児童生徒等の安否確認ができるよう連絡体制を整備しておく。

(3) 学校外の諸活動時

教 職 員 の 対 応	留 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ・室内では初期行動や避難方法は授業中と同じ。 ・倒壊や火災、爆発の恐れのある建物から、児童生徒等をすばやく遠ざける。 ・狭い場所や狭い道路では、塀、看板等の倒壊や落下に注意し、すばやく広い場所に出させる。 ・海岸では津波、山間部では土砂崩れに注意し、安全な場所に避難させる。 ・電車、バス等に乗車中の場合は、乗務員等の指示に従う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員は落ちついた態度で明確に指示し、児童生徒等に不安や恐怖心を与えないようにする。 ・車中では、とっさの安全確保ができるような乗車姿勢と態度を取らせておく。

◎宿舎に滞在している場合

*夜間、特に就寝中の場合は、建物の構造に不慣れなことから混乱が生じやすい。

*火気使用中の場合は、火災発生への恐れがある。

などの点を踏まえた対応を行う。

教 職 員 の 対 応	留 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ・分担して各部屋の児童生徒等を掌握し、負傷者の確認と応急処置を行う。 ・避難経路の安全確認を行うもの、避難誘導する者等を分担して連携しながら安全な場所に避難させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿舎到着後、児童生徒等に避難経路と避難方法について指導しておく。 ・避難開始前に、児童生徒等の人数確認を確実に行う。

(4) その他の対応等

【津波の特徴と対応の心得】

津波の特徴	対応の心得
① 津波のスピードは速く、海岸付近で急に高くなる。	肉眼で津波を確認してからでは、避難は間に合わない。強い地震を感じた時又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、すぐに海岸からはなれ、急いで安全な高い場所へ避難する。
② 津波は普通の波よりはるかに大きな力を持っている。	膝上の高さでも立っていられず、引き波で沖へ流されたりする恐れがある。津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
③ 津波は繰り返し襲ってくる。	第一波が最も大きいとは限らないので、警報・注意報が解除されるまで、海岸付近に戻ったりせず避難場所にとどまる。
④ 津波は川や水路をさかのぼる。	川や水路に近づかないのはもちろんのこと、避難の際にも、川や水路に沿った道は避ける。
⑤ 地震の揺れがそんなに強くなくても、津波がやってくることもある。	たとえ地震を感じなくても、津波警報が発表された時は、すぐに海岸から離れ、急いで安全な高い場所へ避難する。

地下街や地下鉄の駅で地震に遭遇した場合は

校外活動等で児童生徒等を引率中に、地下街や地下鉄の駅などで地震にあった場合、教職員は児童生徒等にカバンなどで頭を保護させ、落下物の危険のない場所にすばやく避難させる。すみやかに人員の点呼確認、けがの有無などを調べ、けがをした者の応急手当を行う。駅員などの指示や誘導等に従ってすみやかに地上に避難する。こうした施設内では、避難する人が出口に殺到するとパニックになる恐れがあるので、駅員などの指示に従って、落ち着いて避難する。地上に避難したら、現地公共機関と連絡をとり、情報を得ながらその指示に従う。また、学校に連絡をとり、状況及び対応について報告し校長の指示を受けるとともに、家庭への連絡等について手配する。

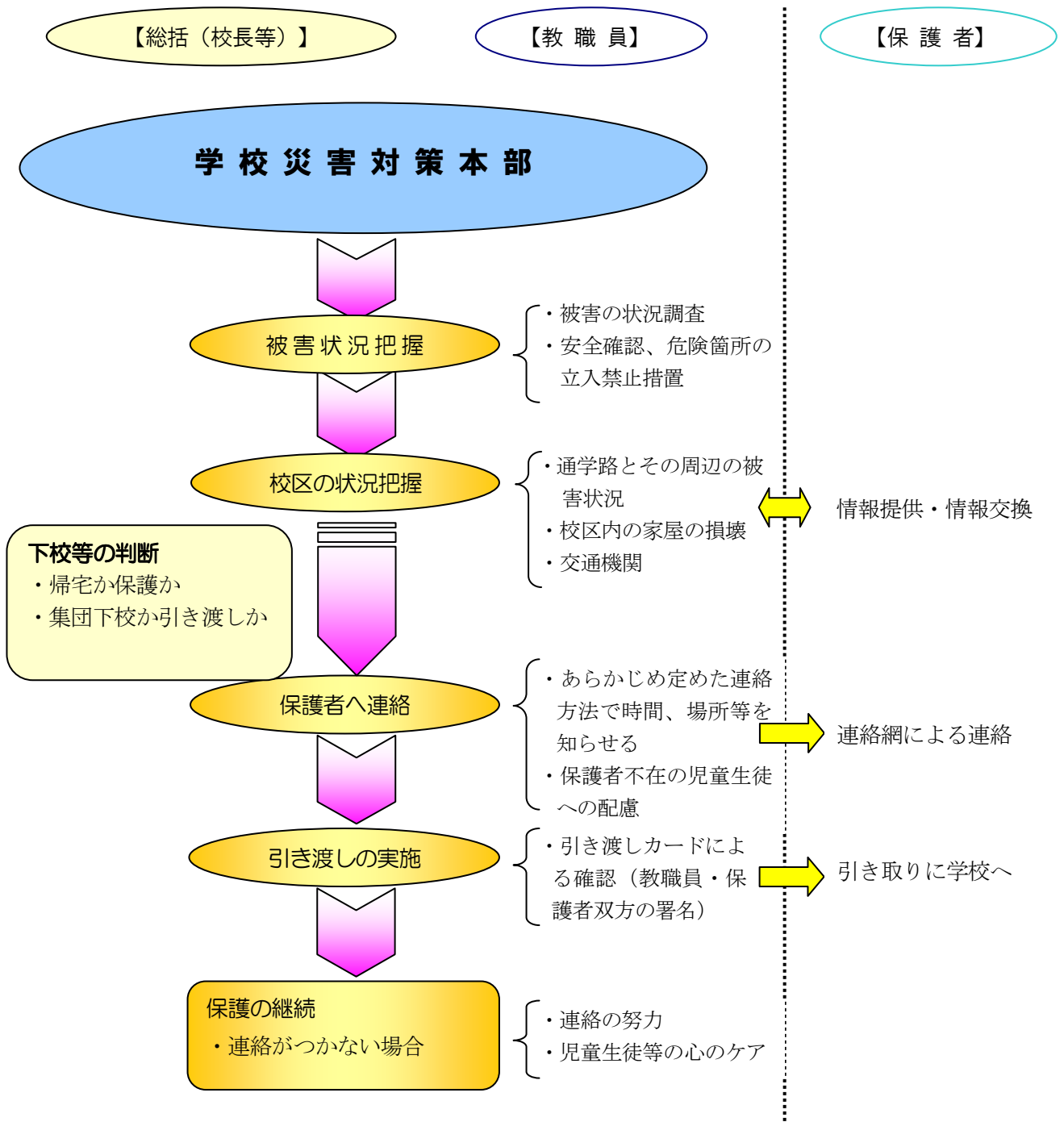
4 児童生徒等の保護者への引き渡し

緊急時に児童生徒等の引き渡しを円滑に行うため、あらかじめ連絡カードを兼ねた引き渡しカードを作成しておくとともに、訓練をとおして引き渡しの手順を周知するなど、非常時における速やかな連絡手段を整えておく。

この場合、保護者が昼間家庭にいない場合についても考慮する。

また、地震発生後に学校や生徒が居住する地域に津波に関する警報・注意報が発令されている場合は、警報・注意報が解除になるまでは学校に待機をさせる。

(1) 引き渡しマニュアル例



(2) 児童生徒等引き渡し・緊急時連絡カード例

幼児児童 生徒氏名		性 別		学年 学級	年 組 () 番
住 所					
保護者名		児童生徒等 との関係		電話	
兄弟姉妹	(有 ・ 無)	年 組 () 番		年 組 () 番	
緊急時の 連絡先	電話 ()				
引き取り者		本人との 関係			
避難場所					
引き渡し 場 所					
引き渡し 日 時	月	日	時	分	教職員名

* 地震等に備えて、あらかじめ作成しておくことが望ましい。

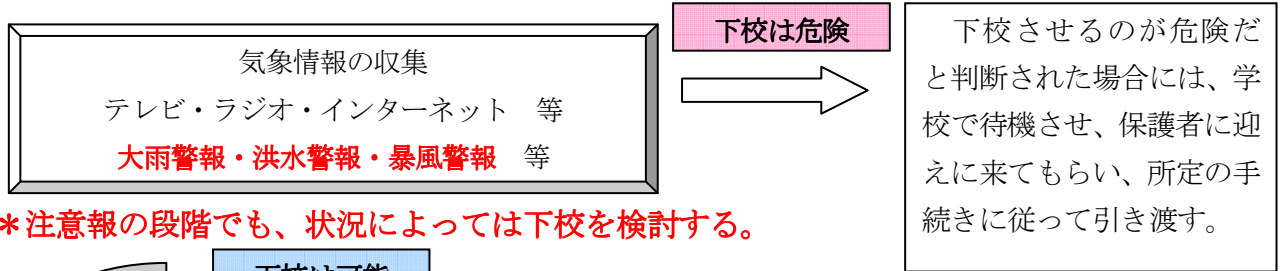
保護者に連絡がつかない児童生徒等への対応

児童生徒等が引き取られるまで、安全な場所に集め、その場から離れないように座らせ、落ち着かせる。必ず教職員が一人は傍らに付き、児童生徒等に安心感を与える。落ち着いた段階で自宅に送り届けるが、自宅に家族が不在の場合は、貼り紙をしておき、保護者等が引き取りに来るまで、学校で預かる。子どもに不安感を抱かせないように配慮することが大切である。電話が回復すれば、勤務先又は緊急連絡先に電話する。

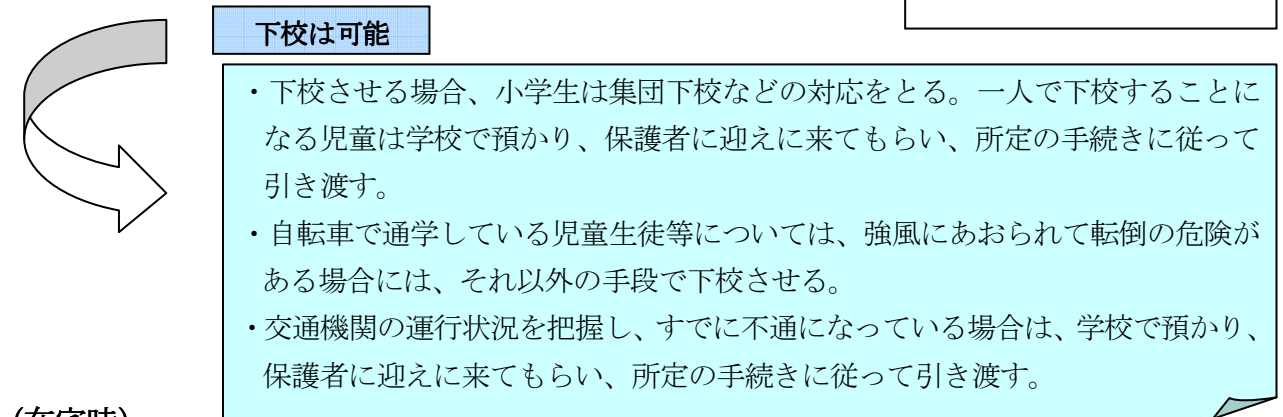
5 風水害への基本的対応（※大雪、風雪の場合もおおむね風水害の場合に準じて対応）

【児童生徒等の登下校についての指導】

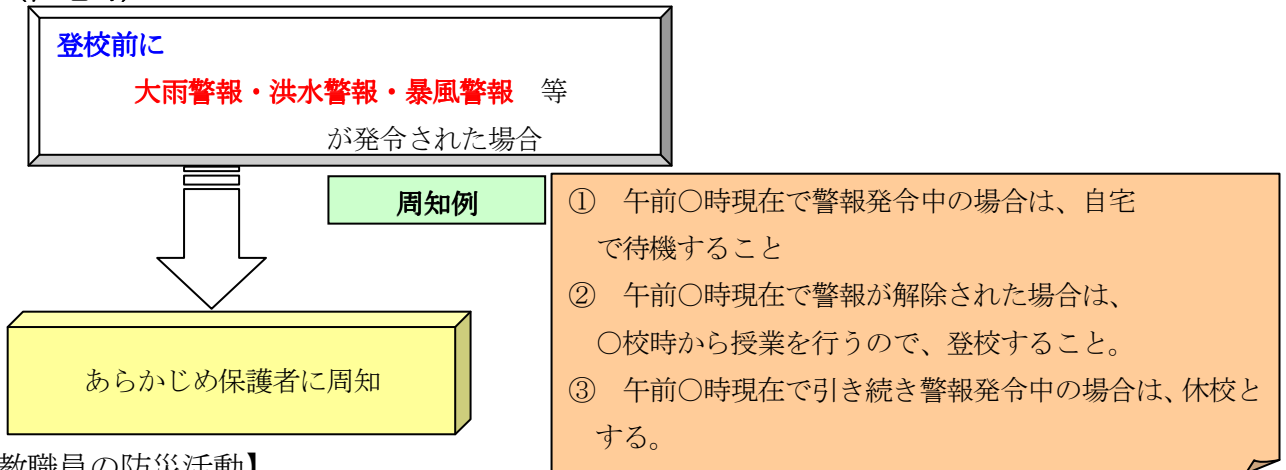
（在校時）



* 注意報の段階でも、状況によっては下校を検討する。



（在宅時）



【教職員の防災活動】

- ① 教職員は、警報等の発令状況により対応する。
- ② 強風による転倒、移動の恐れのあるものの固定、風圧によるドアの開閉や窓ガラスの飛散によるけがの防止など、予想される被害に対して適切な処置をする。
- ③ 大雨による土砂崩れや洪水などの危険が迫ったと判断される場合は、児童生徒等を安全な場所へ避難させる。
- ④ 警報等が解除されて児童生徒等が登校するまでに、施設等の安全点検を行い、破損箇所を修理を行うか、立入禁止等の指示を徹底する。

【校外活動中】（遠足、修学旅行、集団宿泊学習、キャンプ等屋外での活動）

- ① 事前に、校外活動を行う地域の気象的な特徴や過去の災害について調べるとともに、下見を行い安全面の点検（危険箇所及び避難場所）を行い、児童生徒等に周知しておく。
- ② 現地では、気象情報を入手するとともに、警報等の発令時には、地元防災機関からの情報等を学校に連絡し、校長の指示により計画の変更、避難などの措置をとる。
- ③ 風雨が小康状態となっても、土砂災害等二次災害の危険があるので、引き続き地元の防災機関からの情報等を踏まえて、校長の指示により行動する。

6 特別支援学校、定時制高校（夜間）における対応のポイント

特別支援学校、定時制高校(夜間)において特に留意すべき事項について

【特別支援学校：視覚障害】

- ・情報（視覚情報）の不足からくる心理的不安を取り除く配慮をする。
- ・授業担当者は、安心させるように声をかけ続ける。
- ・授業クラス単位で、声をかけあったり手引をしたり、協力し合って避難させる。
- ・登下校時等に災害が発生した場合に備えて、周囲の人に声をかけて視覚障害者であることを告げ、周りの状況を教えてもらい安全な場所又は適切な機関への誘導を依頼できるよう指導しておく。

【特別支援学校：聴覚障害】

- ・情報（聴覚情報）の不足からくる心理的不安を取り除く配慮をする。
- ・聴覚障害による情報の不足を視覚メディア等で補う。（非常点滅灯、旗等）
- ・登下校時等に災害が発生した場合に備えて、周囲の人に聴覚障害者であることを伝えて、状況の説明と安全な場所への誘導を依頼できるよう指導しておく。

【特別支援学校：肢体不自由】

- ・心理的不安を取り除く配慮をするとともに、障害の程度や発達段階に応じた安全確保の方法を取らせる。
- ・安全な避難経路を確保する。（車椅子や移動補助器具への配慮）
- ・併設、隣接施設（寄宿舍・病院・訓練施設等）と連絡をとる。
- ・登下校時等に災害が発生した場合に備えて、外出時には、連絡先等を記したカードを携帯するよう指導しておく。

【特別支援学校：病弱】

- ・直ちに児童生徒等の側に行き、安全を確保するとともに、心理的不安を取り除く配慮をする。
- ・ベッドや車椅子からの転落、転倒を防止する。
- ・周囲の人々に援助を求め、隣接病院に連絡する。

【特別支援学校：知的障害】

- ・直ちに児童生徒等の側に行き、安全を確保するとともに、心理的不安を取り除く配慮をする。
- ・周囲の人々に援助を求め、指示に従い落ち着いて行動させる。
- ・登下校時に災害が発生した場合に備えて、スクールバスの緊急時における避難場所を確保する。
- ・登下校時等に災害が発生した場合に備えて、自力通学生は、警察、消防署、交通機関等の指示で安全な場所に避難し、学校や家庭と連絡を取るよう指導する。
また、連絡先等を記したカードを携帯するよう指導しておく。

【定時制高校（夜間）】

- ・ハンドマイクや懐中電灯を各教室及び必要な箇所に常時設置しておき、停電時のパニックを防止する。
- ・的確に情報を伝え、生徒に被害の状況を周知する。
- ・避難誘導の指示があるまでその場で待機させ、避難経路を確保し、安全な場所に誘導する。

7 学校施設・設備の被害状況等の点検及び応急対策

(1) 必要性

二次災害の発生を防止し、早急に学校教育活動を再開するため、施設・設備の被災状況を点検するとともに、危険箇所について立入禁止措置を取るなど応急対策を講じる必要がある。

(2) 安全確保のための点検と対策

① 建物等の危険箇所について

⇒ 鉄骨が破断したり傾いたりしている校舎等は、余震により倒壊する可能性があるため、「危険につき立入禁止」の掲示やロープ等により立入禁止の措置を取る。

⇒ 脱落しかけた天井、剥離した壁、落下しかけた照明器具、倒壊しかかった防球ネット・フェンス・擁壁等は、余震により落下、倒壊する可能性があるため、人為的に落下、倒壊させる。できない場合は、「危険につき立入禁止」の掲示やロープ等により、立入禁止の措置を取る。

ア 危険箇所の判断基準（構造上の問題）

【鉄筋コンクリート】

柱・梁＝鉄筋が見える、深い亀裂

壁＝大きく深い亀裂、×字形の亀裂

【鉄骨造】

柱・梁＝折れる、ねじ曲がる、接合部が壊れる、膨らむ

壁＝破損があっても柱・梁がしっかりしていれば大丈夫

【木造】

柱・梁＝傾く、接合部が外れる

イ 危険箇所の判断を行う者

建物の危険度の判定は、専門家（応急危険度判定士等）に任せなければならない（※）が、壁の亀裂や天井からの落下物等による建物への立入禁止の判断や指示は、原則として管理者としての校長が行う。

※ 専門家の判定前であっても、構造上の問題が認められる場合には、校長が立入禁止等の措置を取る。

② 特別教室等の危険物について

⇒ 理科室・家庭科室等において化学薬品・包丁等が放置されている場合は、格納し施錠を行う。

③ 破損、ひび割れしているガラスについて

⇒ 枚数が多い場合には紙やダンボール等で補修を行い、少ない場合にはシールを貼るなどして対応する。

④ 横転しかかっている物品について

⇒ ピアノ、書棚、ロッカー、書庫等が横転しかかっている場合は、横に寝かせて安定させる。

⑤ 停止しているエレベーターについて

⇒ 中に閉じ込められている人がいる場合は、エレベーター会社に連絡し救出を依頼する。閉じ込められている人がいなければ、エレベーターを使用できないようにする。

- ⑥ 避難所として開放しないスペースについて
 - ⇒ 校長室、職員室、事務室、化学実験室、備蓄庫、救急薬品の管理室等について、あらかじめ避難所スペースとして開放しないことを定めている場合は、施錠し、立入禁止の掲示を行う。
- ⑦ 地震により自動的に降りている防火シャッターについて
 - ⇒ 原則として復旧させない。（復旧させる必要があり、かつ、危険のおそれがない箇所は復旧させる。）

（3）ライフライン確保のための点検と対策

- ① 飲料水・生活用水について
 - ⇒ 給水タンクの残り水は、断水の際の貴重な飲料水となるので、給水栓を閉じておく。
 - ⇒ プールの水は多用途に活用できるので、生活用水としての使用方法も検討する。
- ② 電気・照明器具について
 - ⇒ 市町が情報連絡手段や照明用電源を確保している場合には、発災当初において、配給するよう依頼する。
- ③ 燃料（ガスなど）について
 - ⇒ ガス会社の点検があるまでガスの元栓を閉めておく。
 - ⇒ 発災当初の応急的な熱源として、カセットコンロや炭などを利用し、燃料の供給については、市町災害対策本部に配給を依頼する。
- ④ トイレについて
 - ⇒ 水洗トイレが使用可能な場合で、水道が断水しているときには、プールの水を利用して使用する。（学校敷地内の排水設備の破損等による配水管がつまり状態と思われる場合は、当該系統のトイレ・流しでの水の使用を禁止する。）
 - ⇒ 仮設トイレを備蓄している場合は、組み立てて設置し、トイレが不足する場合には、市町災害対策本部に仮設トイレの設置を依頼する。
- ⑤ 往来の妨げになっている破損物等について
 - ⇒ 除去し通行路を確保する。特に公道と校舎入口の間については、救急車両、物資運搬車両の通行が可能な状態にする。

（4）復旧対応における留意事項等

- ① 校長等は、可能な範囲で、教職員を動員して施設・設備の応急復旧を行う。（原則として児童生徒等は動員しないが、高等学校においては、希望する生徒を応急復旧作業に参加させることができる。）
- ② 専門家による応急危険度判定を早急に受ける。
- ③ 施設・設備や備品等の被害状況を記録写真として残す。
- ④ 教育委員会、災害対策本部との連絡を取り、被害の概要やその他の情報収集に努める。

8 学校再開に向けた対応

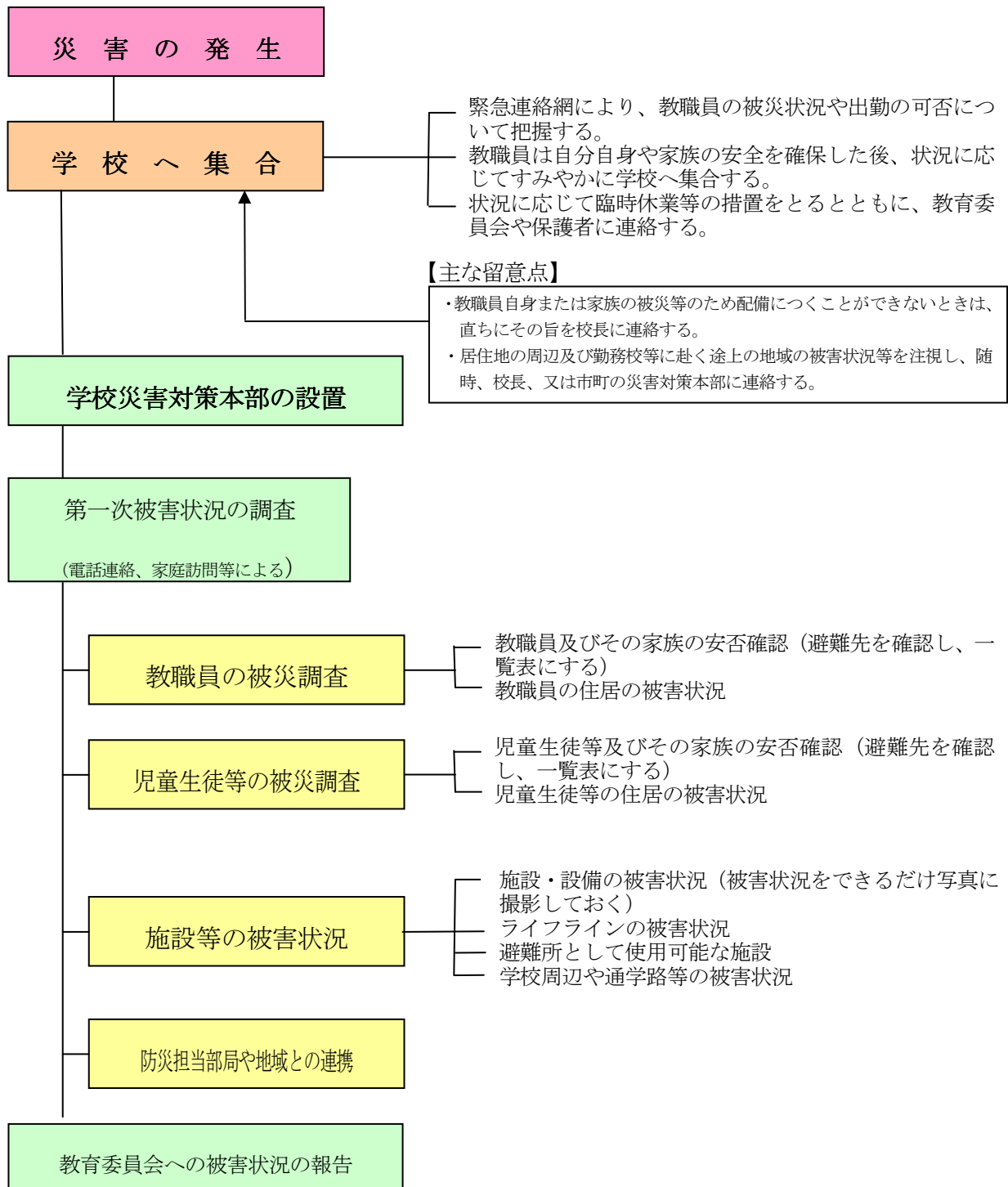
校長は、次の状況について把握し、教育活動の早期再開に向けた最善の対応に努めることが大切である。

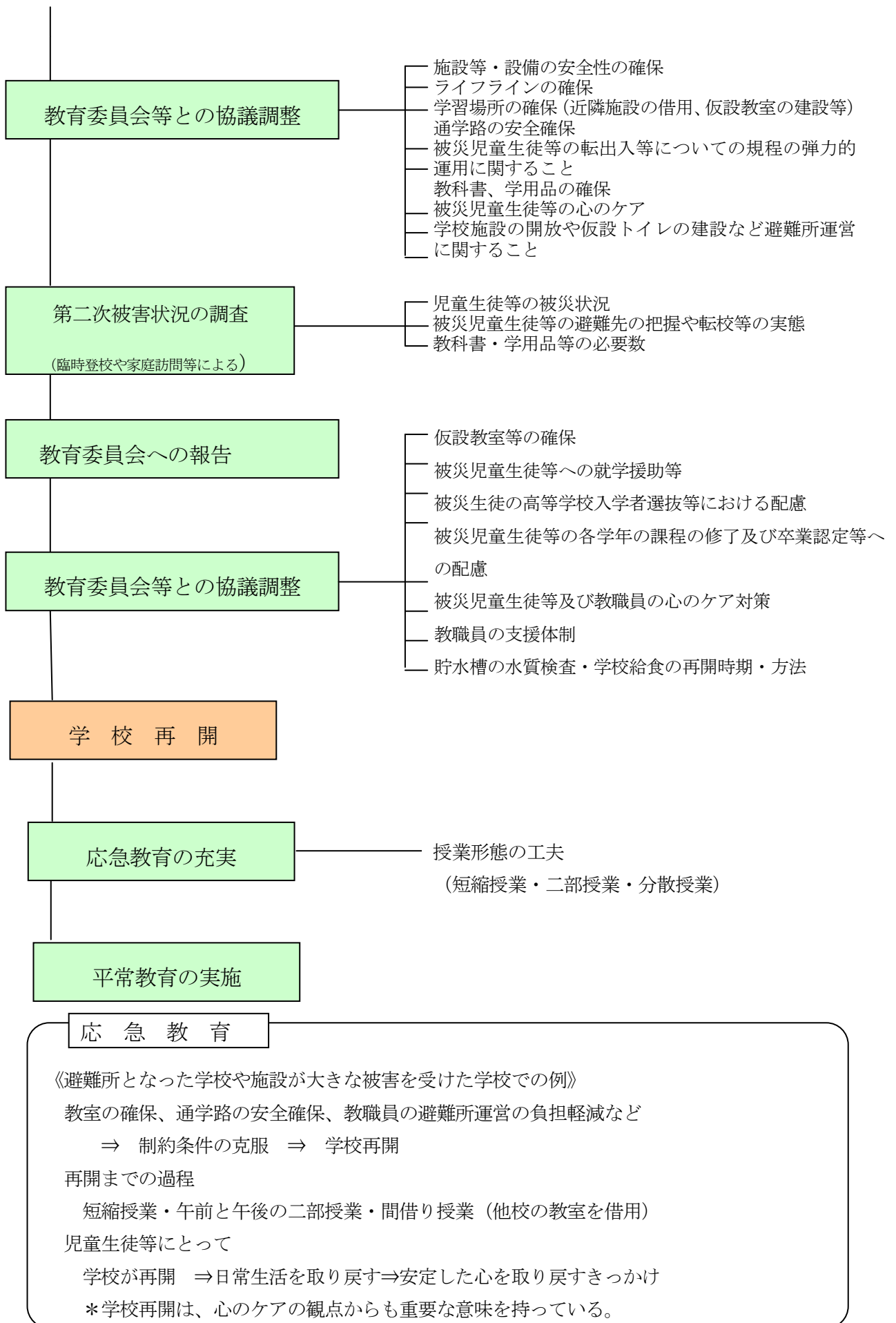
《状況把握》

- 学校施設・設備の被害状況
- 教職員・児童生徒等の被災状況
- 交通機関の復旧状況
- 通学路の安全確保

等

【学校再開に向けた対応例】





Ⅲ 災害時における避難所としての学校の果たす役割

Ⅲ 災害時における避難所としての学校の果たす役割

1 避難所としての学校施設

学校は、災害発生時における避難所として指定されていることが多い。また、避難所として指定されていない場合でも、住民が避難してくることも想定される。学校施設は教育活動の場であることから、円滑な教育活動の再開のためにも、災害時に避難所となった場合を想定して、学校防災計画等にその運営方法を定める必要がある。

この場合、学校は、学校という施設の管理者であり、また、教育活動を確保すべきであるという側面と、市町が行う避難所運営に協力するという側面があることを考慮しながら、学校として、どのような対応が求められるか、どのような対応が可能かを市町防災担当部局、教育委員会、地域等とともに検討することが重要である。

2 避難所運営の内容

避難所の管理運営については、原則的には市町災害対策本部の責任のもと、市町の災害対策担当職員が避難してきた住民の協力を得て行うものであり、教職員は、その市町の求めに応じて運営に協力するものである。このような中、災害発生の直後など、避難所運営に当たる市町担当職員の派遣が困難な場合、校長をはじめ教職員が中心的な役割を担うことが期待されている。

学校における具体的な避難所運営については、市町地域防災計画に沿って、市町が避難所ごとに地域や学校と連携して避難所運営に係る行動基準を作成し、学校は、これらを踏まえた学校防災計画等を作成することになるが、学校防災計画作成上の留意点としては、以下のようなことが考えられる。

なお、この留意点は、大規模地震を想定したものである。風水害については、台風の接近など時間的な推移に伴う対応が可能である点で、突発的に起こる地震とは異なるが、同じ自然災害として、地震に準じた対応とする。また、台風接近時における学校施設の事前点検や、自主避難に対する対応等災害対策部局との事前の連絡調整などの備えが大切である。

(1) 避難所の運営体制

① 運営体制

学校は、市町の災害対策担当の職員が配置されるまでの間、教職員が避難所運営に係る業務に対応することを想定した体制について、役割分担や連絡方法を定めておくとともに、具体的な行動計画を定める。この場合、児童生徒等への対応と避難者への対応とが同時に求められる場合も想定しておかなければならない。

② 初動体制

校長をはじめ、すべての教職員が早期に参集できないなど、避難所の運営をあらかじめ定めた計画どおりに行えない場合であっても、参集できた教職員により、少なくとも次のような業務を行う必要があり、そのためには、すべての教職員が、これらの業務に対応できるよう共通理解を図る。

(初動時に必要な業務の例)

- ・校内にいる児童生徒等の安全確保、安否確認、避難誘導、家族への引き渡し
- ・市町災害対策担当部局、教育委員会等との連絡体制の確保、情報収集
- ・校内の安全確認
- ・避難所として使用する施設、立入禁止区域等の設定
- ・避難者の受入れ、誘導
- ・救命・救急措置
- ・避難者への情報伝達
- ・校内の備蓄物資の配給

(2) 教職員の対応

〔児童生徒等が在校している場合〕

児童生徒等の安全の確保を第一に対応する。また、被害の状況等を踏まえながら、避難してきた住民と協働し、校長の指揮監督のもと避難所の運営に協力する。

① 発災直後

- ・児童生徒等及び教職員の安否を確認する。
- ・学校医等の協力を得て負傷者を救護する。
- ・児童生徒等の避難終了直後、被害状況を点検し、あらかじめ定めてある順番に従って、体育館、校庭等を開放し、避難所として使用する。なお、普通教室は校内の児童生徒等の避難場所として利用する。また、避難してきた保護者へ順次児童生徒等を引き渡す。

(避難所としての学校施設の使用の例)

- ・主として避難者収容のために必要なスペース
体育館、講堂、多目的スペース、普通教室
- ・負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース
保健室、和室
- ・避難所運営のための管理に必要なスペース
校長室、職員室、放送室

- ・校内に物資を備蓄している場合には、避難者の協力を得て、備蓄してある水、食料、毛布等の物資の分配、仮設トイレ等を設置する。
- ・市町災害対策担当部局に避難所の状況、児童等を含めた避難者の概数、必要な救援物資の種類、数量等を適宜連絡する。

② 市町災害対策担当部局による管理への移行前

- ・避難者のグループ分けなど避難所内の自治組織を立ち上げ支援を行う。
- ・避難者名簿を作成する。
- ・自治組織、地域の自主防災組織、ボランティア組織等と協議しながら、避難所運営の役割分担を決定する。
- ・食料等受け入れ・分配、清掃、トイレ管理、廃棄物管理、安否情報等連絡対応などの業務を住民等と共同で実施する。

③ 市町災害対策担当部局による管理への移行期

市町災害対策担当職員の派遣に伴い、教職員の支援体制を見直し、教職員は学校教育活動の早期再開に専念するため、避難所運営に係る業務については、市町災害対策担当職員、避難者の自治組織、地域の自主防災組織、ボランティア組織等に順次移行する。

〔児童生徒等が在校していない場合〕

教職員は主として避難所の運営に協力することが可能となるが、教職員が学校教育活動の早期再開に向けた職務に従事することができるようにするため、避難所の運営が主として災害対策担当職員や避難者の自治組織等によって担われる体制に順次整えられることが必要である。

また、夜間・休日等勤務時間外の発災時は、参集可能な教職員が限定される可能性があることに注意する必要がある。

発災直後、災害対策本部による管理への移行前、移行期における対応については、児童生徒等が在校している場合に準じる。

3 避難所運営に係る教職員の身分上の取扱いについて

学校が避難所となる場合、学校として、当該市町の災害応急対策に協力しているものと位置づけることが可能であり、避難所となっている学校の教職員が災害時に避難所の救援業務に従事することは、当該学校の管理業務の一環を担っていると考えられ、服務上、職務として取り扱って差し支えなく、通常、公務災害補償等の対象となるものと考えられている（文部科学省「学校等防災体制の充実について(第1次報告)」(平成7年11月27日)）。

Ⅳ 心 の ケ ア

Ⅳ 心のケア（出典：学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省 平成24年））

事件や事故、大きな災害に遭遇し、「家や家族・友人などを失う」、「事故を目撃する」、「犯罪に巻き込まれる」など強い恐怖や衝撃を受けた場合、不安や不眠などのストレス症状が現れることが多い。こうした反応は誰にでも起こりうることであり、時間の経過とともに薄らいでいくものであるが、場合によっては長引き、生活に支障を来すなどして、その後の成長や発達に大きな障害となることもある。そのため、日ごろから子どもの健康観察を徹底し、情報の共有を図るなどして早期発見に努め、適切な対応と支援を行うことが必要である。

1 体制づくりと教職員の役割

事件・事故災害時におけるストレス症状のある児童生徒等への対応は、基本的には平常時と同じである。

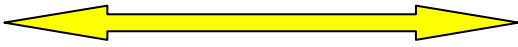
すなわち、健康観察等により速やかに児童生徒等の異変に気づき、問題の性質（「早急な対応が必要かどうか」、「医療を要するかどうか」等）を見極め、必要に応じて保護者や主治医等と連携を密にとり、学級担任等や養護教諭をはじめ、校内組織（教育相談部等）と連携して組織的に支援に当たることが大切である。いつでも適切な対応が迅速に行えるよう、平常時から児童生徒等の心のケアの体制づくりをしておく必要がある。（それぞれの分担等については次頁を参照）

A : 災害から学校再開まで

B : 学校再開から1週間

安否確認・健康状態の把握と組織体制の確立

心身の健康状態の把握と支援活動



管理職	ア子どもの安否確認、被災状況、心身の健康状態の把握の指示(家庭訪問・避難所訪問) イ臨時の学校環境衛生検査の実施についての検討 ウ教職員間での情報の共有 エ教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり オ子どものケアに向けての組織体制・役割分担の確認 カ心のケアの対応方針の決定と共通理解・全体計画の作成 キ地域の関係機関等との協力体制の確立 ク保護者との連携・健康観察の強化依頼等 ケ緊急支援チーム(CRT等)の受け入れ ☆報道関係機関への対応 ☆障害や慢性疾患のある子どもへの対応
養護教諭	ア安否の確認と心身の健康状態の把握 ・家庭訪問、避難所訪問 ・健康観察の強化 ・教職員間での情報の共有 ・担任等との連携等 イ保健室の状況確認と整備 ウ管理職との連携 エ学校医、学校薬剤師との連携 オ心のケアに関する啓発資料の準備 ☆障害や慢性疾患のある子どもへの対応
学級担任等	ア安否の確認と心身の健康状態の把握 イ家庭訪問、避難所訪問 ・子どもの家庭の被災状況の把握 ウ学校再開へ向けての準備 ・学校内の被害状況、衛生状況の調査 エ養護教諭との連携 ☆障害や慢性疾患のある子どもへの対応

ア子どもの心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・健康観察の強化 ・質問紙調査等 ・家庭での様子調査 ・相談希望調査等 ・臨時の健康診断の検討 ・個別面談 ・教職員間での情報共有 ・医療機関等との連携等 イ保護者への啓発活動の実施の指示 ・健康観察の強化 ・啓発資料の配布等 ウ朝礼等で心のケアに関する講話の実施 エ安全・安心の確保への対応 ・被害の拡大、二次的被害の防止 オ教職員の心のケアに向けた校内体制づくり ☆障害や慢性疾患のある子どもへの対応
ア心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・心のケアの質問紙調査、相談希望調査等 ・教職員間での情報の共有 イ保健だより等の啓発資料の配布 ウ管理職との連携 エ心のケアに関する保健指導の実施 オ健康相談の充実 カ学校医、スクールカウンセラー、専門機関等との連携 キ感染症の予防対策 ☆障害や慢性疾患のある子どもへの対応
ア心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・心のケアの質問紙調査、相談希望調査等 イ教職員間での情報の共有 ウ保護者との連携 ・啓発資料の配布 ・家庭での健康観察の強化依頼 ・個別指導 エ養護教諭との連携 ☆障害や慢性疾患のある子どもへの対応



支援

継続

学校医とカウンセラー	ア災害の概要把握と学校内の対応状況確認 イ子どものメンタルヘルスをめぐる緊急事態への見立てを行う ウ教職員へのコンサルテーションを行う エ子どもや保護者の個別面談準備 オ養護教諭と協力して、心のケアの資料を準備 カ関係機関との連携に関するつなぎ役になる
-------------------	---

- <子どもや保護者に対して>
 キ①子どもや保護者の個人面談
 ②必要に応じた地域の専門機関への紹介
- <教職員に対して>
 ク①子ども対応への助言とストレス対応研修
 ②校内の関係委員会に参加し、共通理解を図る
 ③教職員間での情報の共有
 ④個別支援

「子どもの心のケアのために- 災害や事件・事故発生時を中心に -」(文部科学省 平成22年)より一部引用

2 危険発生時における健康観察のポイント

災害や事件・事故発生時における児童生徒等のストレス症状の特徴を踏まえた上で、健康観察を行い、児童生徒等が示す心身のサインを見逃さないようにする。心の症状のみならず、腹痛や頭痛、眠れない、食欲不振などの身体症状にも注目して行うことが肝要である。

また、災害や事件・事故発生時においては、日頃から抱えている心身の健康問題が表面化しすいので、そのような児童生徒等に対しては状態の変化などに留意して健康観察を行う必要がある。

子どもに現れやすいストレス症状の健康観察のポイント	
体の健康状態	心の健康状態
<ul style="list-style-type: none"> ・食欲の異常（拒食・過食）はないか ・睡眠はとれているか ・吐き気・嘔吐が続いていないか ・下痢・便秘が続いていないか ・頭痛が持続していないか ・尿の回数が異常に増えていないか ・体がだるくないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・心理的退行現象（幼児返り）が現れていないか ・落ち着きのなさ（多弁・多動）はないか ・イライラ、ビクビクしていないか ・攻撃的、乱暴になっていないか ・元気がなく、ぼんやりしていないか ・孤立や閉じこもりはないか ・無表情になっていないか

「子どもの心のケアのために- 災害や事件・事故発生時を中心に -」（文部科学省 平成22年）より一部引用

自然災害などによるPTSDの症状は、最初は症状が目立たないケースや直後の症状が一度軽減した後の2～3か月後に発症するケースがある。このため、被災後の健康観察はなるべく長期にわたって実施することが必要である。

急性ストレス障害（ASD）と外傷後ストレス障害（PTSD）の健康観察のポイント	
持続的な再体験症状	<ul style="list-style-type: none"> ・体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする ・体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる（フラッシュバック）等
体験を連想させるものからの回避症状	<ul style="list-style-type: none"> ・体験した出来事と関係するような話題を避けようとする ・体験した出来事を思い出せないなど記憶や意識が障害される（ボーッとするなど） ・人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる 等
感情や緊張が高まる覚せい亢進症状	<ul style="list-style-type: none"> ・よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない ・物事に集中できない、極端な警戒心を持つ、ささいなことや小さな音で驚く 等

「子どもの心のケアのために- 災害や事件・事故発生時を中心に -」（文部科学省 平成22年）より一部引用

3 関係機関との連携

災害や事件・事故の実際の対応に当たっては、災害等の種類に応じて対応が求められることや、関係機関等（教育委員会、警察、消防、医療機関、報道機関、近隣の学校、民生委員・児童委員、自治体等）との連携によって進められることが多いので、学校においては、日頃からどのような地域資源があるか把握しておくとともに、平常時から関係機関等との連携を図っておくことが大切である。

「学校保健安全法」では、関係機関との連携について下記のように規定している。

（地域の医療機関等との連携）

第十条 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

V 資 料

V 資料－1 地震発生のメカニズムと災害状況

1 地震の発生

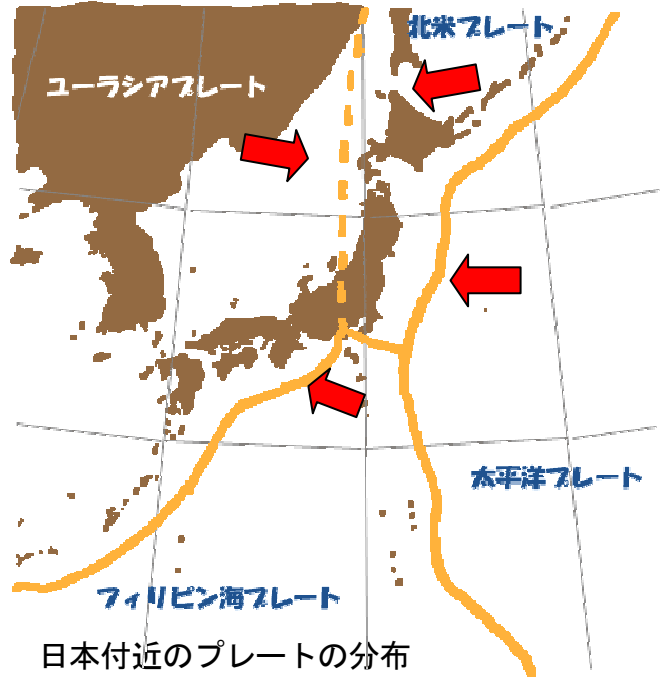
(1) 日本付近のプレート

地球の表面は大きないくつかの岩石の板の上になっている。この岩石の板のことを「プレート」と呼ぶ。

日本列島もこの大きなプレート上にあるが、東日本は「北アメリカプレート」、西日本は「ユーラシアプレート」というプレートの上にそれぞれの上になっている。

図を見ると分かるように日本の近くには4つのプレートが境界をつくって互いに影響しあっている。

このプレートはマンツルの対流によって矢印のように動いており、1年に数cm程移動している。



日本付近のプレートの分布

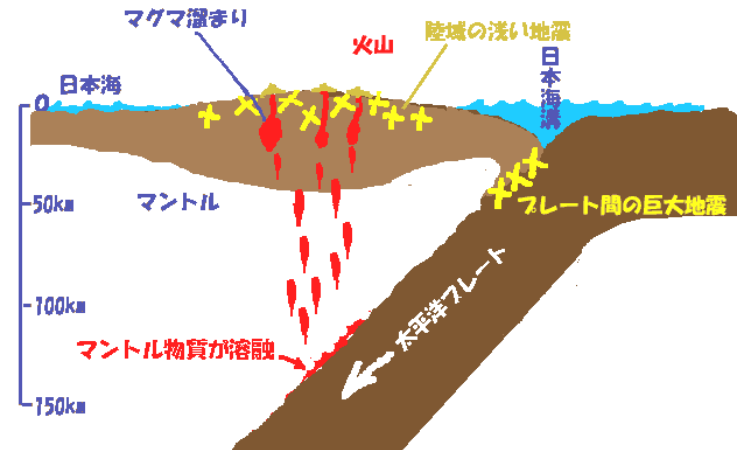
(出典：気象庁ホームページ、気象等の知識、地震と火山)

(2) 地震発生の仕組み（海溝型地震と直下型地震）

プレートの動く向きや速さはそれぞれ違うので、互いにぶつかり合うこともある。特に「太平洋プレート」は東太平洋でマンツルが湧きだし、新しく生まれてくるので、日本列島を含むユーラシアプレートの方へどんどん移動してくる。「フィリピン海プレート」もよく似た動きをしている。

プレートどうしがぶつかり合うと、海側のプレートが陸側のプレートの下へもぐり込んでいくが、もぐり込む時に陸側のプレートを一緒に引き込んでいく。

引き込まれたプレートにはたわみが生じ、このたわみが限界に達すると陸側のプレートがはね返り、大地震が起きる。このような地震のことを「プレート境界型（海溝型）地震」と呼ぶ。このタイプの地震は地震の規模がとても大きいこと、海底でプレートがはね上がるので「津波」が発生すること、一度地震が起こっても50年～200年といった比較的短いサイクルで繰り返し起きるなどの特徴がある。最近ニュースや雑誌等によく取り上げられている「南海地震」や「東海地震」などはこのタイプの地震である。南海地震は前回昭和21年（1946年）に発生しているので、今後30年以



地震の起こる場所と地震のタイプ

(出典：気象庁ホームページ、気象等の知識、地震と火山)

内に60%程度、50年以内には90%程度の確率で発生するといわれている。

これらのプレートがもぐり込んでいるところは、海の底にあり、まわりより深くなって溝のようになっている。このような場所を「トラフ」又は「海溝」と呼んでいる。過去に南海地震を引き起こしてきたのは「南海トラフ」と呼ばれている場所である。

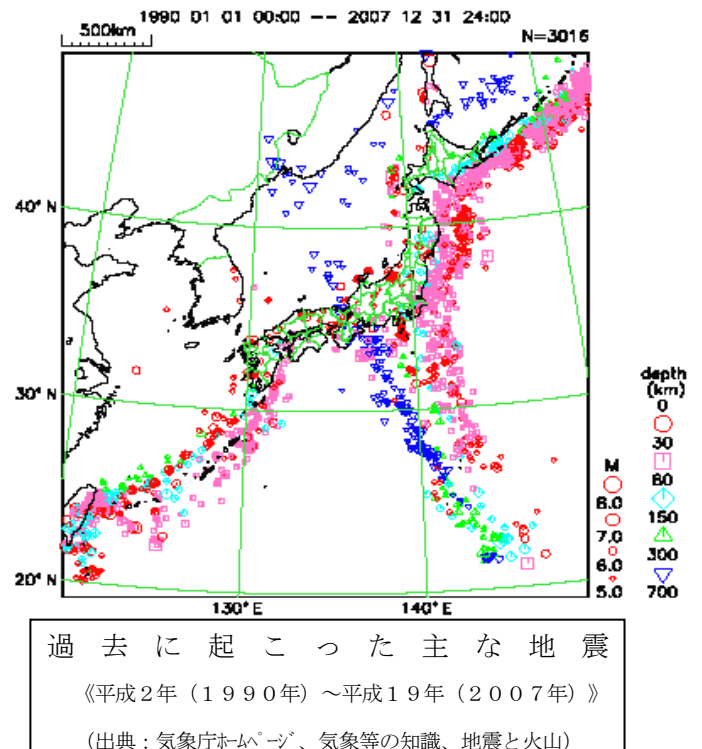
トラフ（海溝）では地震が多く発生している。下の図では大きな○ほど規模の大きな地震を表しているが、規模の大きな地震はプレートの境界（トラフや海溝）付近で起きていることが分かる。

図ではトラフや海溝以外の場所でも比較的規模の大きな地震が起きていることが分かる。これはプレートがもぐり込むときに大きな力がはたらいて、プレート自体が割れたりずれたりすることで地震が起きるからである。このようにして起きる地震を「プレート内地震」と呼ぶ。この地震は、都市の真下の浅いところで起きる（直下型地震）こともあり、その際には被害が大きくなる傾向が強い。

阪神・淡路大震災をひき起こした兵庫県南部地震はこのタイプの地震である。

地下の地層もしくは岩盤に力が加わって割れ、割れた面に沿ってずれ動いて食い違いが生じたものを「断層」と呼ぶ。兵庫県南部地震の際には、「野島断層」と呼ばれる断層が活動したが、この断層は淡路島の北西部にあり、南西方向に約1m～2mもの横ずれを起こし、また、同時に南東側が約50cm～1.2m隆起したことで、甚大な地震災害を引き起こした。

200万年前以降に地震を起こし、今後も活動を継続すると考えられる断層を、特に「活断層」と呼び、注意が必要である。県内には、「長尾断層」などの活断層があり、本県は決して地震と無縁ではない。



活断層のずれ（野島断層）

（「野島断層保存館 阪神・淡路大震災の震源地」より）

http://kobe-mari.maxs.jp/awaji_city/nojima_active_fault.htm

2 マグニチュードと震度

(1) マグニチュード

地震報道などで「この地震の規模はマグニチュード〇〇でした。」などという説明をよく耳にするが、「マグニチュード」とは何を表す尺度なのだろうか。

地震が起きると、広い範囲で地面が動いたり、建物を破壊したりすることでも分かるように、膨大なエネルギーが放出される。この放出されるエネルギーの大きさ（地震の規模）を表したものを「マグニチュード」と呼ぶ。

従って、一つの地震が起きればマグニチュード（地震の規模）は一つだけ決まる。

マグニチュードを示す数字が大きいほど、その地震の持つエネルギーは大きくなるが、この数字が「1」ことになるとエネルギーの大きさは約30倍異なる。例えば、マグニチュード6と7の地震では30倍、6と8ならマグニチュードは「2」異なるので、30倍の30倍で、900倍もエネルギーが異なる。

(2) 震度

地震のエネルギーの大きさを示すマグニチュードに対して、「震度」という言葉もよく耳にする。「震度」とは、地震によって放出されたエネルギーにより、実際にその場所で地面がどのくらい揺れるかを示したもので、「震度0」から「震度7」まで設定されている。気象庁は全国各地に約600地点の震度観測点を展開している。かつて震度を体感及び周囲の状況から推定していたが、平成8年（1996年）4月からは、計測震度計により自動的に観測し、速報している。平成7年（1995年）の阪神淡路大震災をきっかけに、平成8年（1996年）10月から震度階級を「震度0から震度7」までの8階級から「震度5弱、5強、」「震度6弱、6強」を加えた10階級に変更された。

(3) マグニチュードと震度の違い

「マグニチュード」は地震の持つエネルギーの大きさを示したものであり、「震度」はその場所での地面の揺れ具合を示したものである。従って一つの地震が起きるとマグニチュード（エネルギー）は一つだけ決まるが、震度は震源からの距離や観測する場所の地盤の様子によってそれぞれ異なった値を示す。

例えば兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）では、マグニチュードの値は7.2とされており、これ以外の値はない。しかし、震度については、神戸市付近で震度7という激しい揺れにおそわれた一方、香川県では最大で震度4程度しか揺れなかった。これは地震の起きた場所（震源）からの距離が異なるからである。

また、震源から同じ距離にあっても、地盤が硬い岩石でできている場合と、砂や泥が堆積したものでできている場合とでは揺れの程度がかなり異なる。砂や泥が堆積した地盤というのは、扇状地や河口近くの平野部に多いが、このような場所での揺れは一般的に激しい。

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

3 地震によって発生する主な災害

(1) 火災

マグニチュード7.9の関東大震災では死傷者約20万人、全壊家屋13万戸、焼失家屋約45万戸などの大被害をもたらしたが、被害を最も大きくした最大の原因は火災だった。

現代の生活では都市ガスやプロパンガス、自動車のガソリン、石油ストーブなど、わたしたちのまわりには火災に結びつくものがたくさんある。

地震による災害を最小限に食い止めるためには、まず第1に火災を発生させないこと、もし万一火災が発生しても初期のうちに消し止めることがとても重要である。



(2) 津波

海底で地震が起きたときは必ず津波に対する措置が必要である。

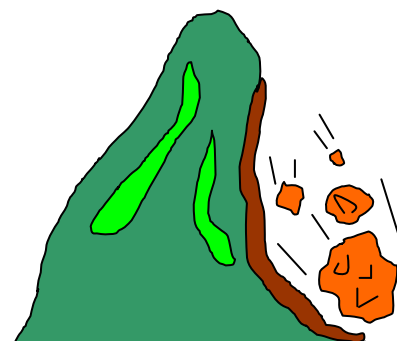
日本海中部地震では死者104名の内、100名が津波によって亡くなっており、遠足中の児童13名も亡くなるという痛ましい事故も起きている。

津波は伝わる速さがとても速く、津波が見えてからでは逃げられないこともある。特に海沿いにいるときには、地震が起きたらまず高台に避難することが大切である。



(3) 山崩れ

大地震の時には、山の斜面が崩れて「山崩れ」が発生することがある。時には崩れた土砂が谷間を津波のように流れ落ちる「斜面崩壊、土石流及び地すべりなど」が起きることもある。土砂のスピードは時速100kmに達することもあるので、もし斜面崩壊、土石流及び地すべりなどに遭遇したら、とにかく土砂の流れに対して直角方向に（横へ）逃げるのが大切である。



(4) 液状化現象

埋め立て地など、よくしまっていない砂地で、水分を多く含んでいるような地盤では、地震の震動で砂の間にある水分が押し出されることがある。この水分と震動によって固いはずの地面が液体状になることを「液状化現象」と呼び、建物が傾いたり倒れたりすることもある。

(5) その他に考えられる被害

その他の被害としては、建物が崩れたり、ブロック塀が倒れたりすることも想定できる。また、それに伴ってガラスやタイルが落ちてくることも考えられる。

道路の陥没や隆起によって自動車が走れなくなったり、鉄道がほとんど動かなくなる可能性も十分考えられる。

また、「ライフライン」と呼ばれている「電気」「ガス」「水道」や「電話」「インターネット」などが使えなくなる可能性もある。電気が使えないと照明や冷蔵庫等の家電製品は使用不能となる。ガスが使えないので、調理をしたり、風呂を沸かすこともできない。水道が使えないということは飲み水はもちろんトイレも使えなくなることを意味する。

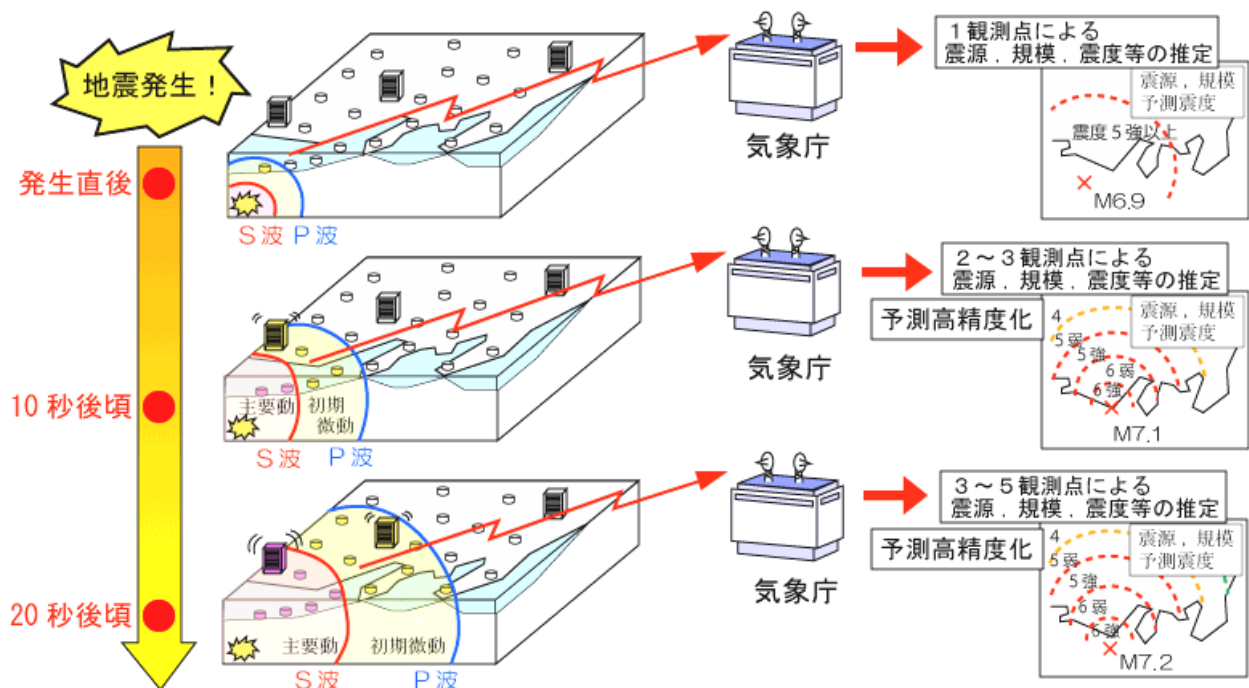
4 地震への備え

(1) 緊急地震速報とは

緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報である。

この情報を利用して、受信した情報により、列車やエレベーターをすばやく制御させて危険を回避したり、工場、オフィス、家庭などで避難行動をとることによって被害を軽減させたりすることが期待される。

ただし、緊急地震速報は、情報を発表してから主要動が到達するまでの時間が、長くても十数秒から数十秒と極めて短く、震源に近いところでは情報が間に合わないことがある。また、ごく短時間のデータだけを使った情報であることから、予測された震度に誤差を伴うなどの限界もある。緊急地震速報を適切に活用するためには、このような特性や限界を十分に理解する必要がある。



緊急地震速報の仕組み

(出典：気象庁ホームページ、気象等の知識、地震・津波、緊急地震速報について)

(2) 地震への備え

① 住まいの耐震チェックポイント

○ 昭和56年（1981年）6月以降に建築されたものか？

昭和56年（1981年）5月以前に建築された建物は当時の法律に適合していても壁が少なかったり、配置が適当でないなどの理由により、地震に弱い

場合がある。

- 地盤はしっかりしているか？
田や沼地などの埋め立て地、造成地で盛り土をした場所、大雨で出水するような低湿地などは、揺れが大きくなり、被害を受けることがある。
- 建物の基礎はしっかりしているか？
玉石の上に柱を乗せたものや鉄筋の入っていないコンクリートの基礎は、大地震が発生すると、家が倒壊するなどの危険がある。
- 壁の配置は大丈夫か？
地震の揺れに耐えるためには、バランスの取れた壁の配置、壁と壁の間に筋交いを入れるなどの補強が大切である。

② 家具の転倒防止チェックポイント

- 背の高い家具をじゅうたんや畳の上に置いていないか？
背の高い家具はじゅうたんや畳などの柔らかいものの上に置くと転倒しやすくなるので、固い床の上に置く。
- 前のめりに家具を置いていないか？
家具はできるだけ垂直に置き、下側をわずかに前に出して上側を壁に付けておく。
- 家具の上に危険物を置いていないか？
家具の上にガラスやアイロンのように危険なもの、テレビなどの重いものを置かない。
- 耐震金具を取り付けているか？
使用する目的や場所に合わせて取り付けておく。

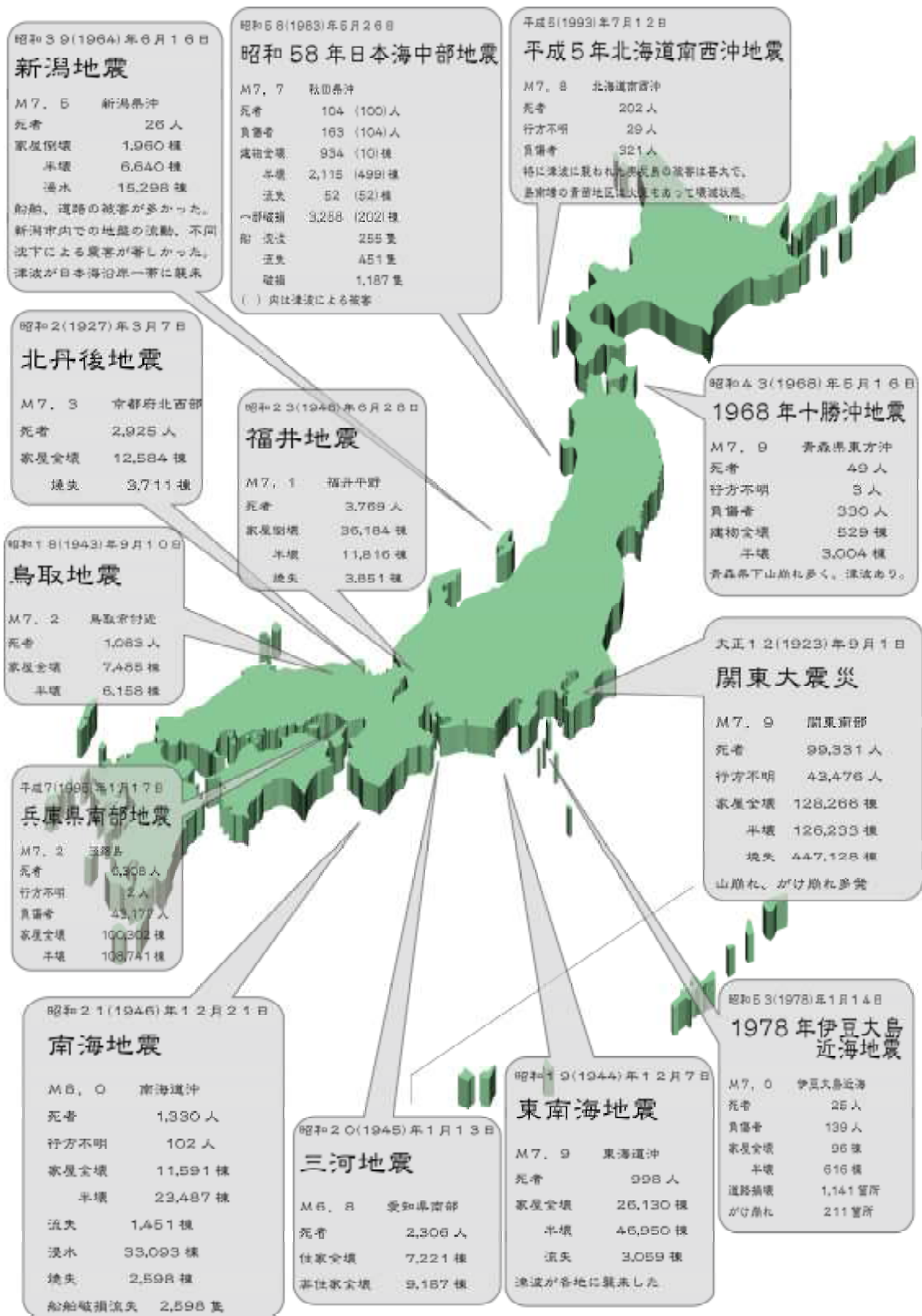
(3) 地震が起きたら・・・

- ① 揺れたら、まずは机の下などに身をかくし、わが身の安全を確保する。
- ② あわてず、揺れが収まってから周囲の状況をよく確かめて行動する。
- ③ 使用中のガス器具やストーブなどはすぐ火を消し、ガスの元栓を締め、電気器具のコンセントを抜く。
- ④ 玄関などの扉を開けて非常脱出口を確保する。
- ⑤ 万一出火したら、消火器やバケツなどで初期のうちに消し止める。大声で近所に声をかけ、みんなで協力し合って初期消火に努める。
- ⑥ ラジオ、テレビの報道に注意し、市役所、町役場、消防署などの広報や指示に従って冷静に行動する。デマに惑わされないことが大切である。
- ⑦ 避難するときは徒歩で、持ち物は最小限にする。平時から次のような非常用品をまとめ、持ち出し袋などに入れておく。

懐中電灯、ロウソク、マッチ、携帯ラジオ、乾電池、救急用品、貴重品、非常用食料、携帯用飲料水、カイロ、新聞紙、ラップ、紙コップなど

- ⑧ みんなが協力し合い、お年寄りや障害のある方の避難のお手伝いをする。
- ⑨ 狭い路地や塀際では落下物や倒壊の危険があり、がけや川べりは地盤がゆるんで崩れやすくなっているのでこれらの場所は避けて行動する。
- ⑩ 津波、山崩れ、がけ崩れ等に注意する。地震を感じたら、海岸から離れて高台に避難し、避難命令がでたら危険な場所から速やかに避難する。

5 日本における主な地震被害



6 香川県に被害を及ぼした地震

発生年月日	地震名	震度 / 規模 (M)	震央・地名	香川県の被害状況
1707年 (宝永4年) 10月28日 14時 	宝永地震	震度 不明 マグニチュード 8.4	北緯 33°2' 東経 135°9' 深さ 不明 紀伊半島沖	死者 28人 倒壊家屋 929戸 丸亀城破損 五剣山の一峰崩落 等
1854年 (安政元年) 12月24日 16時 	安政南海地震	震度 不明 マグニチュード 8.4	北緯 33°0' 東経 135°0' 深さ 不明 紀伊半島沖	死者 5人 負傷者 19人 倒壊家屋 929戸 等
1927年 (昭和2年) 3月7日 18時27分 	北丹後地震	震度 多度津 4 マグニチュード 7.3	北緯 35°32' 東経 135°00' 深さ 不明 京都府北西部	香川県は小被害
1946年 (昭和21年) 12月21日 4時19分 	南海道地震	震度 高松 5 多度津 5 マグニチュード 8.0	北緯 33°02' 東経 135°37' 深さ 20km 紀伊半島沖	死者 52人 負傷者 273人 家屋全壊 608戸 半壊 2,409戸 等
1995年 (平成7年) 1月17日 5時46分 	兵庫県南部地震	震度 高松 4 多度津 4 坂出 4 マグニチュード 7.2	北緯 34°36' 東経 135°02' 深さ 20km 淡路島	負傷者 7人 建物被害 3戸 道路崩壊 1箇所 等

V 資料－2 台風発生メカニズムと災害状況

1 台風の発生と発達

(1) 台風の発達

① 台風発達のメカニズム

台風のエネルギー源は暖かく湿った空気である。湿った空気に大量に含まれている水蒸気は、中心付近の上昇気流によって上昇し、凝結して水滴に変わる。この時大量の熱（潜熱）を放出し、周囲の空気を暖める。暖められた空気は膨張して軽くなるのでさらに上昇を早める。すると地上付近では気圧が下がり、さらに周囲から湿った空気が吸い込まれて上昇し、潜熱を放出してエネルギーを供給し続ける。このような条件を満たすとき、台風は発達する。一般に南海上では海面水温が高く（ 28°C 以上といわれている）、これらの条件を満たしているため台風は発達を続けるが、日本列島に接近するにしたがって海面水温は低下し、衰えていく。

ただし、近年は日本近海の海水温が高い傾向にあり、そのような場合（ 26°C 以上といわれている）は台風は勢力を保ったまま日本列島に近づき、大きな被害をもたらすこともある。

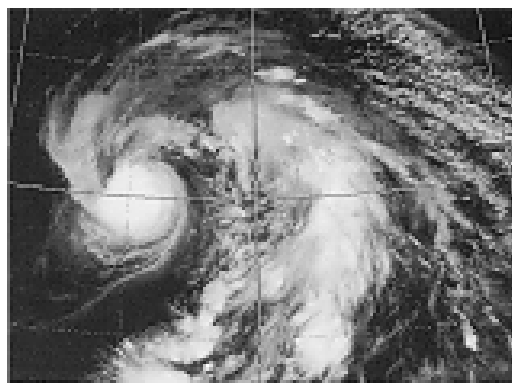
② 台風の一生

台風の一生は、大別すると次の4つの段階に分けることができる。

（衛星写真は平成2年の19号のもの）

発生期

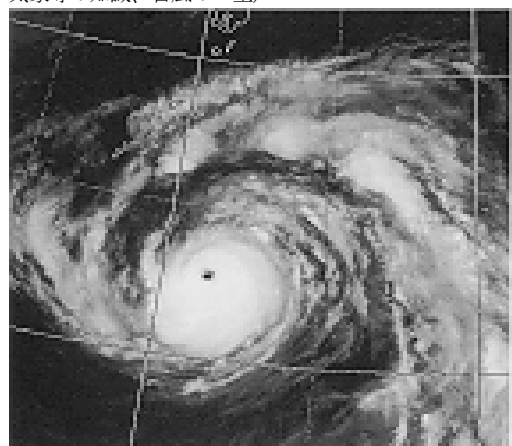
台風は赤道付近の海洋で多く発生する。海面水温が高い熱帯の海上では上昇気流が発生しやすく、渦が発生して中心付近の気圧が下がり、熱帯低気圧ができる。熱帯低気圧の中心付近の最大風速がおよそ 17 m/s 以上になったものを台風と呼ぶ。



（出典：気象庁ホームページ、気象等の知識、台風の一生）

発達期

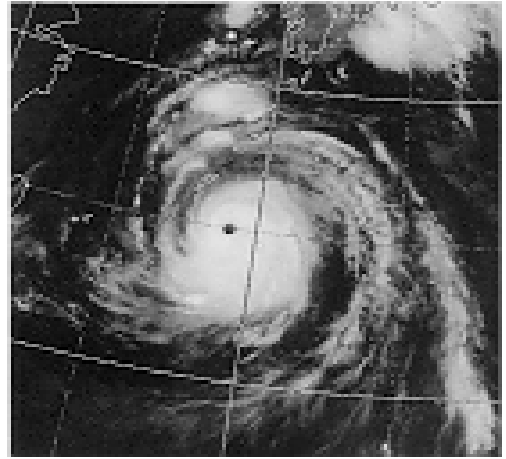
発達期とは、台風となってから、中心気圧が下がり、勢力が最も強くなるまでの期間をいう。暖かい海面から供給される水蒸気が水に戻るときの潜熱をエネルギー源として発達し、中心付近の気圧がぐんぐん下がり、中心付近の風速も急激に強くなる。



（出典：気象庁ホームページ、気象等の知識、台風の一生）

最盛期

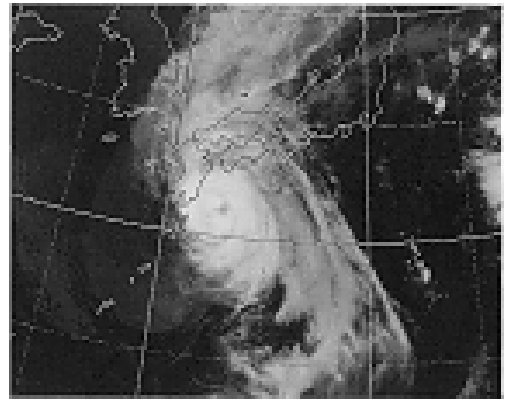
中心付近の風速は徐々に弱まる傾向に入るが、暴風の範囲は逆に広がる。



(出典：気象庁ホームページ、気象等の知識、台風的一生)

衰弱期

台風は海面水温が熱帯よりも低い日本近海に来ると海からの水蒸気の供給が減少し、熱帯低気圧や温帯低気圧に変わる。



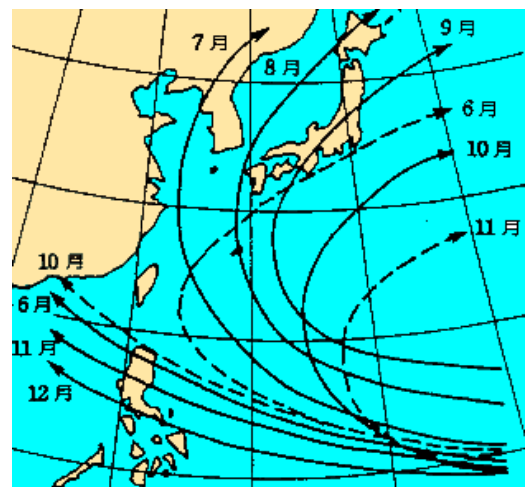
(出典：気象庁ホームページ、気象等の知識、台風的一生)

温帯低気圧に変わったものは、中心付近では多くの場合強風のピークを過ぎているが、広い範囲での強風や、寒気の影響を受けて温帯低気圧として再発達する場合もあるので注意を要する。

また、前線（時期的には秋雨前線など）を刺激して強い雨が降ることがあるので油断できない。

(2) 日本へのコース

台風は、春先は低緯度で発生し、西に進んでフィリピン方面に向かうが、夏になると発生する緯度が高くなり、図のように太平洋高気圧のまわりを回って日本に向かって北上する台風が多くなる。8月は発生数では年間で一番多い月だが、台風を流す上空の風がまだ弱いため台風は不安定なコースをとりやすく、9月以降になると南海上から放物線を描くように進み、日本付近を通るようになる。この時、秋雨前線の活動を活発にして大雨を降らせることがある。



台風の一般的なコース

(出典：気象庁ホームページ、気象等の知識、台風の発生・接近数・上陸数・経路)

2 台風による被害

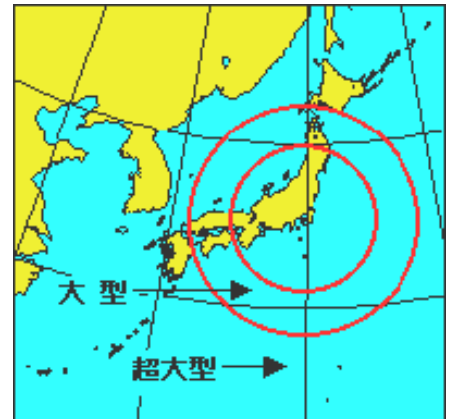
(1) 台風の分類

① 台風の大きさと強さ

気象庁は台風のおおよその勢力を示す目安として、次の表のように風速（10分間の平均）をもとに台風の大きさと強さを表現している。台風の大きさは強風域（風速15m/s以上の強い風が吹いている範囲）の半径で、強さは最大風速で区分している。ちなみに、強風域の内側で風速25m/s以上の風が吹いている範囲を暴風域と呼ぶ。そしてこれらを組み合わせて「大型で非常に強い台風」というように言い表す。過去にはこれ以外に、大きさでは中型、小型、ごく小さいといった表現が、強さでは並の強さ、弱いといった表現が使われていたが、平成11年（1999年）8月に起きた玄倉川（くろくらがわ）水難事故を契機に、「小型で弱い台風」というような表現では、危険性を過小評価した人が被害に遭う恐れがあるとして、平成12年（2000年）6月1日から、現在のように表現を改めた。

大きさの階級分け	
階級	風速 15m/s 以上の半径
大型（大きい）	500km 以上～800km 未満
超大型（非常に大きい）	800km 以上

強さの階級分け	
階級	最大風速
強い	33m/s 以上～44m/s 未満
非常に強い	44m/s 以上～54m/s 未満
猛烈な	54m/s 以上



(出典：気象庁ホームページ、気象等の知識、台風の大きさと強さ)

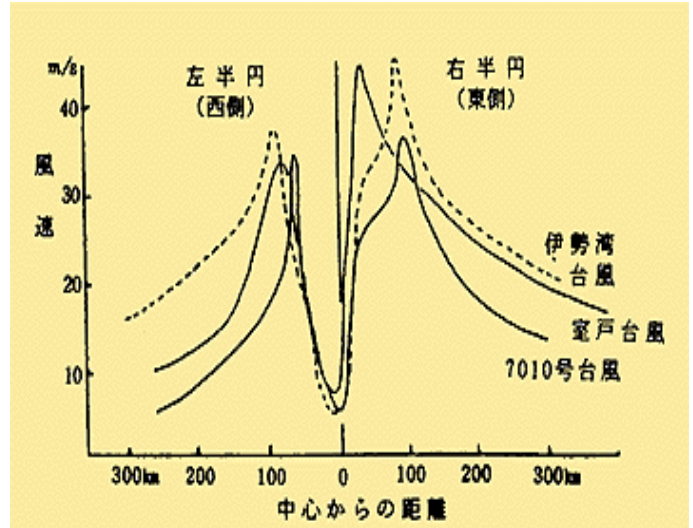
② 雨台風と風台風

台風の特徴を表す言葉で、特に明確な基準は定められていないが、風による被害が大きいか、あるいは大きいと予想されるときは風台風、雨による被害が大きいか、あるいは大きいと予想されるときは雨台風と呼んでいる。

一般に中心気圧が低く、最大風速の大きい台風（強い台風）や移動速度の大きい台風（秋に多い）は風台風と呼ばれることが多く、大きな雨雲を伴って長時間雨が続く台風（一般には大きい台風）や移動速度の小さい台風（夏に多い）、秋雨前線を刺激して雨を多く降らせる台風は雨台風と呼ばれることが多い。

(2) 風による被害

台風は巨大な空気の渦巻きになっており、地上付近では上から見て反時計回りに強い風が中心に向かって吹き込んでいる。従って進行方向に向かって右の半円では台風吹き込む風と台風を移動させる風の向きが同じになり、風がより強く吹く。逆に左の半円はこの2つの風の吹く向きが反対方向になり、打ち消しあっていくぶん風速は小さくなる。図で分かるように中心



台風の周囲の風

のごく近くは「台風の眼」と呼ばれ、比較的風の弱い領域があるがその周辺は最も風の強い領域となっている。

台風の風は陸上の地形の影響を大きく受け、入り江や海峡、岬、谷筋、山の尾根などでは風が強くなる。また、橋の上やトンネルの出口で風にあおられるなど、局地的に風が強くなることもある。

台風が近づくと沖縄、九州、四国から関東の太平洋沿岸では竜巻が発生することがある。また、台風が日本海に進んだ場合には、台風に向かって南よりの風が山を越えて日本海側や瀬戸内側の山を吹き下り、フェーン現象が発生する。この風は、気温が高く乾燥しているので、火災が発生した場合には延焼しやすくなる。

また、風速10から15 m/sの風では看板などが飛び始め、風に向かって歩きにくくなる。風速30 m/sでは煙突が倒れたり瓦がはがれ出し、人間は吹き飛ばされるほどになる。そして風速30 m/s以上では、雨戸が吹き抜かれたり、木が倒れるほどになる。



室戸台風の被害：昭和9年(1934. 9. 21)

(大阪測候所を写したもの)

(出典：気象庁ホームページ、気象等の知識、台風に伴う風の特徴)

(3) 波浪による被害

(出典：気象庁ホームページ、気象等の知識、波とは)

波は風が吹いたことによってその場所に発生する「風浪」と他の場所で発生した風浪が伝わった「うねり」の2種類があり、風浪とうねりを併せて「波浪」と呼ぶ。

波には、風が強いほど、長く吹き続けるほど、吹く距離が長いほど高くなるという3つの条件がある。台風はこの3条件を満たしており、台風の中心付近では、波高が10mを超えるような波も観測される。

また、台風が近くを通過するときにはもちろん注意が必要だが、遠く離れていても、太平洋に面した海岸では高い波（うねり）が押し寄せることがある。夏から秋にかけては台風が高気圧の周りをまわってやってくるため、台風より先にこのうねりが届くことがあるからである。台風が離れているからといって油断はできない。（土用波）

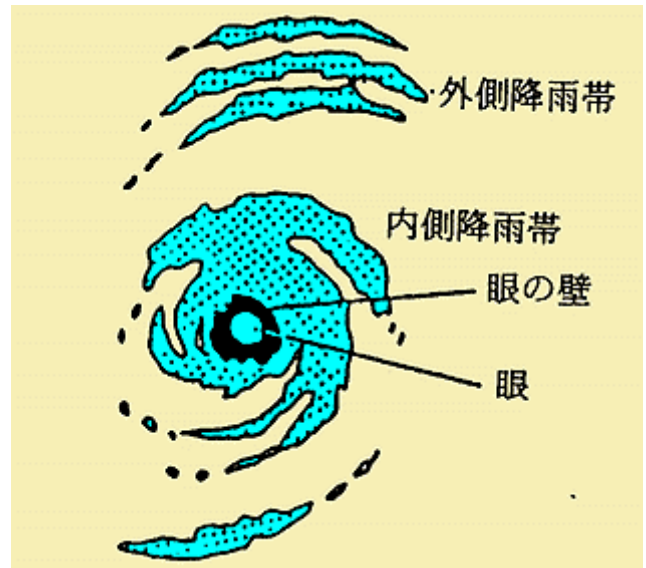
さらに、同じような波の状態が続くとき、波の重なりなどにより、100波に1波はその波の高さの1.6倍、1000波に1波は2倍近い巨大波が出現する。台風接近時にはこのような波が発生する状態が長く続くことから、海岸にむやみに近づくことは危険である。

なお、気象庁では波の高さを説明する際に、高さが4m～6mの波を「しけ」、6m～9mの波を「大しけ」、それ以上の波を「猛烈なしけ」と呼んで区別している。

(4) 雨、洪水による被害

① 台風に伴う雨の特性

台風は暴風とともに大雨を伴う。台風は積乱雲が集まったもので、雨を広い範囲に長時間にわたって降らせる。台風を取り巻く雲のようすを見ると、垂直に発達した積乱雲が眼の周りを壁のように取り巻いており、そこでは猛烈な暴風雨となっている。この眼の壁のすぐ外は、濃密な積乱雲が占めており、激しい雨が降っている。さらに外側の200km～600kmのところには帯状の降雨帯があり、連続的に激しいわか雨が降ったり、時には竜巻が発生することもある。これらの降雨帯は図のように台風の周りに渦を巻くように存在している。



台風の中心付近の降雨帯

(出典：気象庁ホームページ、気象等の知識、台風に伴う雨の特性)

また、日本付近に秋雨前線などの前線が停滞していると、台風に向かって吹き込む暖かい湿った空気が前線の活動を活発化させ、大雨となることがある。雨による大きな被害をもたらした台風の多くはこの前線の影響が加わっている。



雨が量2枚の広さに降った場合のおおよその見当

昭和51年(1976年)

(出典: 気象庁ホームページ、気象等の知識、台風に伴う雨の特性)

の台風17号は、西日本に停滞していた前線の活動を活発化させ、各地に記録的な大雨を降らせた。中でも徳島県木頭村(きとうそん)では1日だけで1,114mmもの雨を降らせ、1日の降水量の日本記録をつくった。また、木頭村での総降水量は2,781mmと、東京都の2年分の雨に相当する大雨となった。

② 洪水による被害

台風がもたらす雨は大量にしかも広範囲にそして短期間に降るため、河川が増水したり、堤防が決壊したりして水害(浸水や洪水)が起こることがある。近年は治水事業が進み、大河川の氾濫は少なくなっているが、保水(遊水)機能が低下している都市部の被害の割合が増加している。

また、宅地造成などにより、新たな崖が形成されることによる土砂災害も増加している。

(5) 高潮による被害

海面は月や太陽の引力により1日にほぼ2回ずつ満潮と干潮を周期的に繰り返している。そのため、海面の高さを前もって計算しておくことができる。

しかし、台風に伴う風が沖から海岸に向かって吹くと、海水は海岸に吹き寄せられて「吹き寄せ効果」と呼ばれる海岸付近の海面上昇が起こる。この効果は風速の2乗に比例し、また、奥に行くほど狭まっているV字型の湾ではさらに海面が高くなる。これらは一般に台風に伴う南よりの風によって起こりやすく、南側に開いた湾で顕著に見られる。

また、台風が接近して気圧が低くなると、中心付近の海面が吸い上げられてやはり海面が上昇する。これを「吸い上げ効果」と呼び、気圧が1hPa低いと海水面が約1cm上昇する。

このようにして起きる海面の上昇を「高潮」と呼び、「吹き寄せ効果」「吸い上げ効果」「大潮」「満潮」「平均潮位が最も高い9月ごろ」「南に開いた湾」「V字型の湾」などの要因が重なると、浸水、冠水、塩害などの大きな被害が発生する。

平成16年(2004年)、台風16号により、8月30日から31日にかけて高松市など瀬戸内沿岸の各地で高潮による甚大な被害が発生した。高松市は北に開いた湾を持つが、このときは瀬戸内海そのものが入口を南に持つ1つの湾としてはたらき、「南に開いた湾」とよく似た状況をつくりだしたこと、そのため豊後水道から「吹き寄せ効果」により、海水が流入したこと、「大潮」の「満潮」で「平均潮位が最も高い9月ごろ」であったこと、台風が中国地方を縦断していったことによる「吸い上げ効果」もかなり影響があったこと、瀬戸内海の中でも高松市付近が倉敷市児

島地区との間で狭い水路を形成しており、「V字型の湾」に近い状況になったことなどの悪条件がそろい、甚大な被害をもたらされたのではないかと考えられている。

3 日本における記録的な台風とその被害

被害からみると9月に来襲した台風が大きな被害をもたらしていることがわかる。これは、9月が8月に次いで上陸数、接近数が多い月である上に、この時期には日本列島付近に秋雨前線があり、台風の東側を廻って前線に流れ込む湿った空気が前線の活動を活発化させて大雨を降らせるためである。

台風名又は 台風番号	死者・行方 不明(人)	負傷 (人)	住家 (棟)	建物浸水 (棟)	耕地 (ha)	船舶 (隻)	上陸・最接 近年月日
室戸台風	3036	14994	92740	401157	不詳	27594	昭和9年 (1934.9.21)
枕崎台風	3756	2452	89839	273888	128403	不詳	昭和20年 (1945.9.17)
伊勢湾台風	5098	38921	833965	363611	210859	7576	昭和34年 (1959.9.26)
平成2年 19号	40	131	16541	18183	41954	413	平成2年 (1990.9.19)
平成3年 19号	62	1499	170447	22965	362	930	平成3年 (1991.9.27)
平成5年 13号	48	266	1892	10447	7905	66	平成5年 (1993.9.3)
平成16年 18号	46	1399	64993	21086	102	1592	平成16年 (2004.9.7)
平成23年 12号	98	113	4008	22094	不詳	不詳	平成23年 (2011.9.3)

(出典：気象庁ホームページ、気象等の知識、台風災害の例)

4 台風への備え

(1) 台風に伴う警報

気象現象等により県域（「香川県」または「高松地域」「小豆」「東讃」「中讃」「西讃」）に重大な被害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すため発表される。

種 類	発 表 基 準
暴風警報	暴風による重大な災害が起これと予想される場合で、具体的には平均風速が陸上で20m/s以上、海上25m/s以上になると予想される場合
大雨警報	大雨による重大な災害が起これと予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合 ①1時間雨量が50（東讃のみ60）mm以上で、総雨量が100mm以上になると予想される場合 ②3時間雨量が80（東讃のみ100）mm以上になると予想される場合 ③24時間雨量が160（東讃のみ180）mm以上になると予想される場合
洪水警報	洪水による重大な災害が起これと予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合 ①1時間雨量が50（東讃のみ60）mm以上で、総雨量が100mm以上になると予想される場合 ②3時間雨量が80（東讃のみ100）mm以上になると予想される場合 ③24時間雨量が160（東讃のみ180）mm以上になると予想される場合
高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起これと予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合 ①三本松港 潮位が東京湾平均海面（T.P）上1.8m以上になると予想される場合 ②高松港 潮位が東京湾平均海面（T.P）上1.8m以上になると予想される場合 ③観音寺港 潮位が東京湾平均海面（T.P）上2.6m以上になると予想される場合
波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起これと予想される場合で、具体的には有義波高（※）が2.5m以上になると予想される場合

平成20年2月1日現在

※ある一定の時間内に観測されたN個の波を波高の高いほうから順に並べて上位N/3個を取り出し、その波高の平均をとったものである。海面を観察して、直感的に感じる平均的な波高はこの有義波高に近いといわれている。

(2) 台風への備え

① 台風が来る前に

家の外の備え

- 窓や雨戸はしっかり施錠し、必要ならば外から板を打ち付けるなど補強をする。
- 風で飛ばされそうなもの、例えばゴミ箱や自転車などは固定する。

- 浸水などの被害を最小にするため、側溝や排水溝は掃除して水はけをよくする。
- テレビアンテナや庭木、塀などは補強する。

家の中の備え

- ガラスが割れたときの飛散を防ぐために内側からテープを貼り、カーテンやブラインドはおろした状態にする。
- 次のような非常用品をまとめ、持ち出し袋などに入れる。

懐中電灯、ろうソク、マッチ、携帯ラジオ、乾電池、救急用品、貴重品、非常用食料、携帯用飲料水、カイロ、新聞紙、ラップ、紙コップなど

- 断水に備えて飲料水を確保し、浴槽に水を張るなどしてトイレの生活用水を確保する。
- 学校や公民館などの避難場所への避難経路や家族の所在を確認する。

② 台風が接近してきたら

- 台風情報に注意し、河川や海の近くでは川の水位や港の潮位にも気を付ける。
- 山の斜面、水路や川の近く、海岸、冠水した道路など危険な場所には近づかない。
- 強風による飛来物や転倒の恐れがあるのでむやみに戸外に出ない。
- 停電等でろうソクを使っているような場合、火の取扱いには十分注意する。

③ 危険が迫ったら

- 市町などから避難の勧告や指示があったらすぐ準備し速やかに避難する。
- 避難の前にはろうソク、たばこの火、ガスレンジ、風呂の種火等必ず火の始末をする。
- 荷物は非常持ち出し袋など必要最小限のものを背中に背負い、両手が必ず使えるようにする。
- 頭はヘルメットや安全帽、靴は長靴でない丈夫なものを履く。
- 冠水した道路を歩くときなど、足下の安全を確かめるための長い棒があるとよい。
- 避難の時はご近所にも声をかけて、特にお年寄りや体の不自由な方の避難にはみんなで協力する。

V 資料－3 学校で作成する防災計画例

香川県立〇〇高等学校防災計画

(総則)

第1条 この計画は、本校における防災管理業務について必要な事項を定めて、火災、地震、その他の災害予防及び災害発生時の人命の安全確保、教職員・生徒の生命の安全と学校の施設・設備の保全を図るとともに、地域社会の安全の形成に寄与することを目的とする。

第2条 この計画は、本校教職員・生徒及びその他本校に立ち入るすべての者に適用するものとする。

(防災組織及び対策)

第3条 防災業務の適正な運営を図るため、校長を委員長とする防災委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、別表1に掲げる者をもって組織する。

3 委員会の開催は定例会と臨時会とし、定例会は毎学期1回、臨時会は委員長が必要と認めたとときに開催する。

4 委員会の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災計画の立案及び変更
- (2) 校内建築物及び消防用設備の維持管理
- (3) 自衛防災組織の編成及び装備の整備
- (4) 消防等の備品の点検、整備及び改善
- (5) 消火、通報及び避難訓練の実施
- (6) 防災上必要な教育
- (7) 地域社会の防災関係機関・団体、地域の防災訓練との連携
- (8) 災害緊急時の学校施設の開放及び救援活動並びに学校教育活動の再開・維持
- (9) その他防災管理上必要な事項

第4条 防災管理者（消防法に規定する「防火管理者」を兼ねる。以下同じ。）は、教頭とし、防災管理について次の業務を行うものとする。

- (1) 防災計画の届出
- (2) 防災、通報及び避難の訓練計画の作成並びに指導
- (3) 建築物、火気使用設備器具、電機設備、薬品等の点検と安全管理及び火気の使用、薬品の取扱いに関する指導、監督
- (4) 危険箇所・危険物の点検、整備
- (5) 消防用設備等の点検・整備状況の報告及び検査時の指導
- (6) 地震による災害防止のための安全対策及び安全指導の指示
- (7) 防災指導主任に対する指導、監督
- (8) 県教育委員会、警察署、消防署等への法令に基づく各種報告及び届出並びに事前連絡・緊急連絡
- (9) 災害緊急時の学校施設の開放及び救援活動並びに学校教育活動の再開・維持計画の作成とその実施
- (10) その他防災管理上必要な業務

2 防災管理者は、次の事項について消防機関へ報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出（改正の都度）
- (2) 建物の増築、改築及び諸設備の設置又は変更の事前連絡

- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 消防用設備等の点検及び火災防止上必要な検査時の指導要請
- (5) 防災教育、訓練時の指導要請及び自衛消防訓練の事前報告
- (6) 生徒等収容人員の増減に関する報告
- (7) その他消防関係法令に基づく各種届出及び防災管理について必要な事項

第5条 防火管理者のもとに次の係を置く。

- (1) 防災指導主任
- (2) 防災指導副主任
- (3) 防災指導係
- (4) 火元責任者

2 各係は、次の業務をつかさどる。

- (1) 防災指導主任は、防災管理者以外の教頭及び事務部長をもってあて、防災管理者の業務を補佐する。
- (2) 防災指導副主任は、教務主任をもってあて、防災指導主任を補佐する。
- (3) 防災指導係は、上記以外の防災委員をあて、防災管理者、防災指導主任及び防災指導副主任の指示に従い、その業務を補佐するとともに、火元責任者に対する防災管理業務についての指導及び監督にあたる。
- (4) 火元責任者は別表2のとおりとし、災害及び火災防止を図るため担当区域内における次の任務を行う。
 - ア ストープ等、火気使用設備・器具の火気管理
 - イ 施設・設備の耐震性等の安全点検及び異常発見時の報告
 - ウ 倒壊、落下の危険性のある戸棚、ロッカー、本棚等の設備や教材・教具・道具等の発見及び防止対策
 - エ 化学薬品等の安全管理および転倒、落下の防止
 - オ 火気使用設備器具、電機設備・電気器具、危険物収納施設、消防用設備等の維持管理
 - カ 避難設備器具及び防火扉の維持管理並びに避難経路の安全管理
 - キ 地震時における火気使用設備器具及び電機設備・電気器具等からの出火防止
 - ク 退出時の点検・施錠及び別表3の「火気・戸締り点検及び記録簿」への必要事項の記入
 - ケ その他防災上必要な事項

3 防災管理者は、点検・検査の結果を校長に報告するとともに、建築物及び防災・防火施設・設備に不備、欠陥箇所がある場合は、改修・修繕計画を立案して校長に報告し、その指示を受けなければならない。

第6条 災害防止及び災害発生時の安全確保のために、本校に立ち入る者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は使用の前後に必ず点検し、安全を確保すること。
- (2) 所定の場所以外では火気を使用しないこと。やむを得ず使用する時は火元責任者の許可を得ること。
- (3) 許可なく校内に危険物類、引火性物品を持ち込まないこと。
- (4) 移動式ストーブは必ず定められた場所で使用すること。
- (5) 敷地内では、喫煙をしないこと。
- (6) 避難口、廊下、階段等には避難上障害となるような物品を置かないこと。
- (7) 地震発生時には、二次災害防止のため、電気、ガスの使用にあたっては、校内のすべての設備器具の安全点検の確認後、使用を開始すること。

(自衛防災活動)

第7条 災害が発生した時には、本校に防災本部（以下「本部」という。）を別表4のとおり編成し、校内外の防災活動にあたる。

2 本部の設置は校長が決定する。

3 本部は、本部長、副本部長、本部係をもって構成する。

4 避難経路及び消火器等の配置場所については、別表5のとおりとする。

第8条 本部には、次の係を置き、必要に応じて生徒を指名して用務の補助をさせることができる。

(1) 本部長は、校長をもってあて、自衛防災活動におけるすべての権限を有し、次の任務を行う。

ア 生徒全員の避難状況を把握する。

イ 各種災害の状況を判断し、自衛防災活動上必要な指揮をとる。

ウ 消防隊等に対して情報を提供する。

エ 地域の防災救援活動に対し、必要に応じて支援体制を組む。

(2) 副本部長は、防災管理者の教頭をもってあて、本部長を補佐するとともに、本部長が不在の場合には、これを代行する。

(3) 本部係は、防災指導主任の教頭、事務部長、防災指導副主任の教務主任等をあて、情報を収集して全体の状況を把握し、本部長の判断、指示を受けて関係諸機関への連絡を行うとともに各係に必要な指示を与える。

(4) 通報連絡係は、本部からの指示を各係、職員・生徒等に伝達するとともに、本部の指示を受けて通報・連絡に当たる。

(5) 避難誘導係は、災害の発生と同時に非常口を開放し、階段、廊下等での混乱を防止するとともに、生徒を誘導して迅速な避難をさせ、避難場所での点呼確認等生徒の掌握にあたる。また、避難器具等の操作を行って避難を援助する。

(6) 消火係は、出火場所に急行し、屋内消火栓及び消火器を用いて初期消火活動に従事し、消防隊到着後は消防隊に協力する。

(7) 救護係は、負傷者の救護及び救急車への移送等にあたる。

(8) 救助係は、校舎等建築物内の残留者や負傷者の発見、救出にあたる。

(9) 警備係は、盗難等の防止にあるとともに、学校付近の交通路を確保して消防車・救援隊の誘導案内に当たる。

(10) 搬出係は、本部の指示する重要書類や非常持出物品を指示された場所へ搬出するとともに、搬出物品の管理にあたる。

(11) 安全・防護係は、電気・ガス・危険物施設等の安全措置を行い、地震等での二次災害を防止するとともに、電気・ガス・水道等の供給を確保する。

(12) 被災者係は、校外からの被災者の受け入れが必要となった時、被災者を指定の施設に円滑に受け入れ、以後の救援活動にあたる。なお、この係の人員、受入体制、受入施設等は本部長が別に定める。

第9条 第1次避難場所は本校〇〇〇とし、第2次避難場所は〇〇〇とする。

(防災教育及び訓練)

第10条 防災教育の徹底を図るため、防災管理者は、随時、次の内容の防災教育を行うものとする。

(1) 防災教育の周知徹底に関すること

(2) 人命安全対策に関すること

(3) 避難及び誘導に関すること

- (4) 火災予防上の遵守事項に関すること
- (5) 震災対策に関すること
- (6) 防災訓練に関すること
- (7) 地域社会における奉仕活動等に関すること
- (8) その他防災上必要な事項に関すること

第11条 防災管理者は、「防災計画表」(別表6)により、防災思想の徹底を図るものとする。

第12条 地震時の職員・生徒の行動指針を別に定め、その実行について訓練を行う。

第13条 防災教育及び訓練の実施に当たっては、必要に応じて消防署の指導を要請する。

第14条 緊急時における学校施設開放計画及び職員・生徒の救援活動については、別に定める。

附 則

この計画は、平成〇年〇月〇日から実施する。

(参考) 地震時の職員・生徒行動指針

1 授業中における地震発生時の安全指導

(1) 校舎等建物内の場合

- ① 授業担当者は、生徒を窓や壁際から離れさせて机の下にもぐらせ、落下物から身を守らせるとともに、火気を使用している場合は消火させる。
- ② 体育館では、生徒を中央部分に集合させ、揺れがおさまるまで身を低くして待つようにさせる。
- ③ 地震の揺れがおさまると、生徒の安全を確認し、負傷者のある場合は応急手当を行うとともに、避難口を確保する。防災本部の指示あるいは教職員の適切な判断により、避難経路に従って生徒を避難させる。その際、不要な物は所持させず、運動場への避難も下ばきにはきかえさせない。
- ④ 避難場所に到着後、人員を確認し、負傷者の有無を調べ、結果を本部へ報告してその掌握下に入る。第1次避難場所に危険が予想される場合は、本部の指示で第2避難場所に避難させる。

(2) 校舎外の場合

- ① 建物や施設の側から離れる。運動場では、中央部に集合し、身を低くする。
- ② 勝手に校外に出たり、教室に入ったりせず、第1次避難場所に避難させて生徒を掌握する。以下、(1)の③④に同じ。

2 休憩時における地震発生時の安全指導

(1) 校舎等建物内の場合

- ① 教室にいる生徒は机の下にもぐり、廊下や階段にいる生徒は窓や壁際から離れて落下物を避け、身を低くする。体育館にいる生徒は中央付近に集合して、揺れがおさまるまで身を低くして待つ。
- ② 職員はできるだけ早く所定の教室に直行し、生徒の安全を確認し、負傷者のある場合は応急手当を行うとともに、避難口を確保し、避難経路に従って生徒を避難させる。その際、生徒がパニックに陥らないよう校内放送を活用する。以下1に同じ。

(2) 校舎外の場合

- ① 校庭や運動場では、「授業中」の行動に準ずること。

3 校外活動中における地震発生時の安全指導

(1) 都市部・海岸部・山間部

- ① 校外活動実施に当たり、実地調査により地震発生時の安全対策を立てておく。また、事前の安全指導を図り、常に集団行動をとること。
- ② 落下物から身を守り、倒壊の恐れのある建物や施設から離れる。

- ③ 倒壊現場、火災現場から遠ざかり、安全な広場に集合させ、人員の確認を行う。
 - ④ 海岸部では津波、山間部では崖崩れに注意すること。
 - ⑤ 交通機関利用時は、関係係員の指示に従い、協力して避難・誘導にあたる。
- (2) 修学旅行・集団宿泊学習等の宿舎での安全指導
- ① 集団宿泊学習では、避難訓練を実施し、万一の場合の対処の仕方を指導しておく。
 - ② 避難経路、避難場所及び宿舎等の周囲の状況をしっかり把握しておく。
 - ③ 室内での身の安全を守る方法を工夫する。(机やベッドの下にもぐる等)
 - ④ 脱出口を確保する。閉じ込められた時は、冷静になって救援を求める。
 - ⑤ 避難・脱出行動は、指導者の指示に従い、グループや仲間とともに行動する。
 - ⑥ 職員は避難場所での人員を確認し、生徒の生命安全のため臨機応変に対応する。
- 4 登下校時における地震発生時の安全指導
- (1) 指導者が不在であるため、判断に迷う事態が予想されるので、普段から通学路の危険箇所を把握して、震災に備える心構えをもたせる。
 - (2) 緊急時・震災時における保護者との連絡方法や連絡がとれない場合の避難場所等について、保護者に知らせておくよう生徒を指導する。
 - (3) 校外活動中と同じ被害、危険が予想されるので、3の(1)の②～⑤で対応する。

別表1 平成〇〇年度 防災委員

委員長 (校長)	
副委員長 (防災管理者)	
副委員長	
委員	
委員	
委員	
委員	
委員	
委員	
委員	
委員	
委員	
委員	
委員	

別表2 火元責任者

室名	責任者	室名	責任者
校長室		理科講義室	
進路相談室 1、2		書道教室	
教育相談室		書道準備室	
保健室		物理教室	
家庭科準備室		物理準備室	
食物教室		化学教室	
被服教室		化学準備室	
職員室		家庭経営室	
教材室		講義室	
生徒指導室		美術教室	
大会議室		美術準備室	
小会議室		生物教室	
図書室		生物準備室	
A V 教室		地学教室	
A V 準備室		地学準備室	
L L 教室		音楽教室	
情報教室 1、2		音楽準備室	
情報準備室		アリーナ	
事務室		柔道場	
食堂		更衣室 (男)	
給湯室		更衣室 (女)	
体育館		体育教官室	
剣道場		部室	
トレーニング室		HR 教室	

別表3 火気・戸締り点検及び記録簿

省略

別表4 平成〇〇年度 防災本部

本部長：校長 副本部長：教頭

係	職員	生徒（集合場所）	主な任務
本部（指揮）			全体状況把握・判断・指示 関係機関との連絡体制
通報連絡			サイレン等緊急通報 関係公署への通報
避難誘導			適切な方法により生徒の安全な誘導
消火		男子体育委員 （コモンホール東側）	消火器・屋内消火栓等による初期消火
救護		女子保健委員 （保健室）	救護・応急手当
救助		男子HR運営委員 （体育館東側）	不明者の搜索・救助
警備		男子交通委員 （進路指導室南側）	校内巡視・警備 不審者等に注意
搬出		2年1組男子	重要書類の搬出と保管
安全・防護			電機設備・電気器具・ガス 危険物施設等の安全措置
被災者		生徒会役員	自衛隊長の指示により設置 地域への支援・救援活動

別表5 避難経路及び消火器等の配置場所

省略

別表6 平成〇〇年度 防災計画表

実施計画	月												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
防災委員会	○						○				○		
防災計画等作成	○												
防災訓練			○				○						
防災に関する講話			○				○						
防災施設設備の点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
消防署による設備点検			○				○						
消防署による防災訓練指導			○				○						

V 資料－4 学校における災害時の安全点検実施内容例

(1) 学校施設・設備の安全点検リスト

① 物品の転倒防止点検

- ア 職員室・教室・廊下などの什器類の整理及び転倒防止
 - ・天井から吊り下げた空調機や照明器具の固定の有無
 - ・放送設備（スピーカー、モニターテレビ、ビデオプロジェクター）はきっちり固定されているか。
 - ・大型可動式書架にストッパーがあるか。
 - ・収納戸棚、重ね書庫は固定しているか。
 - ・黒板、掲示板、掛け時計、照明器具は固定しているか。
 - ・下駄箱、ロッカーは固定しているか。
 - ・自動販売機は固定しているか。
 - ・厨房機器類は固定しているか。
- イ 理科室の点検
 - ・実験器具の収納戸棚や薬品戸棚等の転倒・移動防止措置をしているか。
 - ・薬品容器の転倒・落下防止措置はしているか。
 - ・所要の火災防止措置はしているか。
 - ・危険薬品は適切に保管しているか。
- ウ 図書室の書架等の点検
 - ・書架を固定しているか。
 - ・書架と書架を連結するなど転倒防止措置をしているか。
 - ・可動式書架にストッパーがあるか。

② 避難経路の点検

- ア 非常階段の点検
- イ 校舎棟からの非常出入口の点検
- ウ 職員室・特別教室からの出入口確保
- エ 避難場所への経路の確保
- オ 特別支援学校の避難方法の確認と避難用具・避難経路の確保

③ 落下危険物の点検

- ア 外壁の点検
- イ ガラスの点検
- ウ 屋根の点検
- エ 屋上や底上の水槽の点検
- オ アンテナ・避雷針の点検
- カ 空気調整屋外機器等の点検

④ 防災施設の点検

- ア 出火防止
- イ ガス器具の耐震緊急遮断機の有無
- ウ 石油ストーブの耐震安全装置設置の有無
- エ ボイラーの耐震安全装置設置の有無
- オ 消防設備の定期点検等により改善指摘のあった事項で、未改善部分の有無
- カ 危険物の点検
- キ 薬品の保管方法の安全性点検

- ク 灯油・ガソリン類の適切な保管
- ケ ガスボンベの適切な保管と転倒防止策の実施

⑤ 倒壊危険物の点検

- ア 門の点検
- イ 囲障の点検
- ウ 擁壁の点検
- エ 屋外電気設備の点検
- オ 自転車置き場の点検

(2) 学校防災体制、地域等との連携点検リスト

① 学校における防災体制について

- ア 年間指導計画に基づき、計画的な防災教育が位置づけられているか。
- イ 教職員、児童生徒等が参加する実践的な防災訓練を計画的に実施しているか。
- ウ 緊急地震速報の意味するところを理解し、情報が発表された時の学校の対応について、教職員の間で共通理解を図っているか。
- エ 地震発生時の学校の対応について、教職員の間で共通理解を図り、その内容を保護者に伝えているか。
- オ 夜間、休日における連絡体制を確立しているか。
- カ 地震発生時における教職員の連絡・動員体制や役割分担が明確にされ、全員が理解しているか。
- キ 教職員が、校内の避難経路、児童生徒等の避難集合場所を理解しているか。
- ク 非常持出する重要書類を把握するとともに、持ち出す役割の者を定めているか。
- ケ プールに水を貯めた状態にしているか。
- コ ハザードマップ(災害危険地図)などで地域の災害危険箇所を把握しているか。

② 市(町)役場・地域との連携と避難場所について

- ア 教職員が地域の自治会等の役員と顔見知りになっているか。連絡先を把握しているか。
- イ 市(町)災害対策本部の連絡先を把握しているか。
- ウ 自校が避難場所になった場合、派遣される行政職員を把握しているか。
- エ 市(町)地域防災計画等を読み、災害時における学校の役割を教職員が理解しているか。
- オ 自校が避難場所となったとき、避難場所運営に必要なスペースとして提供できる場所をあらかじめ決めているか。
- カ 市(町)役場や地域の自主防災組織と鍵の保管や避難者受入可能場所について調整しているか。
- ク 自校に保管されている防災資機材や備蓄物資について把握しているか。また、防災資機材の使用方法的訓練をしているか。

V 資料-5 防災教育に役立つ視聴覚教材やホームページ等

(1) 防災関係視聴覚教材等

① 香川県視聴覚ライブラリー所管

題名	対象	時間	形態	内容説明
悲劇を繰り返すな!	一般	34分	DVD	香川県は、これまで災害の少ないと言われていました。ところが、2004年には四国に6個の台風が上陸し、集中豪雨、河川の氾濫、土石流の発生、高潮と未曾有の被害を受けました。そこで、いざという時に役立つ防災対策をまとめました。①台風23号における土砂災害の検証 ②土砂災害のその後、大野原町のケース ③台風16号による高潮災害の原因 ④台風災害に関する住民の意識と行動 ⑤自主防災組織 ⑥住民の力で減災 高知県のケース
わが家の地震対策	青年 少年	20分	ビデオ	これまでに多くの地震災害を調査し、阪神・淡路大震災も調査を続けている東大社会情報研究所の廣井教授が監修し、震災発生直後から神戸市長田区で復興の過程を撮り続けている記録映画監督青地氏が演出した、家庭での防災対策はどうすればよいかをわかりやすく展開した総論編。
地球は生きている	成人 青年	29分	ビデオ	日本にはなぜ地震が多いのか。プレートテクトニクスによる説明、その対策として免震装置、防災管理システム、鉄道や高速道の災害対策などの説明のあと、一人一人の落ち着いた行動が大切なことを説く。さらに災害に強い街作り、津波、噴火、台風などのメカニズムと対策についても触れる。
あなたを守る知恵と行動	成人 青年	18分	ビデオ	地震がおきたらどうしたら良いかを、実際に体験した人達の話や、実験などの様子を紹介し、まず第一に自分の身を守ること、次に2次災害の中でも特に火災を起こさないようにすることが大切であることを描いている。
地震災害の絶滅を目指して	高校	45分	ビデオ	NHK市民大学 地震～そのメカニズムと防災～(12) 講師 宇佐見 龍夫
家屋倒壊 あなたの家は万全か	高校	20分	ビデオ	NHKが総力を挙げて、取材、報道、記録した映像から、その被災の実態を検証し、防災への教訓を探る。
阪神大震災に学ぼう	青年 小学	18分	ビデオ	弘くんの家にホームステイしているマリーちゃんは、阪神大震災のことを聞いて大変ショックを受けた。そこで東京都の防災館を見学し、地震が起きたときの行動や消火器の使い方、応急手当の方法を経験したあと、家庭で防災会議を開き家庭での対策を家族で考え、また地域での防災訓練にも参加する。小学生に最適。(1年～6年)
阪神大震災の教訓	高校 中学	20分	ビデオ	阪神大震災で被災した人達の貴重な体験から学んだ「生命を守る」ためのノウハウである。内容としては、被災者が先ず必要としたものは…、屋内外で地震にあったときの注意点とか、地震に備える心構え等が詳しく報告されている。避難する時の注意事項中心。
証言 阪神大震災その時くるまは	成人 青年	27分	ビデオ	阪神大震災は日本の安全神話を脆くも崩し去った。あの瞬間、ドライバーは何を感じどう行動したか。また自動車は本来の「走る」機能以外に緊急の住居としての役割なども果たした。体験者の生のことばで綴る貴重な証言集。
本気で地震対策しますか	成人 高校	15分	ビデオ	阪神大震災の被害者の話をオープニングとして、家屋の倒壊防止や家具の転倒防止対策、防災用品の準備など地震に対する備えや地震に遭遇した時の対処の仕方などを専門家のインタビューを交えながら分かりやすく解説する。
1995 阪神大震災	成人 青年	22分	ビデオ	平成7年1月17日、厳寒の朝、阪神・淡路地方を襲ったM7.2の直下型地震。豊富な映像と貴重な証言で後世に残す「阪神大震災」の記録と明日への警鐘。

② 香川県危機管理総局危機管理課所管

《ビデオ》

- 防災ーより安全な暮らしのために〈手話通訳月〉 (60分)
- パニックから逃れる法 ー地震時のパニック防止対策ー (30分)
- 備えあれば憂いなし ー地震防災対策ー (22分)
- 地震！その時のために ー家庭でできる地震対策ー (30分)
- ご存じですか・防災百科 地震編 (20分)
- 外出先で地震にあったら (26分)
- 地震だ！火を消せ！！ (25分)
- 地震！パニックを避けるために (23分)
- 阪神・淡路大震災に学ぶ 地震の備えは大丈夫ですか。 (30分)
- 20世紀 日本の気象災害 (56分)
- 20世紀 日本の地震災害 (40分)
- 宮崎淑子と考える家庭内防災 (23分)
- 津波の脅威 語り継ぐ教訓 (30分)
- 津波から身を守る 津波災害とその教訓 (30分)
- そのときみは？ 良太とピカリの地震防災学 (19分)
- 阪神大震災の記録 I, II (各60分)
- 日本の地震防災 ー活断層ー, ー強震動観測ー, ー津波ー (24～29分)
- 震度7や風水害に備える 避難所運営管理 (15分)
- 東南海・南海地震に襲われたら 緊急事態！その時あなたは？ (30分)
- マグニチュード 明日への架け橋 (90分)
- 台風災害への備え (22分)
- 自然災害を知り備える (25分)
- わたしたちの街はわたしたちが守る
ー自主防災組織結成・活動強化のためにー (30分)
- ほんの少しの勇気～高校生ボランティア体験～ (20分)

《CD-ROM》

- 地震…その時に備えて (日本語・英語対応)
- 地震…その時に備えて 避難編 (日本語・英語対応)
- 地震…その時に備えて 津波対策編
- 高潮防災のために

③ 防災指導にかかわる手引等

- 小学校安全指導の手引 (三訂版) (文部科学省)
- 中学校安全指導の手引 (三訂版) (文部科学省)
- 学校における防災必携 (日本体育・学校健康センター)

④ 防災教育の実践に役立つホームページ集

【防災情報】

<p>香川県 防災・国民保護情報ホームページ (http://www.pref.kagawa.jp/bosai/)</p>	<p>香川県の防災ポータルサイトとして、様々な防災情報を総合的に提供しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①様々な災害に対する対応方法 ②過去の災害の記録 ③香川県地震・津波被害想定や土砂災害、洪水などのハザードマップ° (災害予測地図) ④地域の防災活動の取組み ⑤県・市町などの取組み ⑥雨量、河川水位、気象情報
--	---

【防災教育の実践】

防災教育チャレンジプラン http://www.bosai-study.net/	防災教育の実践事例やヒントを豊富に掲載している。「レベル」「対象」「方式」「時間数」等で事例の検索が可能。「防災教育に役立つリンク集」も充実している。
消防防災博物館 http://www.bousaihaku.com/cgi-bin/hp/index.cgi	インターネット上の仮想博物館。消防の歴史や様々な自然災害について、多数の写真を変えて解説している。「こどもひろば」「見て学ぶ」「詳しく調べる」などレベルに合わせた選択ができる。また、「防災まちづくり事例検索」からは、地域と連携した防災教育の実践事例が検索できる。
人と防災未来センター http://www.dri.ne.jp/index.html	「キッズ WEB ミュージアム」は、子ども向けのページで自然災害や防災の基本をわかりやすく解説している。「個人復興史」のコーナーには、被災前・直後の写真、復興後の写真、震災時の思いを綴ったファイルなどが掲載されている。また、「研究部」では、国内外で発生した災害の現地調査のレポートを見ることができる。
災害図上訓練DIG のページ http://www.e-dig.net	災害図上訓練(DIG)の基本的な解説、市民・子ども向け、危機管理担当者向け、国際協力の場面など、様々な対象を想定した実践事例が紹介されている。DIG マニュアルをダウンロードすることができる。
静岡県地震防災センター http://www.e-quakes.pref.shizuoka.jp/	「地震の知識」「地震対策」「第3次地震被害想定」など、地震についてくわしく学び、「防災クイズ」を楽しみながら知識や理解の程度を確かめることができる。また、災害図上訓練(DIG)の方法と、基本・中級・応用の実践を紹介している。
県立舞子高等学校 http://www.hyogo-c.ed.jp/maiko-hs/	環境防災科での実践を踏まえた防災教育の実践事例が多数紹介されている。また、震災メモリアル行事での講演記録や卒業研究文集「語り継ぐ」など、教材として活用できる素材が掲載されている。
社団法人日本損害保険協会 http://www.sonpo.or.jp/	統計・資料の刊行物コーナーに、防災マップづくりのマニュアル「『ぼうさい探検隊』授業実践の手引き」が掲載されている。また、「自然災害に備えて」には、「風害」「水害」それぞれの対策が具体的に紹介されている。

【災害の記録】

財団法人ひょうご震災記念 21世紀研究機構 http://www.hanshin-awajior.jp/	「阪神・淡路大震災教訓情報資料集データベース」などを公開している。教訓情報資料集では、阪神・淡路大震災の発災後に生じた事態・対応・課題が紹介されている。
神戸新聞WEB NEWS 阪神・淡路大震災 http://www.kobe-np.co.jp/sinsai/index.html	阪神・淡路大震災から10年間の歩みを新聞記事でたどっている。復興の過程で明らかになった課題を深く掘り下げた様々な特集や連載が掲載されている。
阪神大震災を調べる!! http://home.kobe-u.com/top/newsnet/sinsai/book/siryou.Htm	阪神・淡路大震災について、命の尊さ、ボランティア活動などについて学ぶことのできる本、新聞、ホームページを紹介している。「小学生がわかる」「中学生、高校生以上が理解できる」「大学生、大人、先生むき」など、対象となる年代の目安を示して分類している。
神戸市震災資料室 http://www.city.kobe.jp/cityoffice/15/020/quake/	阪神・淡路大震災から10年間の復興の歴史を年表にまとめ、震災直後の状況、復興過程を定点観測で写真や記録映像でたどっている。「震災を体験してあの時役に立った私の知恵」など被災者の語る震災の教訓が多数掲載されている。
神戸市消防局阪神・淡路大震災のページ http://www.city.kobe.jp/cityoffice/48/quake/index.Html	阪神・淡路大震災直後の救助活動の様子を知ることができる。

【防災に関する一般的な知識・情報】

<p>気象庁 http://www.jma.go.jp/jma/index.html</p>	<p>「気象等の知識」のコーナーで、気象観測や、台風・地震・津波・火山などの自然災害について、科学的な根拠を示しながらわかりやすく解説している。</p>
<p>はれるんランド(気象庁) http://www.jma.go.jp/jma/kids/</p>	<p>小学校高学年以上を対象とした子供向けの防災情報を掲載している。</p>
<p>e-カレッジ http://www.e-college.fdma.go.jp/index.html</p>	<p>防災や危機管理について、基礎から上級まで幅広く学ぶことができる。「大地震を3日間生き延びる！」や「風水害から身を守る！」など、動画によるシミュレーションで災害の知識や備えを実践的に学ぶことができる。「こどもぼうさいe-ランド」は小学生向け。</p>
<p>内閣府防災情報のページ http://www.bousai.go.jp/</p>	<p>国の防災対策など、防災全般について学べる。防災白書も掲載されている。また、「みんなで防災」のページには、全国の災害ボランティアの募集状況が発信されており、災害ボランティアの活動状況や、災害ボランティアに参加する際の心得などを学ぶことができる。</p>
<p>消防庁 http://www.fdma.go.jp/index.html</p>	<p>一般の人向けのコーナーの「地震などの災害に備えて」では、主に地震への備えやサバイバル術などが紹介されている。「自主防災組織教育指導者用教本及び住民用教本」には、地域防災の活動が具体的に紹介されている。</p>
<p>国土交通省河川局 http://www.mlit.go.jp/river/</p>	<p>水害、土砂災害を中心に、災害の記録や防災について、豊富なデータや写真、動画を交えて解説している。百科事典のコーナーでは、国の管理する河川ごとに災害の歴史などを調べることができる。</p>
<p>防災情報提供センター(国土交通省) http://www.bosaijoho.go.jp/</p>	<p>国土交通省発表の川や道路に関する防災情報を掲載している。</p>
<p>兵庫県 http://web.pref.hyogo.jp/</p>	<p>防災情報のコーナーでは、兵庫県の防災対策全般が紹介されている。防災情報データベースには、阪神・淡路大震災や台風23号に関する記録、検証報告などが掲載されている。また、兵庫県ハザードマップでは、地域別、災害別に被害想定や被害のシミュレーションを検索することができる。</p>
<p>防災システム研究所 http://www.bo-sai.co.jp/</p>	<p>地震・津波・台風など様々な自然災害について、写真やイラストを交えて詳しく解説している。災害についての科学的なデータだけでなく、貴重な教訓を多く含んでいる。</p>
<p>(財)日本気象協会 http://www.jwa.or.jp/</p>	<p>災害や天気など様々な情報を掲載している。</p>
<p>防災ポータルサイト http://www.bousai459.jp/</p>	<p>四国の防災に関する各種情報へのリンク集</p>

【災害ボランティアについて】

<p>NHK ボランティアネット http://www.nhk.or.jp/nhkvnet/bousai/</p>	<p>「災害救援ボランティア活動ノート」では、「災害発生時」「避難所運営が本格化」「長期的な救援ボランティア」と時系列を追って災害ボランティアの活動を解説している。また、「防災もの知りノート」には、地震、台風、大雨などについてイラストを交えてわかりやすく解説している。</p>
---	--

【香川県の防災に関する情報】

<p>高松地方気象台 http://www.osaka-jma.go.jp/takamatsu/takama01.html</p>	<p>県内の防災気象情報などを掲載している。</p>
<p>避難情報メール配信サービス http://kagawa.bousai.88island.jp/</p>	<p>登録すると各市町役場が発表した避難勧告などの避難情報が、携帯電話にメールで配信される。</p>
<p>香川県防災情報システム(携帯端末) http://www.pref.kagawa.jp/bousai/i/</p>	<p>注意報・警報や震度情報が確認できる。</p>

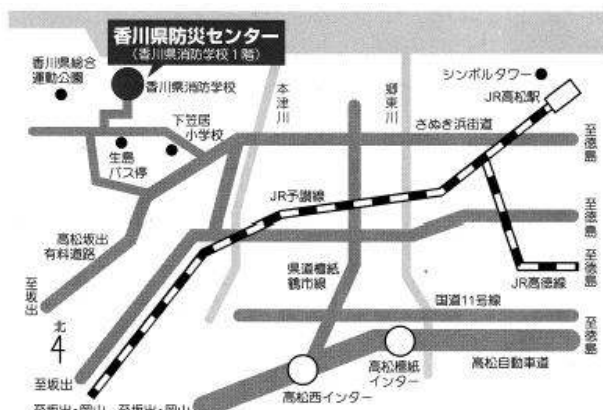
【応急手当・救急救命について】

<p>日本赤十字社 http://www.jrc.or.jp/</p>	<p>心肺蘇生法や止血法をはじめ、様々な病気やけがに対応するおっさの手当や予防についてわかりやすく解説している。</p>
--	--

(2) 防災関係施設等

① 香川県防災センター

風速30mまでの暴風や震度7までの地震の揺れ、煙が充満した室内からの避難、消火や救急救護など、6種類の体験コーナーがある。映像や疑似体験などリアルな災害体験を通じて、防災に関する知識・技術を学び、防災のための行動力を高めることができる。



〒761-8002

香川県高松市生島町 689-11

(香川県消防学校教育訓練棟 1階)

開館時間：午前9時から午後5時まで

入館料：無料

休館日：毎週月曜日・年末年始

TEL:087-881-0567

FAX:087-881-0568

② 起震車

香川県には県保有の起震車が1台あり、地震を疑似体験できる。

※ 利用する場合は、地元の消防署にお申込みください。

V 資料－6 香川県防災対策基本条例(抄)

(平成18年7月15日 香川県条例第57号)

〔前文〕

平成16年に県内に甚大な被害をもたらした台風災害を受け、本県でも防災対策が重要であることが改めて認識された。また、近い将来発生すると予測されている南海地震に備えるためにも、より一層の防災対策の充実が必要である。

これまでの防災対策は、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画等により、県、市町等公的な機関が行う災害への対応を中心に実施されてきた。

しかし、これまでの災害の状況にかんがみ、被害を軽減するためには、公的な機関が行う防災対策のみならず、県民が自ら行う防災対策が重要であると改めて認識した。

県民が自らの身は自らで守る「自助」、地域の安全は地域住民が互いに助け合って守る「共助」及び行政による「公助」という理念の下、県民、市町及び県が、協働して防災対策を行うことで、被害を最小限度にとどめることができる。

こうした考えを県民、市町及び県が共有し、災害に強い人づくりと県土づくりを行うため、ここに、私たちは、この条例を制定する。

〔防災教育〕

第23条 小学校、中学校、幼稚園又は保育所を設置し、又は管理する者は、児童、生徒又は幼児が、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保することができるように、災害及び防災に関する教育の実施に努めるものとする。

V 資料一七 学校における防災グッズ・避難所における非常用備蓄品（例）

学校における防災グッズ・避難所における非常用備蓄品（例）

【防災グッズ】

- 防災ずきん又はヘルメット（安全帽）
- マスク
- 救急医療品
- 携帯型ラジオ（FM文字多重放送受信機能付）・携帯テレビ

【非常用備蓄品】

香川県の「緊急物資の備蓄マニュアル」には、避難所における備蓄品について、次のように記載されている。

《食料》

- * 主食（3日分）・・・クラッカー、乾パン、パンの缶詰、おかゆ等のレトルト食品
即席めん、アルファ化米、米穀、水もどし餅
- * 副食・・・梅干、しょうゆ漬、たくわん、つくだ煮・煮豆、缶詰
- * 調味料・・・みそ、しょう油、食塩
- * 粉ミルク

《飲料水・給水資機材》

- * 飲料水・・・3リットル×人数×3日分（3リットル＝一人が一日に必要な水の量）
- * 給水資機材・・・給水タンク、角型ポリ容器、ホース

《生活必需品》

- * 飲食関連用品・・・使い捨て食器、缶切り、栓抜き、ほ乳瓶
- * 防寒関連用品・・・使い捨てカイロ、毛布、寝具
- * 衛生関連用品・・・タオル、ティッシュ、石けん、生理用品、ゴミ袋、消毒薬、紙おむつ（大人用、子供用）、洗剤、歯ブラシ、トレットペーパー
- * 証明関連用品・・・懐中電灯、マッチ、ろうそく
- * エネルギー関連・・・電池

《避難所用資機材》

- * 避難所設置資機材・・・仮設テント、ロープ、防水シート、間仕切りダンボール
断熱マット・たたみ
- * 飲食関連用品・・・鍋、やかん、包丁、まな板
- * 衛生関連用品・・・簡易トイレ、トイレ用テント
- * 照明関連用品・・・投光器、発電機

【参考文献】

- 防災教育のための参考資料 「生きる力」をはぐくむ防災教育の展開 (文部省 平成10年)
- 非常災害時における子どもの心のケアのために (文部省 平成10年)
- 学校防災マニュアル 改訂版 (兵庫県教育委員会 平成18年)
- 学校防災管理マニュアル等 (徳島県教育委員会 平成18年)
- 学校における地震防災の手引 (三重県教育委員会 平成9年)
- 学校管理下における危機管理マニュアル (三重県教育委員会 平成19年)
- 三重県地震防災ガイドブック (三重県防災危機管理局・三重県教育委員会)
- 防災教育指導資料 地震防災教育指導編 資料編 (山梨県教育委員会 平成9年)
- 震災の手引 (香川県教育委員会 平成8年)
- 「地震と火山」
(気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/whitep/2-1.html>)
- 「台風情報」 (気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp/jp/typh/>)
- 学校危機管理マニュアル (東京都教育委員会 平成19年)
- わが家の防災対策BOOK保存版 (香川県 平成18年)
- 香川県地域防災計画 (香川県防災会議 平成19年)
- 香川県南海地震被害想定調査の概要 (香川県 平成17年)
- 自助・共助・公助の連携と協同を目指して－香川県防災対策基本条例の概要－
(香川県 平成19年)
- 奈良県学校地震防災教育推進プラン (奈良県教育委員会 平成18年)
- 防災教育支援に関する懇談会 中間とりまとめ (文部科学省 平成19年)
- 学校の防災体制の充実について－第1次報告－ (文部省 平成7年)
- 学校の防災体制の充実について－第2次報告－ (文部省 平成8年)
- 横浜市学校防災計画 (横浜市教育委員会 平成18年)
- 学校の地震防災対策マニュアル (改訂版) (静岡県教育委員会 平成16年)
- 学校の津波対策マニュアル (暫定版) (静岡県教育委員会 平成23年)
- 宮崎市立小・中学校における津波被害安全対策マニュアル
(宮崎市教育委員会 平成23年)
- 学校防災マニュアル (地震・津波災害) 作成の手引き (文部科学省 平成24年)
- リーフレット「津波警報が変わりました」 (気象庁ホームページ 平成25年)
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tsunamikeihou/index.html>

※ 本文には、上記参考図書から引用した部分があります。

防災の手引

平成25年3月一部改訂

発行 香川県教育委員会